第２編　一般計画編

第１章　災害予防計画

第１節　気象等観測・予報計画

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

１　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けたものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

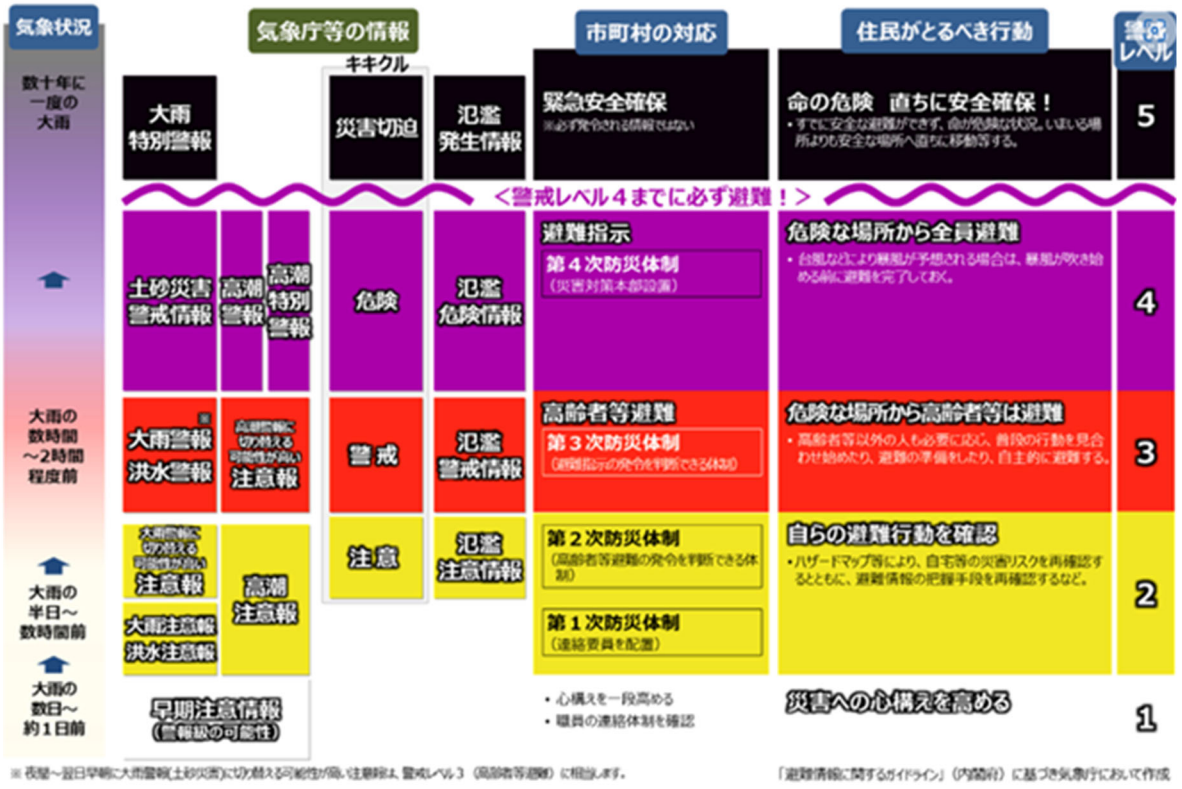

（気象庁ホームページより引用）

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

２　一般の利用に適合する予報及び警報

府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定める。

３　気象に関する防災気象情報

（１）定義

ア　警報とは、気象業務法に基づき、府内のどこかで重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、京都地方気象台が発表する予報をいう。

イ　注意報とは、気象業務法に基づき、府内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、京都地方気象台が発表する予報をいう。

（２）予報警報区域

本町に関する気象予警報等は京都地方気象台が担当する。

一次細分区域名 （略称） 発表担当	二次細分区域名	市町村等 をまとめた 地域
京都府北部 （北部） 京都地方気象台	京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町	丹後
	舞鶴市、綾部市	舞鶴・綾部
	福知山市	福知山
京都府南部 （南部） 京都地方気象台	南丹市、京丹波町	南丹・京丹波
	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都・亀岡
	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井出町、宇治田原町	山城中部
	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南部

京都地方気象台への照会窓口

照合事項	京都地方気象台担当課
１　天気予報及び気象の現況に関すること	現　業　室
２　発表中の注意報・警報に関すること	現　業　室
３　発表中の津波予報に関すること	現　業　室
４　防災気象業務一般に関すること	事　務　室
５　過去の観測資料・統計資料に関すること	現　業　室
６　災害・異常気象の記録に関すること	現　業　室
７　沿岸海域の気象に関すること	現　業　室
８　海上の気象に関すること	大阪管区気象台

京都地方気象台　　現業室　　京都府防災行政無線　　8－717－8109

加入電話　　075－841－3008

事務室　　京都府防災行政無線　　8－717－8101

加入電話　　075－841－3006

（３）特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、府内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称（伊根町は「丹後」の区域）が用いられる場合がある。

いずれかの警報・注意報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

警報・注意報の解除の通知は、これまで継続中の警報・注意報の全てを解除する場合にのみ行う。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警　報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	晩霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※　地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（４）キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル　３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

（５）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（６）気象情報（全般、近畿地方、府）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に気象庁本庁から全般気象情報が、大阪管区気象台から近畿地方気象情報が、京都地方気象台から京都府気象情報が発表される。

ア　台風に関する気象情報

「令和〇年台風第〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

イ　大雨（雪）に関する気象情報

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が発表される。

ウ　その他の気象情報

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。これらの情報は、次の場合に発表する。

（ア）注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意を改めて喚起する必要がある場合

（イ）長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

（７）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等（ただし、平成 16 年以降に合併した市町は旧市町、京都市域は行政区。京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

発表基準等について、

ア　土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として 60 分雨量と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、１キロメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去（1988 年～2004 年）の事例を参考に基準値を定めた。平成 30 年に検証対象災害事例（1988 年～2015 年）、令和２年に検証対象災害事例（1991 年～2018 年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。

イ　過去の災害が無い１キロメッシュについては、等ＲＢＦＮ出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

ウ　気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報の発表を想定している。土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

（８）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組みあわせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生に繋がるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

府の雨量による発表基準は、１時間 90 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。

（９）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。

●気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報基準表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※１　発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

●気象等に関する特別警報の指標（発表条件）

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の基準値

「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる表面雨量指数の基準値」、「大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる流域雨量指数の基準値」参照

○台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

※１　台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

※２　温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の 50 年に一度の積雪深の値

『「50 年に一度の積雪深」の地点別一覧』参照

大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

令和２年７月 30 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	土壌雨量指数基準
丹後	伊根町	296～304 （格子の場所により、基準が異なる）

※１　基準値以上となる１km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

雨に関する50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

地域					50年に一度の値	
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域	表面雨量指数	流域雨量指数
京都府	京都府	北部	丹後	伊根町	26	40

※1 大雨特別警報（浸水害）は、以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数の値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

50年に一度の積雪深の値

令和6年11月1日現在

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）
京都府	峰山	124	110

※1 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

※2 大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

京都地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び本町における発表基準

令和５年６月８日現在
発表官署　京都地方気象台

伊根町	府県予報区		京都府		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		丹後		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	126	
	洪水		流域雨量指数基準	筒川流域=14、長延川流域=8.3、田原川流域=5.9	
			複合基準※１	筒川流域=（５、12.6）	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
				海上	25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ50cm
				山地	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.1m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	６	
			土壌雨量指数基準	89	
	洪水		流域雨量指数基準	筒川流域=9.7、長延川流域=６、田原川流域=4.7	
			複合基準※１	筒川流域=（５、9.7）、長延川流域=（５、６）、田原川流域=（５、4.5）	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	12m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
				海上	15m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	0.8m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度40％で、実効湿度70％		
	なだれ		①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温７℃以上又はかなりの降雨※２		
	低温		最低気温－４℃以下※３		
	霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で 具体的には最低気温が４℃以下になると予想される場合		
	着氷				
	着雪		24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：０℃～３℃		
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	90mm	

※１　表面雨量指数、流域雨量指数の組みあわせによる基準値を表している。
※２　気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。
※３　気温は舞鶴特別地域気象観測所の値。

ア　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切換えられる。

イ　情報の取り扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

＜府県版、市町村版参考資料＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html）を参照

＜平坦地、平坦地以外の定義＞

平坦地：概ね傾斜が 30‰以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）/（全て－河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25％以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

ウ　「京都地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び本町における発表基準」の解説

（ア）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

（イ）大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（ウ）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（エ）表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、又現象による災害が極めて稀（まれ）であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

（オ）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

エ　大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説

（ア）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。

（イ）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

（ウ）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

（エ）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は１㎞四方ごとに設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。１㎞

四方ごとの基準値については、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（オ）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

（カ）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、別表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（キ）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組みあわせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（ク）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(10) 伝達系統

別表１による。

(11) 伝達方法

ア　予警報等は、府災害対策課及びＮＴＴ西日本（警報に限る）を通じて総務課に通知される。土砂災害警戒情報は、京都府土砂災害情報システムを通じても通知される。

イ　総務課は、予警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。

ウ　時間外において予警報通報を受理したときは、総務課長に連絡し、総務課長は町長等と協議のうえ、必要と認めるときは、関係職員を招集し、伝達系統により伝達先へ通報する。

エ　無線、有線通信途絶時における伝達については、広報車を活用する等迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

別表１　気象業務法の伝達系統図

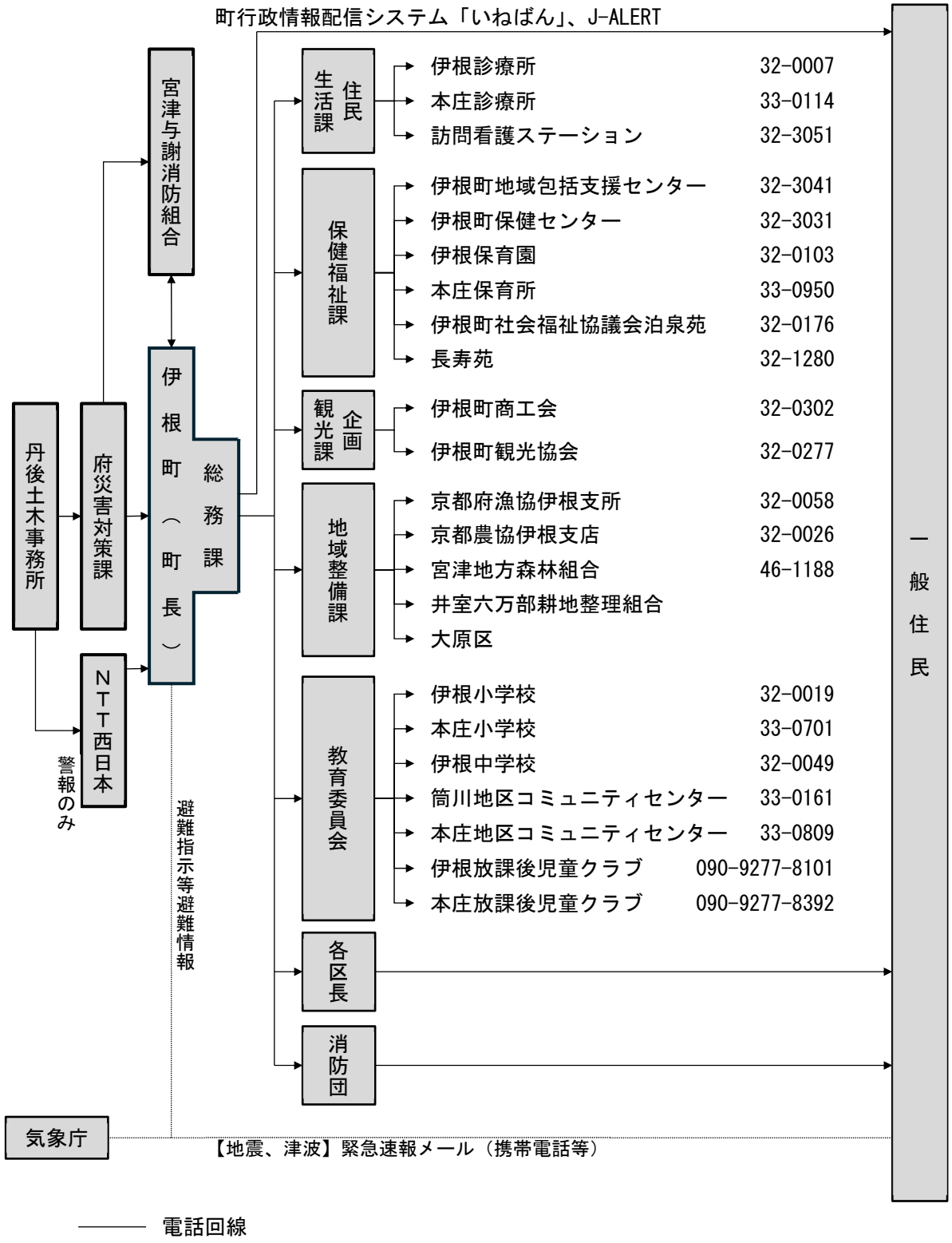

４　水防法に基づくもの

（１）予警報の種類

種類	発表の基準
大雨（雪）注意報	一般予報・警報の内容に準じる
大雨（雪）警報	
洪水注意報	
洪水警報	
高潮注意報	
高潮警報	
水防警報	

（２）水防活動に利用する気象情報

・台風情報
・大雨情報
・記録的短時間大雨情報
・その他水防活動に密接に関連する情報

（３）避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

（４）水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は本節内参照のこと）

（５）町内の雨量・水位観測所

本町には府で設置した雨量・水位観測所があるため、施設の整備を図り、正確なデータの収集に協力する。

観測所名	所在地	土木事務所名	区分	観測方法等		
伊　根	伊根町 字本庄上	丹後	雨量観測	水防テレメータ		
			水位観測 （筒川）	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位
				0.50m	0.80m	1.30m
日　出	伊根町字日出	丹後	雨量観測	水防テレメータ		

（６）水防警報周知区域

筒川流域で浸水のおそれのある地区（本庄上地区、本庄宇治地区、本庄浜地区）

（７）伝達系統

別表２による。

（８）伝達方法

一般予報、警報の伝達方法に同じ。

別表２　筒川水防警報の伝達系統図

5　消防法に基づくもの

（１）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに京都地方気象台が京都府知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	京都地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、区域内に在る者の火の使用を制限するために発令する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	６（１）の発令基準による。

6　火災警報

（１）発令基準

ア　宮津与謝消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発令することができる。

イ　宮津与謝消防組合管理者が火災警報を発令する場合の基準は次による。

（ア）実効湿度 55%以下、最小湿度 35%以下で、風速毎秒７ｍ以上又は７ｍ以上となる見込みのとき。

（イ）平均風速 12m以上の風が１時間以上連続して吹く見込みがあるとき。ただし、降雨、降雪時は除く。

ウ　宮津与謝消防組合管理者は火災警報を発令したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

（２）伝達系統

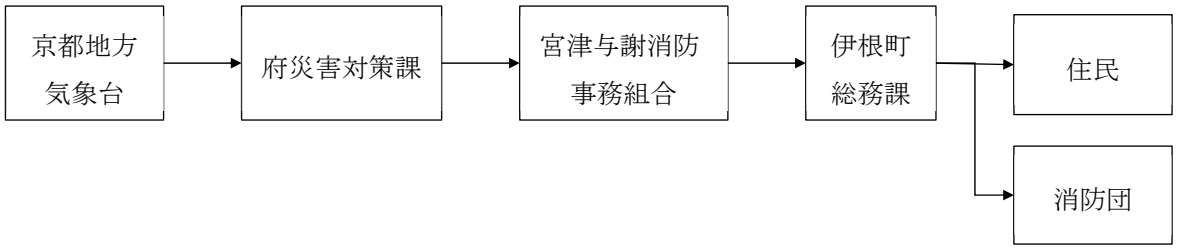

（３）伝達方法

ア　火災警報の通報連絡は、伝達系統により住民に周知徹底する。

イ　消防団長は、通報を受けたときは、消防施設にこれを標示した旗等を揚げる。

7　異常現象発見時の措置

（１）発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（例えば激しい降雨、降雪、異常水位・潮位、地すべり、なだれ、火災など）を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

ア　役場

イ　警察署又は警察官駐在所

ウ　宮津与謝消防組合

エ　消防団

オ　宮津海上保安署

（２）町長への通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた町職員、警察官、消防職員、消防団員又は海上保安官は直ちに町長（総務課）に通報する。

（３）町長の関係機関への通報

町長は、前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに別表３により通報する。

（４）一般住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平素から広報紙等により住民に周知徹底しておく。

（５）異常現象通報系統

別表３による。

別表３　異常現象発見時の通報系統図

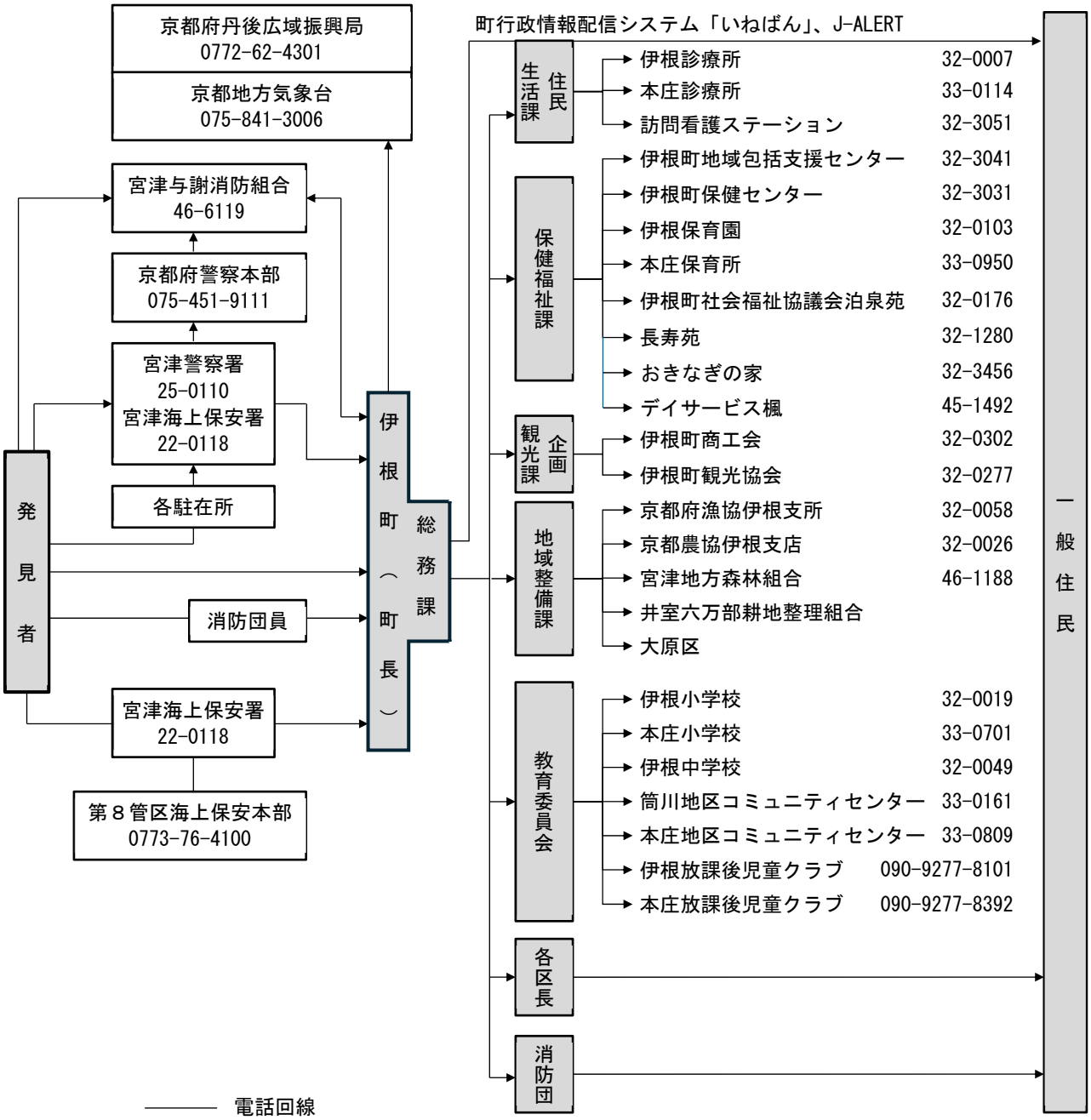

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域		対象水位観測所（m）							発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		水防警報	水位情報通知周知
筒川	起点	田原川合流点	伊根	伊根町本庄上桜1530-１地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98	京都府丹後土木事務所長	平18.６．２	平27.５.29
	終点	終点（海）										

京都府　雨量観測所（テレメータ）

（令和２年４月１日現在）

No	観測所名	所在地	管理者
3	伊根	伊根町本庄上桜1530-１地先	丹後土木事務所長
8	日出	伊根町大字日出小字毘沙門１-２	

水位観測所（通常水位計）

（令和３年４月１日現在）

No	観測所名	河川名	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	堤防高（m）	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
5	伊根	筒川	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98	伊根町本庄上桜1530-１地先	丹後土木事務所長		○	○

京都府水位観測所（危機管理型水位計）

（令和３年４月 19 日現在）

No	観測所名	河川名	設置箇所	管内
16	丹後-長延川-１	長延川	与謝郡伊根町字本庄宇治　宇治橋	丹後

河川監視カメラ

（令和２年４月１日現在）

No	河川名	箇所名	所在地	管理者
7	筒川	水の江橋	伊根町本庄上	丹後土木事務所長

京都府積雪観測所及び警戒積雪深

土木事務所名	観測地点	所在地	警戒積雪深（cm）
丹後土木事務所	伊根町平田	与謝郡伊根町平田	70
	伊根町本庄上	与謝郡伊根町本庄上	90
	伊根町日出	与謝郡伊根町日出	80
	伊根町寺領	与謝郡伊根町寺領	140
	伊根町蒲入	与謝郡伊根町蒲入	90

第２節　情報連絡通信網の整備計画

大規模な災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに住民に対する警報、避難警告等の伝達が必要となる。

このため、本町、府及び防災関係機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

１　平時の情報通信の確保（企画観光課、総務課）

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、又災害を最小限にするためにも必要なことである。本町では行政情報の迅速かつ的確な伝達を行うため、各戸に配備した端末に文字及び音声で情報を伝達する町行政情報配信システム「いねばん」を整備している。本システムはＪ－ＡＬＥＲＴにも連携しており、大規模災害時における住民への迅速な情報伝達も可能となっている。（連絡系統図は第２章第３節「通信情報連絡活動計画」参照のこと）

当該システムの円滑な運用を図るため、関係職員の操作方法等の習熟を図る他、府や関係機関の防災情報系システムとの連携も促進する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の維持管理を行う。

２　緊急時の情報通信の確保（総務課）

（１）防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員を常時配置する体制を整備する。

（２）防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び緊急時指定職員の自動参集を補完するため、携帯電話一斉メールなどの一斉呼出しシステムを推進する。

３　各機関の無線通信の利用（総務課）

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。本町は、災害時に府（災害対策本部）に対して情報連絡、被害報告等が不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。

また、情報収集要因等の確保のため、日本アマチュア無線連盟京都支部による通信系の協力体制について整備する。

４　本町・防災機関等の非常通信

災害時に予想される通信混乱に際して、本町から府災害対策本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

（１）本町

災害時に本町から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。

（２）関係機関

無線を整備している防災関係機関は、本町及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力するものとする。

また、携帯電話通信各社は、携帯電話を活用した情報提供サービス（緊急速報メール）の利用促進に努める。

ア　人命の救助に関すること。

イ　被害状況などの通信に関すること。
ウ　応援若しくは支援要請に関すること。
エ　その他、災害に関して緊急を要すること。

５　緊急速報メール等の活用

本町及び府は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、町行政情報配信サービス「いねばん」の他、携帯電話の緊急速報メール、ＳＮＳ、ホームページ、Ｌアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第３節　河川防災計画

本町を流れる河川は筒川をはじめ、集中豪雨等により氾濫する危険性があり、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。また、近年河川改修規模を超える集中豪雨等による被害が増加傾向であり、従来の河川整備に加え、ソフト対策を組みあわせることによる被害の軽減等、より効果的な治水対策を図る。

１　河川災害予防（地域整備課）

（１）河川の状況

町内を流れる河川で、河川法の適用を受ける２級河川は次表のとおりであり、その他これらの河川に注ぐ多数の小河川及び水流がある。

洪水に際しての河積の狭小、又無堤低地、狭さく部等の原因による水害は、今なお河川の等級大小にかかわらずその被害は少なくない。また、山間地においては、集中豪雨型の風水害を受けると山腹崩壊、河岸の浸食等による土砂災害を受けやすい。

ア　２級河川

河川名	延長（m）	水源並びに流域
筒　川	14,352	寺領、朴丸、野村、本坂、越山、本庄上、本庄宇治、本庄浜
朝妻川	3,762	大原、井室、六万部、泊
長延川	3,795	長延、本庄宇治
田原川	3,377	成、湯之山、滝根、越山
奥田川	2,922	峠、本庄上

イ　準用河川

河川名	延長（m）	水源並びに流域	河川名	延長（m）	水源並びに流域
下長延川	800	長延	河来見川	1,900	河来見、野村
三坂川	500	長延	畑川	2,000	薦池、朴丸
長延川	400	長延	碇川	1,000	寺領、朴丸
滝山川	900	本庄上	田坪谷川	700	田坪、寺領
カウツ谷川	500	峠	筒川	700	大段
二ツ川	1,100	畑谷	用谷川	1,000	泊
奥田川	400	峠	大谷川	500	峠
四谷川	700	本庄上	朝妻川	260	大原
福之内川	3,200	福之内、菅野、滝根	日出川	800	田原、日出
菅野川	1,100	菅野	小泊川	200	泊
崩川	400	成	小川	600	本庄浜
足谷川	2,500	足谷	真嶋谷川	600	蒲入
吉谷川	2,300	吉谷	カマヤ川	900	蒲入
森田敷川	300	野村	計　　27	26,260	

（２）河川改修計画

筒川、朝妻川など、府において逐次河川改修が行われており、一定の効果をあげている。その他の２級河川は、未改修のものが多く、災害防止を前提とした改良について今後も指定河川については、府の治水対策の積極的な実施を強く要請していく。また、準用河川の未改修河川についても低地帯の冠水の防除とともに農業用水と防火用水として重要であるため年次計画で改修整備を推進する。

（３）浸水想定区域内における防災対策

ア　浸水想定区域の周知

筒川浸水想定区域図により区域の周知を行う。

イ　避難情報等の伝達方法

気象予報伝達計画に基づき町行政情報配信システム「いねばん」により伝達する。その際に住民の円滑なかつ迅速な避難のため、河川の状況及び避難所の開設状況についても伝達をする。

ウ　浸水想定区域内の要配慮者施設及び避難情報の伝達方法

名称	所在地	電話番号	伝達方法
町立本庄保育所	伊根町字本庄上 92	0772-32-0950	気象予報伝達計画に基づき関係課から連絡を行う。
町立本庄小学校	伊根町字本庄浜 68	0772-33-0701	

第４節　林地保全計画

本町における林野面積は総面積の約８割を占めている。このような特性を持つ地域において、森林は木材、林産物の供給、国土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く住民に密着した関係を続けている。

このため森林を適正に保全することは防災上からも極めて重要な課題である。

また、林野火災は、ひと度発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

１　国有林・官行造林、公有林対策（地域整備課）

町内の森林面積は 5,090ha であり、そのうち国有林・官行造林が約 178ha、公有林（本町・府・財産区）が約 1,541ha となっている。

これらの林地については、国や府の事業とともに、本町は第６次伊根町総合計画を基とし、国土保全緊急度の高い箇所を優先して計画する。

また、台風による被害の予防については、健全な林野の育成に努めることとし、多雪地帯の造林事業の実行に当たっては、努めて匍(ほ)行(こう)防止帯及び防雪保残帯等の設定を計画し成林を図る。

２　民有林対策（地域整備課）

（１）治山事業

町内森林面積 5,090ha のうち約 934ha は、水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備の保安林に指定されているが、山地が総面積の約 82%を占めているところから、山地に起因する災害が依然絶えない現状にある。

従って、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地については、保安林の指定を進め、治山工事の拡充と造林の推進に努める。

（２）保安林の整備

保安林に指定されている個々の森林の特性を考慮し、保安要件に適合した機能を最大限に有するよう整備を進める。また、森林資源の保全のため水源涵養保安林の整備を図る。

ア　自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実を図る。

イ　保安林の管理を重点的に進め、山地災害危険地区に判定された保安林について、その機能回復を図る。

（３）森林整備事業（造林事業）

本町の民有林面積のうち人工林面積は約 1,626ha であり、広葉樹の天然林が 51.8%（約 2,547ha）を占め、大半の森林が未利用のまま放置されている。

さらに人工林の伐採後に植林されないケースもあり、森林資源の循環利用が適切に行われないことが懸念される。

また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して本町が災害防止のための間伐など必要な管理を進める。

放置され、機能の低下を招いている人工林については、更新伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備する。

人工林が台風等により倒木被害を受けた場合は、早期復旧に向け、被害木の伐倒や集積等、再造林に向けた整備を支援する。

（４）山地災害危険地区の周知等

人的被災を極力軽減するため、府は本町を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

町内の山地災害危険地区の種類	箇所数	備考
山腹崩壊	52箇所	－
地すべり	２箇所	－
崩壊土砂流出	22箇所	－
合計	76箇所	－

以下、各指定区域の位置については、「京都府・市町村共同　統合型地図情報システム」（京都府ホームページ）に掲載されている。

山腹崩壊危険地区

番号	位置		面積		治山事業進捗状況	保全対象			危険地区の危険度
	大字	字	調査地区(ha)	危険地区(ha)		人家	公共施設	道路	
1	亀島	亀栗	7	6	概成	10	2	府	A
2	亀島	蛇ノ池	4	4	無	17	0	府	A
3	亀島	亀山	3	2	概成	80	2	府	A
4	亀島	ニビ谷	11	11	概成	121	2	府	A
5	平田	ダケ	2	2	無	12	1	町	A
6	平田	七面山	5	5	概成	63	3	町	A
7	平田	イガロ	18	17	概成	77	3	国	A
8	亀島（高梨）	稲場	8	8	概成	55	1	町	A
9	日出	奥ノ谷	8	8	概成	30	0	町	A
10	日出	今谷	8	7	無	11	1	国	A
11	日出	小坪谷	10	8	無	23	0	町	A
12	日出	横枕	4	4	無	6	5	国・府	A
13	平田	別添	7	7	無	51	5	国	A
14	新井	大成坂	16	13	無	6	0		A
15	新井	子ブシ	2	2	概成	26	1	町	A
16	大原	丸山	4	4	無	32	0	町	A
17	大原	ハカノ谷	3	1	無	2	1	町	B
18	大原	丸山	4	1	無	23	0	町	B
19	大原	ゾウシキ	1	1	無		1	国	B
20	大原	ビヤノコ	8	3	無		1	国	A
21	泊	荒神山	4	4	概成	10	0	町	A
22	泊	奥	1	1	無	6	0	町	A
23	津母	サクラ畑	31	15	無	23	1	町	A
24	泊	家ノ山	3	3	無	20	2	町	A
25	六萬部	寺ノ上	6	5	無	17	3	国・町	A
26	井室	谷山	5	5	無	26	3	国	A
27	峠	分上	24	23	無	23	1	府・町	A
28	本庄浜	奥ノ山	4	4	概成	34	1	府・町	A
29	本庄浜	奥ノ山	3	3	無	12	0	町	A
30	野室	谷頭	3	2	無	17	1	町	A
31	本庄宇治	宇治表	5	5	無	12	0	町	A
32	本庄上	中尾	5	1	無	74	6	国・府	B
33	本庄上	坂山	10	7	無	15	1	府	A
34	蒲入	アキヤ	2	2	概成	2	0	－	B
35	蒲入	上ノ山	3	3	無	67	2	国・府	A
36	蒲入	ツトケ谷	2	2	無	64	1	国・府	A
37	長延	イケノタワ	3	3	無	3	1	町	A
38	長延	イケノタワ	6	6	無	12	1	町	A

番号	位置		面積		治山事業進捗状況	保全対象			危険地区の危険度
	大字	字	調査地区(ha)	危険地区(ha)		人家	公共施設	道路	
39	菅野（滝根）	コハザ	3	1	無	13	1	町・林	B
40	菅野	アンロク	4	4	無	18	1	府	A
41	菅野	ロクロダニ	1	1	概成	9	0	町	C
42	菅野	城山	4	4	無	12	1	府	A
43	菅野	城山	4	3	無	47	1	町	B
44	本坂	尾畑ケ	4	3	無	18	4	府	A
45	本坂	堀コシ	1	1	無	13	0	府	A
46	野村	下坪	2	1	無	1	0	府・町	B
47	野村	家ノ上	3	2	無	15	1	府	B
48	野村	堂ノ奥	5	5	無		1	府・町	A
49	野村	カラス谷	4	4	概成	8	1	府	A
50	菅野（滝根）	サタバタ	3	3	無	4	0	府	B

地すべり危険地区

番号	位置		面積(ha)	治山事業進捗状況	保全対象			危険地区の危険度
	大字	字			人家	公共施設	道路	
1	田坪	マキ尾	36	概成		0	林	B
2	菅野	菅野谷	28	概成	7	0	町	A

崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		面積(ha)	治山事業進捗状況	保全対象			危険地区の危険度
	大字	字			人家	公共施設	道路	
1	平田	ダケ	0.53	概成	10	1	府	B
2	亀島	黒内	0.59	無	10	1	府	A
3	日出	大成	1.56	概成	5	1	町	A
4	大原	ヨヲ谷	0.45	無	27	0	町	B
5	大原	大谷	0.96	無		0	国	B
6	泊	仲畑	2.70	無	100	0	町	B
7	泊	ノロセ道	0.38	無	8	0	町	C
8	本庄浜	大谷平ラ	3	概成	6	0	町	B
9	本庄宇治	岩鼻	1.32	無	11	0	町	B
10	本庄浜	奥ノ山	0.75	無	0	0	府	B
11	本庄上	サル平	2.40	無	3	0	府	B
12	本庄上	殿村四谷北	1.20	無	0	1	町	A
13	蒲入	カマヤ清水ヶ原	3.60	概成		1	国	A
14	長延	キヒヨ	1.05	概成	3	0	町	C
15	長延	三坂	3.60	概成	3	0	町	C
16	菅野	シンシヤガタケ	2.85	無	1	0	府	C
17	菅野	大平	1.20	概成	6	0	町	B
18	本坂	カヤガ成	2.25	無	12	1	府・林	A
19	野村	長谷	1.92	無		0	府・町	C
20	野村	イカリ谷	0.50	無	1	0	府	B
21	野村	イズカミ	7.20	無	0	0	府	C
22	野村	ソブカミ	4.50	無	0	0	町	C

３　林野火災予防対策（地域整備課、総務課）

（１）気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるため、気象予警報を的確に把握し予防に万全を期する。

（２）巡回監視

本町内において林野火災発生の危険が高い期間（春季、秋季）火災発生危険区域を重点に消防団員により巡回監視、連絡、通報等の任務に当たらせ林野火災の予防に努める。

（３）入山者等に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不始末によるもの、又は火入れ等林内作業によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置する。

ア　入山者に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコの不始末による火災を防止するため、次のような措置をとる。

（ア）火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

（イ）みだりに火を焚く者に対する警告、取締りを行う。

（ウ）観光関係者による防火思想の啓発を図る。

イ　林内事業者に対する措置

（ア）林内事業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置する。

（イ）事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火場所を設け標識及び消火設備を完備する。

（ウ）事業箇所の火災責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図る。

ウ　火入れ作業等に対する措置

（ア）火入れをしようとする者は、その森林又は土地を管轄する町長の許可を受けたのち防火の設備をし、隣接する山林の保有者等に火入れをする旨の通知をしなければならない。

（イ）町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線等について指示する。

（４）林野火災消防対策

本町及び消防機関は、平常時より次の事項に留意し林野火災発生の際には、関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図る。

ア　消防組織の整備

イ　林野火災消火訓練

ウ　消火資材の整備

（５）宮津与謝消防組合への通報

ア　町長は、火入れの許可を与えた場合は宮津与謝消防組合消防長に対し、火入れ許可証の写しに見取り図を添付し別に定める通報書により通知する。

イ　町長は、伊根町消防団に通報する。

ウ　アの通知を受けた消防長又は町長は、隣接市町へ通報するものとする。

第５節　砂防関係事業計画

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町内の土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

また、平成29年台風第18号や平成30年台風24号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知及び警戒避難体制の整備に関する所要の措置を定めること等により土砂災害の防止のためのソフト対策を推進する。また、土砂災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、本町は関係機関と連絡をとり、危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

１　土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

府は本町による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、概ね５年ごとに基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に順次指定する。

令和６年４月１日現在における町内の指定区域は下表のとおりである。

人的被災を極力軽減するため、本町は京都府自治体情報化推進協議会が運営する「京都府・市町村共同　統合型地図情報システム」の土砂災害警戒区域等情報マップを住民に広報して山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

（令和６年４月１日現在）

自然現象の種類	区域指定		備考
	警戒区域（箇所）	うち特別警戒区域（箇所）	
土石流	37	20	
急傾斜地の崩壊	91	91	
地すべり	8	－	
合　計	136	111	

町内に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が住民から寄せられたときは、府と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

２　土砂災害における警戒避難体制

本町が土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

（１）警戒又は避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、別途定める「避難情報の発令基準」等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

（２）適切な避難所及び避難路の設定、周知

避難所及び避難路の選定に当たっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定するよう努める。

設定した避難所、避難経路及び情報伝達経路等は、町地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し、周知徹底を図る。

（３）情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

（４）防災知識の普及及び防災活動の実施

本町は、町防災関係職員や住民に対して、土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

（５）要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域等内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、町地域防災計画に当該施設を位置付けることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施するものとする。本町は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（６）土砂災害警戒区域等における防災対策

ア　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聞いた上で、府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

イ　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

（ア）情報の収集・伝達について

情報の収集は、気象予警報、土砂災害警戒システム及び京都府土砂災害警戒情報システムを活用するほか、町職員及び消防団員による見回り及び住民による通報により行う。

情報の伝達は、気象予警報の伝達計画に基づき情報を収集し、住民及び関係機関に伝達を行う。

（イ）避難について

避難所の開設に当たっては土砂災害を受けるおそれのない場所を選定する。避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等避難情報を発令する。また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の避難が円滑になされるよう体制を整備する。消防団による避難誘導の分担は下記のとおりとする。

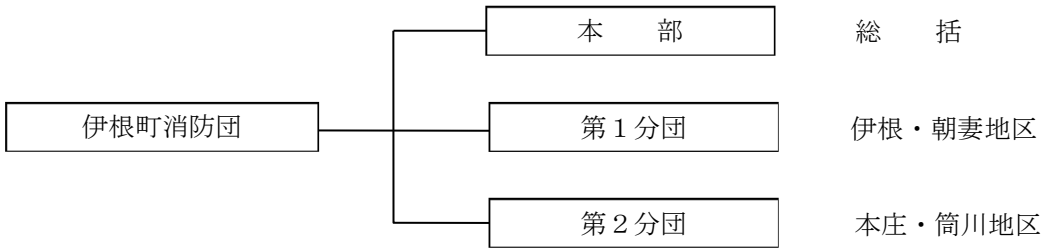

（ウ）防災知識の普及及び防災活動の実施について

ハザードマップ、避難所位置図を配布することで、住民に災害時の危険箇所と避難所を周知し、住民説明会や広報などを活かして、住民に対して土砂災害警戒区域等や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

ウ　要配慮者の避難について

警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう体制を整える。

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

名　　称	所　在　地	電話番号
特別養護老人ホーム長寿苑	六万部 154	0772-32-1280
軽費老人ホームケアハウス福寿荘	六万部 154	0772-32-1280
伊根デイサービスセンター	六万部 154	0772-32-1281
障害者就労継続支援事業所伊根の里	大原 145	0772-32-1424
伊根町国民健康保険本庄診療所	本庄上 1019-１	0772-33-0114
小規模多機能型居宅介護おきなぎの家	平田 151-1	0772-32-3456
地域密着型通所介護デイサービス楓	大原 494	0772-45-1492

３　土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

（１）府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼びかける情報が、府と京都地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

避難が必要とされる警戒レベル４に相当する場合に、本町は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の２、土砂災害防止法第 27 条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

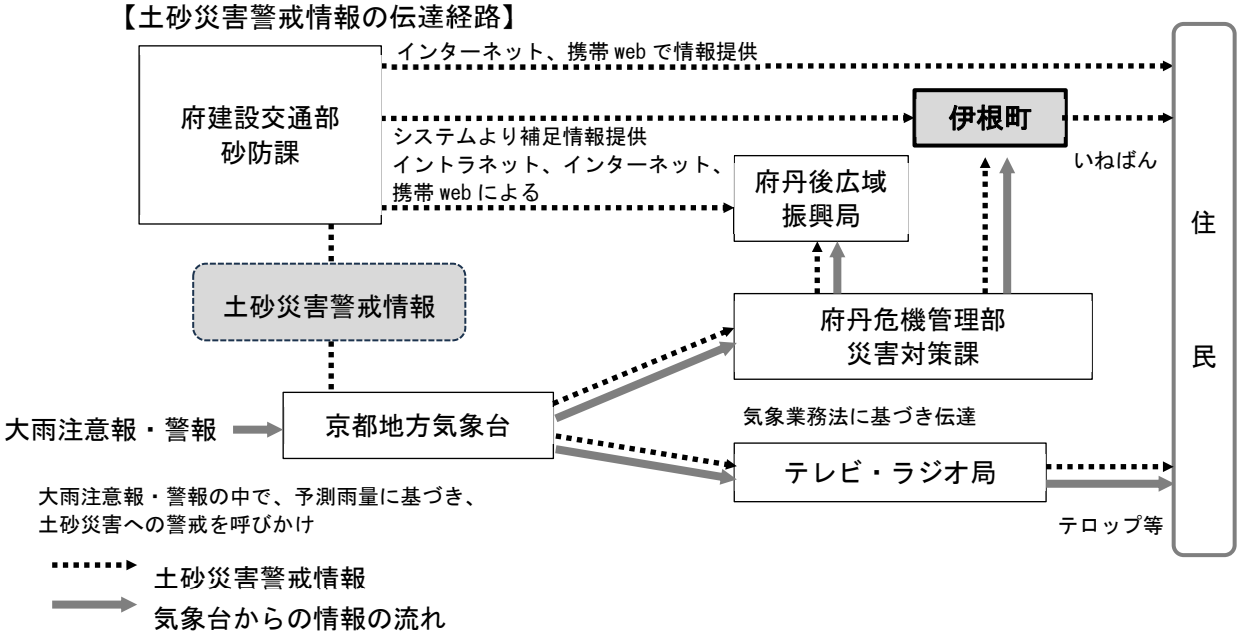

（２）基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、以下のとおりとする。

ア　警戒基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

イ　警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない

場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

ウ　地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

（３）発表単位

府は本町に対して、土砂災害警戒情報を発表する。

（４）留意点

ア　土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

イ　土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

ウ　個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

（５）京都府土砂災害警戒情報システム

ア　システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、府の作成した１km メッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

情報発表の判定方法

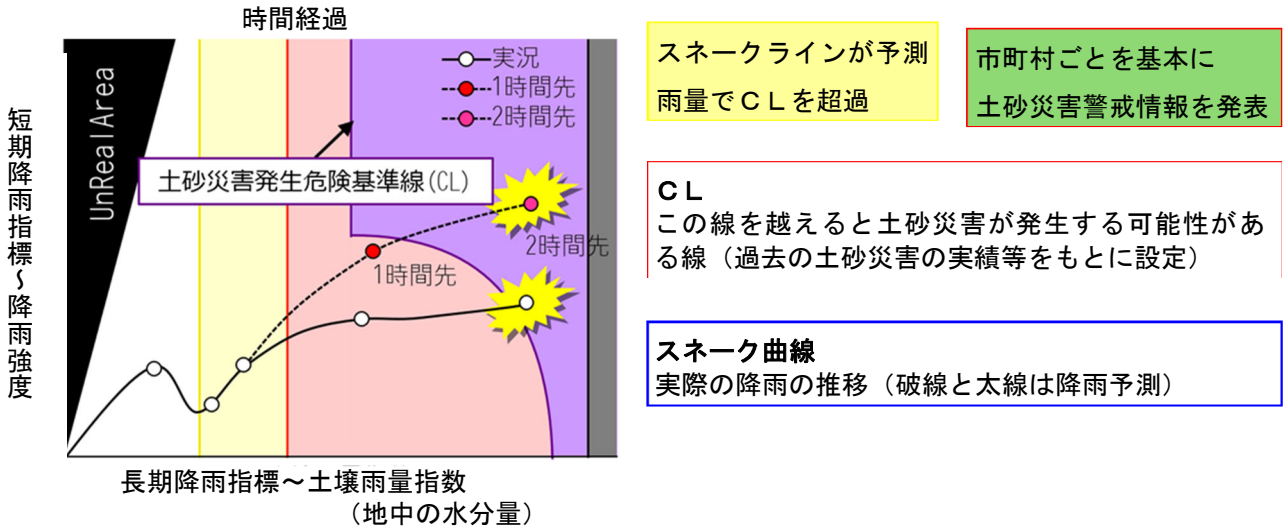

イ　本町への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断されたときには、本町へ京都府総合防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているＰＣメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Ｗｅｂで発信を行う。

ウ　用語解説

解析雨量：気象庁・国土交通省が保有する気象レーダーの観測データに加え、気象庁・国土交通省・地方自治体が保有する全国の雨量計のデータを組みあわせて、１時間の降水量分布を１km 四方の細かさで解析したもの。

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

ＣＬ：この値（線）を超えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

４　土砂災害防止計画

（１）土砂災害防止施設の整備（地域整備課）

風水害等により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等について防災施設の整備等の土砂災害対策を府の協力を得ながら促進するとともに、これら土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を図る。

ア　地すべり対策事業の施行

ひと度地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に行うなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を促進する。

イ　砂防事業の施行

砂防設備の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん堤工、流路工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

ウ　急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を推進する。

（２）警戒避難体制

ア　警戒情報等の収集伝達（総務課・地域整備課）

（ア）土砂災害警戒情報に基づく避難指示等避難情報の発令

本町は、府と京都地方気象台から土砂災害警戒情報が共同発表されたとき、地域住民に対して避難指示等避難情報の発令を行う。

なお、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としないこと、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないことに留意する必要がある。

（イ）土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

本町は、国土交通省や府が土砂災害緊急調査を実施したときは、調査結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）調査結果を入手・分析し、その内容を地域住民に周知するとともに、必要な対策の実施を図る。

イ　避難指示等避難情報の発令基準

第２章第９節「避難等に関する計画」及び別途定める「避難情報の発令基準」に準ずる。

ウ　要配慮者

第１章第 25 節「高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に準ずる。

５　土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令
土石流	砂防指定地	・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 ・特定緊急砂防事業	・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
	保安林指定地	・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業	
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	区域等なし保安林指定地	・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 ・災害関連地域防災崖崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連緊急治山事業	・地方財政法 ・森林法
	区域等なし	・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊防止事業	
地すべり	地すべり防止区域	・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 ・特定緊急地すべり対策事業	・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
なだれ		・災害関連緊急なだれ対策事業	

●土砂災害警戒区域等一覧表

急傾斜地の崩壊（計 91 箇所）

区域の名称		自治区名	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
井室Ａ	よ 1024	井室	○	○
井室Ｂ	よ 2009	井室	○	○
井室Ｃ	よ 2010	井室	○	○
井室Ｄ	よ 2038	井室	○	○
井室Ｅ	よ 2039	井室	○	○
井室Ｆ	よ 2040	井室	○	○
蒲入Ａ	よ 1042	蒲入	○	○
蒲入Ｂ	よ 1042-２	蒲入	○	○
蒲入Ｃ	よ 1042-３	蒲入	○	○
蒲入Ｄ	よ 1042-４	蒲入	○	○
蒲入Ｅ	よ 1042-５	蒲入	○	○
亀島	よ 1038	亀島	○	○
亀島Ａ	よ 1037	亀島	○	○
立石	よ 2012	亀島	○	○
新井Ａ	よ 1025	新井	○	○
新井Ｂ	よ 2011	新井	○	○
新井Ｃ	よ 2036	新井	○	○
越山Ａ	よ 2004	菅野	○	○
越山Ｂ	よ 2003	菅野	○	○
越山Ｃ	よ 2003-２	菅野	○	○
菅野Ａ	よ 2029	菅野	○	○
菅野Ｂ	よ 2029-２	菅野	○	○
菅野Ｃ	よ 2029-３	菅野	○	○
菅野Ｄ	よ 1041-２	菅野	○	○
菅野Ｅ	よ 1041	菅野	○	○
菅野Ｆ	よ 1041-３	菅野	○	○
成	よ 1015	菅野	○	○
滝根Ａ	よ 1014-４	菅野	○	○
滝根Ｂ	よ 1014-３	菅野	○	○
滝根Ｃ	よ 1014-５	菅野	○	○
湯之山Ａ	よ 1014	菅野	○	○
湯之山Ｂ	よ 1014-２	菅野	○	○
下地Ａ	よ 1027	大原	○	○
下地Ｂ	よ 1027-２	大原	○	○
上地Ａ	よ 1026	大原	○	○
上地Ｂ	よ 1026-２	大原	○	○
上地Ｃ	よ 2034	大原	○	○
大原	よ 2035	大原	○	○
長延Ａ	よ 2014	長延	○	○
長延Ｂ	よ 2015	長延	○	○
長延Ｃ	よ 2017	長延	○	○
長延Ｄ	よ 2017-２	長延	○	○
長延Ｅ	よ 2016	長延	○	○
津母Ａ	よ 1018	津母	○	○
津母Ｂ	よ 2042	津母	○	○
峠Ａ	よ 1016	峠	○	○
峠Ｂ	よ 1016-２	峠	○	○
峠Ｃ	よ 2037	峠	○	○

区域の名称		自治区名	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
峠D	よ 2043	峠	○	○
小坪	よ 1036	日出	○	○
日出A	よ 1035	日出	○	○
日出B	よ 1035-２	日出	○	○
日出C	よ 1035-３	日出	○	○
日出D	よ 2031	日出	○	○
日出E	よ 2032	日出	○	○
日出F	よ 2033	日出	○	○
小泊A	よ 1021	泊	○	○
小泊B	よ 1021-２	泊	○	○
大泊	よ 1019	泊	○	○
畑谷	よ 1017	畑谷	○	○
西平田	よ 1033	平田	○	○
大浦	よ 1030	平田	○	○
東平田	よ 1031	平田	○	○
東平田A	よ 1028	平田	○	○
東平田B	よ 1029	平田	○	○
本坂A	よ 2028	本坂	○	○
本坂B	よ 2028-２	本坂	○	○
向山	よ 1006	本庄宇治	○	○
本庄宇治	よ 1007	本庄宇治	○	○
今田	よ 1009	本庄上	○	○
本庄上A	よ 1010	本庄上	○	○
本庄上B	よ 1010-２	本庄上	○	○
本庄上C	よ 2041	本庄上	○	○
野尻	よ 1013	本庄上	○	○
港	よ 2001	本庄浜	○	○
本庄浜	よ 1004	本庄浜	○	○
本庄浜A	よ 1002	本庄浜	○	○
野室A	よ 2006	野室	○	○
野室B	よ 2006-２	野室	○	○
河来見A	よ 2020	野村	○	○
河来見B	よ 2020-２	野村	○	○
河来見C	よ 2020-３	野村	○	○
寺領A	よ 2022-３	野村	○	○
薦池	よ 2022-２	野村	○	○
朴丸A	よ 2022	野村	○	○
朴丸B	よ 2022-４	野村	○	○
野村A	よ 2021	野村	○	○
野村B	よ 1039	野村	○	○
野村C	よ 2022-５	野村	○	○
六万部A	よ 1020	六万部	○	○
六万部B	よ 1020-２	六万部	○	○

地すべり（計８箇所）

区域の名称		自治区名	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
日出	28	日出		○
新井	29	新井		○
菅野	30	菅野		○
野尻	31	本庄上		○
寺領	32	野村		○
河来見	61	野村		○
蒲入	33	蒲入		○
野室	60	野室		○

土石流（計 37 箇所）

区域の名称		自治区名	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域
小川	よ 015	本庄浜	○	○
長理場	よ 016	本庄浜		○
奥河原川	よ 017	本庄宇治		○
本庄宇治１	新よ 1011	本庄宇治	○	○
稲場	よ 004	亀島	○	○
イガロ	よ 005	平田		○
平田川	新よ 1012	平田		○
亀栗	よ 501-３	亀島	○	○
ﾔﾃ山	よ 006	亀島	○	○
黒内の谷１	よ 007-１	亀島	○	○
黒内の谷２	よ 007-２	亀島	○	○
鳥尾	よ 001	日出	○	○
大ﾅﾙ	よ 002	日出	○	○
奥ﾉ谷	よ 003	日出		○
小坪１	新よ 1010	日出	○	○
下地	新よ 1009	大原		○
泊	よ 2020	泊		○
滝谷	よ 011	井室		○
井室	新よ 2007	井室	○	○
谷山	よ 010	井室		○
見行谷	よ 009	六万部		○
宮ﾉ谷	よ 020	峠		○
宮坂	よ 018	長延		○
キビヨ	よ 019	長延	○	○
長延	新よ 2001	長延	○	○
真嶋谷川	よ 029	蒲入	○	○
蒲入	新よ 1001	蒲入		○
滝根谷川	よ 023	菅野		○
湯之山	よ 023-２	菅野	○	○
センネゴ	よ 024	菅野	○	○
菅野川	よ 025	菅野	○	○
本坂	よ 025-２	本坂	○	○
足谷	よ 027-２	本坂	○	○
寺領	新よ 1015	野村		○
カラス谷	よ 028	野村	○	○
家ﾉ上	よ 027	野村		○
ヲク	よ 021	本庄上		○

地すべり防止区域（計３箇所）

番号	地すべり防止区域名	所在地	面積（ha）	地質	適用
1	寺領	野村	9.04	第三紀層	昭和 41 年指定
2	菅野	菅野	25.00	第三紀層	昭和 57 年指定
3	河来見	野村	19.01	第三紀層	平成９年指定

地すべり危険箇所（計８箇所）

番号	箇所名	所在地	危険箇所概要		被害想定区域面積（ha）	要配慮者施設
			面積（ha）	地質条件		
1	菅野	菅野	29.8	凝灰角礫岩	34.9	
2	寺領	寺領	42.6	凝灰岩	42.6	
3	河来見	河来見	32.2	砂岩・泥岩	32.2	
4	日出	日出	8.3	砂岩・頁岩	8.3	
5	新井	新井	36.3	安山岩	36.3	
6	野室	野室	20.2	安山岩	20.2	
7	野尻	野尻	11.0	凝灰岩	11.0	
8	蒲入	蒲入	4.7	凝灰岩	4.7	

急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所（計 21 箇所）

番号	区域名	所在地	指定年次	追加指定年月日	面積（ha）	告示年月日	告示区域名
1	亀島	平田	昭和 46		1.9	昭和 46 年４月６日	
2	蒲入	蒲入	昭和 46		2.02	昭和 46 年４月６日	
				昭和 51		昭和 51 年８月３日	
				昭和 62		昭和 62 年３月 28 日	
3	西平田	平田	昭和 48		6.0	昭和 48 年３月 30 日	
4	東平田	平田	昭和 57		0.2	昭和 57 年３月 12 日	
5	日出	日出	昭和 58		0.63	昭和 58 年９月 30 日	
				昭和 62		昭和 62 年３月 28 日	
6	大浦	平田	昭和 60		0.68	昭和 60 年１月 18 日	
7	新井	新井	昭和 62		1.13	昭和 62 年３月 28 日	
8	本庄浜	本庄浜	昭和 62		0.56	昭和 62 年３月 28 日	
9	大浦Ⅱ	平田	平成元		0.25	平成元年３月 31 日	大浦
10	泊	泊	平成元		2.12	平成元年３月 31 日	
11	本庄上	本庄	平成元		0.68	平成元年３月 31 日	
12	井室	井室	平成４		1.96	平成４年３月 31 日	
13	六万部	六万部	平成５		1.41	平成５年５月 18 日	
14	野尻	本庄上	平成５		0.33	平成５年５月 18 日	
15	小泊	泊	平成７		1.41	平成７年３月 24 日	
16	本庄宇治	本庄宇治	平成 13		2.05	平成 13 年３月 30 日	
				平成 16		平成 16 年３月 26 日	
17	本庄浜Ⅱ	本庄浜	平成 14		0.76	平成 14 年３月 22 日	
18	本庄浜Ⅲ	本庄浜	平成 20		1.37	平成 21 年１月 13 日	
19	六万部Ⅱ	六万部、井室	平成 25		2.09	平成 26 年２月 21 日	
20	本庄上	本庄上	令和２		1.64	令和２年 12 月 25 日	
21	小坪	小坪	令和３		0.53	令和３年９月 14 日	
				令和４	0.17	令和４年５月 20 日	

急傾斜地崩壊危険区域（計 52 箇所）

番号	箇所名	所在地	危険箇所概要				要配慮者施設
			延長	高さ	傾斜度	地盤状況	
1	本庄浜Ⅰ	本庄浜	240	86	35	硬岩	
2	港Ⅰ	本庄浜	170	50	35	火山破屑物	
3	向山Ⅱ	本庄宇治	100	38	30	火山破屑物	
4	溝畔	本庄宇治	150	22	30	火山破屑物	
5	今田	本庄上	120	20	43	火山破屑物	
6	本庄上Ⅰ	本庄上	290	46	43	段丘堆積物	本庄診療所
7	野尻	本庄上	160	18	32	火山破屑物	
8	湯之山	管野	160	32	35	火山破屑物	
9	成	管野	190	34	37	火山破屑物	
10	峠Ⅰ	峠	320	26	40	火山破屑物	
11	津母	津母	170	40	32	火山破屑物	
12	大泊	泊	300	34	40	崩積土	
13	六万部	六万部	280	50	33	火山破屑物	
14	小泊	泊	150	44	40	火山破屑物	
15	泊	泊	180	32	40	火山破屑物	
16	桜泉閣	泊	70	28	37		
17	井室Ⅰ	井室	350	80	45	火山破屑物	
18	新井Ⅰ	新井	80	40	37	火山破屑物	
19	上地	大原	110	44	35	火山破屑物	
20	下地	大原	120	24	30	火山破屑物	
21	平田	平田	110	84	40		
22	東平田Ⅰ	東平田	70	48	32		
23	大浦	平田	140	28	30	火山破屑物	
24	東平田Ⅱ	平田	240	26	40	火山破屑物	
25	西平田	平田	130	46	36	火山破屑物	
26	日出	日出	330	44	40	火山破屑物	
27	小坪	日出	160	22	38	強風化岩	
28	立石Ⅰ	亀島	170	34	35	火山破屑物	
29	亀山	亀山	140	30	45	火山破屑物	
30	野村Ⅰ	野村	190	26	30	強風化岩	
31	管野Ⅰ	管野	130	40	42	火山破屑物	
32	蒲入Ⅱ	蒲入	100	20	37	火山破屑物	
33	立石Ⅱ	亀島	90	40	40		
34	港Ⅱ	本庄浜	160	60	40	火山破屑物	
35	越山Ⅰ	越山	120	64	35		
36	越山Ⅱ	越山	80	16	42		
37	野室	野室	170	40	45	火山破屑物	
38	井室Ⅲ	井室	60	22	30		
39	大原	大原	40	28	35		
40	新井Ⅱ	新井	50	10	37	火山破屑物	
41	長延Ⅰ	長延	80	36	32		
42	長延Ⅱ	長延	90	48	35		
43	長延Ⅲ	長延	80	18	30		
44	長延Ⅳ	長延	70	40	40		
45	河来見	河来見	100	34	30		
46	野村Ⅱ	野村	120	32	30		
47	朴丸	野村	150	64	35		
48	野村Ⅲ	野村	60	20	30		
49	本坂Ⅲ	本坂	100	36	35		

番号	箇所名	所在地	危険箇所概要				要配慮者施設
			延長	高さ	傾斜度	地盤状況	
50	管野Ⅱ	管野	50	56	50		
51	管野Ⅲ	管野	60	54	50		
52	畑谷	畑谷	150	14	30	火山破屑物	

砂防指定地（計 21 箇所）

番号	水系名	河川・渓流名	位置	指定地面積(ha)	告示年月日	備考
1	２級河川筒川	筒川	野村	10.91	昭和 12 年７月 13 日	
2	２級河川筒川	河来見川	野村	5.78	昭和 12 年７月 13 日	
3	２級河川筒川	菅野川（田原川）	菅野	14.84	昭和 12 年７月 13 日	
4	２級河川筒川	福之内川	菅野	3.45	昭和 12 年７月 13 日	
5	２級河川筒川	小山谷川	菅野	1.11	昭和 23 年６月 30 日	
6	２級河川筒川	崩川	菅野	2.00	昭和 26 年３月 26 日	
7	２級河川筒川	長延川及び支川	長延	1.14	昭和 39 年２月 21 日	
8	その他	平田川	大原	7.30	昭和 41 年 10 月 18 日	
9	２級河川筒川	吉谷川	野村	14.70	昭和 41 年 10 月 18 日	
10	２級河川筒川	滝山川	本庄上	8.07	昭和 44 年５月 26 日	
11	２級河川筒川	四谷川	本庄上	11.80	昭和 45 年９月 21 日	
12	２級河川朝妻川	要谷川	泊	8.34	昭和 46 年６月 24 日	
13	２級河川筒川	菅野川	菅野	1.37	昭和 56 年９月 17 日	追加３
14	２級河川筒川	足谷川及び右支川	菅野	2.10	昭和 60 年３月 25 日	
15	２級河川筒川	カル谷川	菅野	0.28	昭和 60 年３月 25 日	
16	２級河川筒川	滝根谷川	菅野	0.75	昭和 63 年３月 18 日	
17	２級河川筒川	奥河原川	本庄浜	1.60	平成３年２月 19 日	
18	２級河川筒川	滝根谷川	菅野	0.42	平成４年３月 13 日	追加 16
19	２級河川朝妻川	見行谷川	六万部	7.13	平成 25 年４月 16 日	
20	２級河川筒川	ヲク川	本庄上	7.06	平成 25 年４月 16 日	
21	その他	イガロ川	平田	1.45	令和２年６月 16 日	

第６節　農業用施設防災計画

豪雨、洪水、地震、高潮及び津波など災害発生時を予想し、ため池等の農業用施設について要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図る。

１　ソフト対策

（１）農業用施設台帳整備と定期点検

農業用施設の防災計画に役立てるため、本町は、整備する各種農業用施設台帳について定期点検調査を行う。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、本町及びため池管理者は、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう推進することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ＩＣＴ）の付加を検討する。

（２）ハザードマップ（安心・安全マップ）等

本町は、大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図る。

特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、本町及びため池管理者は、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、検討する。

なお、本町は、作成したハザードマップ下流の人家等への配布により危険情報を共有する等公表に努め、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。

また、広域振興局等との緊密な連絡体制の充実を図る。

２　人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、事故防止の積極的な協力を呼びかけること。

３　大雨、洪水　（融雪洪水を含む）対策（地域整備課）

（１）ため池

ア　巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行
イ　斜樋底樋の点検整備
ウ　堤体の応急補強と通行規制
エ　余水吐及び下流放水路障害物の除去
オ　不用貯水の排除及び事前放流の徹底

（２）頭首工

ア　洪水流下を阻害しないように取水口、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習
イ　取水ゲートからの河水流入防止措置

（３）用排水路

ア　しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
イ　水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行う。

（４）用排水機場（ポンプ）

ア　原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転
イ　ディーゼル機関の燃料の確保、保管
ウ　浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納

（５）農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

（６）工事中の施設仮締切の点検

4　雪害対策（地域整備課）

（１）融雪による洪水に対しては、大雨、洪水の対策と全く同じとする。

（２）降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

（３）工事中の施設

土地改良事業の施行に当たっては工期が厳寒、豪雪期に遭遇しないように計画し、これを確実に実施する。やむを得ず厳寒期に施工しなければならないときは、次の事項について十分に配慮する。

ア　コンクリートの凍結害防止

早強ポルトランドセメントや混和剤の使用、水セメント比、打込み湿度及び保温養生等について十分に考慮する。

イ　ため池の刃金の施工

雨雪等で用土の含水量が多いときは、日乾、風乾して適正な水分量になるまで待ってから施工する。

5　地震対策

（１）農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握できるようにしておくこと。

（２）地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修に当たっては、地震時に二次災害を与えるおそれのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難所や緊急用水確保としての活用について検討すること。

6　高潮・津波対策（地域整備課）

農業用海岸保全施設については、常に破損等を調査し、高潮、津波による破壊と接する農地の流失を未然に防止するよう十分考慮する。

農道の状況

令和６年４月１日現在

		農道
路線数		238 路線
総延長		50,976m
幅員別	1.8m　未満	693m
	1.8m～4.0m未満	48,373m
	4.0m　以上	1,910m

ため池の状況

令和６年４月１日現在

名称	箇所数	総貯水量（㎥）
大原池	1	20,000
六万部池	1	35,000
野室池	1	2,000
越山池	1	4,000
合計	4	61,000

第７節　港湾海岸施設防災計画

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を護るため、府は海岸保全区域を定め、また、海岸保全施設を築造することになっている。

なお、本町において海岸保全区域は７箇所指定されている。

１　防災工事

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を丹後沿岸海岸保全基本計画（府）に基づき、実施する。

２　船舶保安対策

（１）港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

（２）木材流失防止

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は船艇を巡回させ、木材流失防止措置等の指導を行う。

第８節　水産施設防災計画

水産業は本町の基幹産業であり、風水害等による被害を受けた場合の住民生活への影響は図り知れない。そのため、本町は府及び関係機関と連携をとりながら水産施設の計画的な整備を行う。

1　漁船施設（地域整備課）

（1）台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波対策

ア　漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。

（ア）日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。

（イ）被害が予測される際には、漁業者は小型船を陸上に引揚げ、確実に固定する。また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。

イ　漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。

（ア）天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。

（イ）無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。

（ウ）漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。

（2）大雪

ア　漁業者は、大雪が予想される際には小型船は陸上に引き揚げて、転覆、沈没による被害防止に努める。

イ　また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。

2　漁具施設（地域整備課）

（1）台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

ア　漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強をできる限り行う。

イ　漁業者は、以下の日常時対策を行う。

（ア）漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。

（イ）定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。

（ウ）定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等）についても、漁獲状況に応じて適宜行う。

3　養殖施設（地域整備課）

（1）台風対策

ア　養殖施設の補強、避難、撤去又はこれらの不可能なものは養殖物の移動を行う。

イ　池中養殖は堤防の補強を行う。

（2）水害対策

ア　海面養殖物（かき、とりがい、魚類、わかめ、のり）

（ア）河川水の多量流入等による温度、比重の急激な変化を避けるため移動可能なものは影響の少ない箇所あるいは外洋水の流入するところに移動させる。

（イ）移動困難なところは水面下５ｍ以深に深つりする（海水比重 1.006～1.002 以下になれば１～２日でへい死するものが増加する。）

（ウ）春季における降水、陸水の流入による塩分低下と逆に栄養塩類の増大により往々にして赤潮の発生（舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾など）があり、魚介類のへい死原因となる場合もあるので、赤潮の発生が予想されるときは投餌を休止し安全な水域に避難移動させること。

（エ）大雨による出水時には、流木等が予想されるので施設に損傷のないよう注意すること。

イ　内水面養殖場（こい、ふな、あゆ、あまご）

（ア）濁水の流入を防止すること。

（イ）用水の取入口、排水口、その他養魚施設（ため池）等の補強をする。（夜間巡視を実行のこと。）
（ウ）濁水流入の場合は給飼を中止すること。
（エ）堤防、畦の補強

（３）大雪（低温）対策

ア　出荷体制の整備

大雪の場合予想される道路交通の途絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。

イ　養殖魚、かきの早期出荷

大雪に伴う環境条件の悪化は、低水温、低比重となって現れる。海で養殖中の魚類は、低温、低比重になるとへい死しやすいので豪雪以前に出荷するよう準備すること。

ウ　養殖物の避寒等

（ア）かき

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより水温の異常低下の起こる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量５mg/L 以上を確認できる水深帯とすること。

（イ）とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏 10℃以下及び低比重が長期間続くと、成長・生残が低下するおそれがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量５mg/L 以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

（ウ）わかめ、のり

あまり影響はないが設置場所によっては移動し、低比重による被害を避けること。

エ　池中養殖池の管理（こい、ふな、金魚）

（ア）池水の温度

水温に変化を与えないよう常に満水状態を保ち水位を変動させないこと。氷が張っても割らずにそのままにしておく。

（イ）魚のたまり場

魚が冬眠しやすいように、池の中に３～７㎡位のたまり場をつくること。また池底にくぼみを設けるとか数本の杭を打ちこみ、その上に竹を並べて、むしろをかけるとか、３本の杭を三角形に打ちそのまわりをむしろでまく等の策を講ずること。

（ウ）池水の濁り

池の中へ雪の投捨、融雪水の流人を防止すること、特に濁水の流入を防止すること。

４　漁港施設（地域整備課）

計画の方針に基づいて、次のような内容の漁港について整備を進めるが、特に台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船をけい留しておける漁港整備を図る。

（１）漁業の根拠としての漁港整備
（２）自然との調和を目指した漁港整備
（３）暮らしやすい漁村づくり
（４）災害に強い漁村づくり
（５）ふれあい空間の創出

５　共同利用施設（地域整備課）

沿岸における共同利用施設が受ける台風及び冬季風浪、高潮などによる被害は大きく、漁業生産の低下をきたす大きな原因となっている。そのため台風、冬季風浪、高潮に対する次のような対策を実施する。

（１）台風、冬季風浪、高潮対策

ア　絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。

イ　建物及び施設の補修、補強を行う。

6　海岸保全施設（地域整備課）

本町が管理する漁港区域で指定した海岸保全区域について、風浪等による海岸の浸食防止工事を実施する。

第９節　道路及び橋梁防災計画

本町は、本町が管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む風水害・雪害等に対する安全性の確保を図る。

本町における道路の状況は下表のとおりであるが、特に本町では海岸線に沿った区間と山間部の区間が大半であり、道路は屈曲が非常に多く、災害を受けやすい状態にある。被災の特徴としては、崩土、冠水、浸水及び波浪による侵食等に加えて軟弱土質や、地勢的な原因によるものが多く、また、冬期にはなだれ等による被害も多い。この対策としては、府と協議の上、道路整備計画により道路改良事業として道路の付け替え、拡幅等道路体質の改善、また、雪害対策事業として路盤の改良、なだれ防護柵の設置、道路除雪体制の強化などを実施し、道路防災対策を進める。

１　町内の道路の状況及び危険箇所の把握（地域整備課）

（１）道路の整備状況

道路別	実延長（m）	改良済		舗装済	
		延長（m）	率（%）	延長（m）	率（%）
一般国道 178 号	17,027	16,640	97.8	17,027	100.0
主要地方道　弥栄本庄線	10,482	4,811	45.9	9,514	90.8
一般府道　下世屋本庄線	1,678	381	22.7	1,678	100.0
一般府道　久僧伊根線	4,109	1,568	38.2	4,109	100.0
一般府道　伊根港線	3,281	1,690	51.5	3281	100.0
一般府道　本庄浜本庄宇治線	1,584	1,588	98.4	1584	100.0
一般府道　本庄港線	688	580	84.3	688	100.0
町道	60,887.1	38,537.9	63.3	52,239.6	85.8
計	99,736	65,796	63.0	90,121	97.1

（令和６年４月現在。ただし、府管理道路は令和５年４月現在）

（２）危険箇所の状況

（単位：箇所）

道路別	落石・崩壊	岩石崩壊	地すべり	なだれ	土石流	盛土	擁壁	橋梁基礎の洗掘	地吹雪
一般国道 178 号	5	3	－	－	－	－	－	－	－
主要地方道 弥栄本庄線	4	－	－	－	－	－	－	－	－
一般府道 下世屋本庄線	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般府道久僧伊根線	1	2	－	－	－	－	－	－	－
一般府道伊根港線	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般府道 本庄浜本庄宇治線	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般府道本庄港線	－	－	－	－	－	－	－	－	－
町道	22	4	－	－	2	1	－	－	－
計	32	9	0	0	2	1	0	0	0

（令和６年４月現在。ただし、府管理道路は令和５年４月現在）

２　道路整備事業

安心・安全な住民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。

具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また、緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円

滑な交通確保、防災・耐震対策等を進める。

なお、平成 29 年台風第 18 号や平成 30 年台風 24 号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。

（１）道路改良事業

改良事業としては、バイパス、現道拡幅、突角部分の切取り、排水溝及び擁壁等の設置、防災施設等の施工

（２）橋梁整備事業

橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、補修等の施工

（３）舗装事業

舗装による路面の強化

（４）雪寒対策事業

雪寒対策事業としては路盤の強化、なだれ防護柵の設置、除雪機械等の強化

（５）迂回路整備

これらの事業を総合的に実施し、なお早期改良の不可能な箇所については、迂回路の整備を行う。

３　道路除雪事業

（１）道路除雪計画

積雪に対処するために、府丹後土木事務所と連携し、体制整備を図るものとする。

第 10 節　防災営農対策計画

雪害、寒干害、風水害、晩霜、低温障害、干害等による農林関係の被害は、栽培施設や生産施設の損壊や立木の倒壊、農林水産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、農業改良普及センター、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等を定める。

1　農水産物災害予防計画（地域整備課）

（1）農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し、雪害・寒干害及び風水害等に対する予防技術の周知徹底を図る。

（2）生産施設等における補強工事等により施設の安全性を確保するとともに、被害を最小限度にするための安全対策に努めるよう指導する。

2　林産物災害予防計画（地域整備課）

（1）町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、府と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

（2）森林管理局、森林組合等と連携し、林業者等に対し、雪害・寒干害及び風水害等に対する予防技術の周知徹底を図る。

〔住民〕

ア　本町等が計画的に行う森林整備に協力する。

イ　施設の補強等対策の実施に努める。

〔近畿中国森林管理局宮津森林事務所〕

ア　国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

イ　本町及び府と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

3　畜産物災害予防計画（地域整備課）

（1）農業改良普及センター、農協等と連携し、畜産農家に対し、雪害・寒干害及び風水害等に対する予防技術の周知徹底を図る。

（2）畜産施設における補強工事等により、施設の安全性を確保するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるよう指導する。

第 11 節　建造物防災計画

風水害時等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1　建築物の防災対策

（1）建築物と災害

建築物は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性が損なわれるという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等があげられるが、建築物がこれに耐えきるだけの強さを持っていれば、災害は生じない。従って、建築物の弱さも災害の一要因ということができる。

さらに、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。

また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭隘道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が増大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

（2）建築物防災対策の基本方針

ア　建築物が備えるべき安全性としては以下のものがあげられる。

（ア）構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

（イ）防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を抑え、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

（ウ）耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

（エ）使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用に当たり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

（オ）良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

これらの実現に向けて、以下の取組に努める。

（カ）新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定

（キ）維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立

（ク）既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

イ　建築物防災の基本的対策としては、次の三段階に分けて考える必要がある。

（ア）適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

（イ）適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

（ウ）既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、伊根町建築物耐震改修促進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

（3）対象建築物と具体的対策

ア 公共建築物

庁舎、学校、公民館、町営住宅等の公的建築物は、多数の方の利用が図られる施設であるとともに、災害時には避難所としてあるいは災害対策活動の拠点として利用される施設である。そのため、伊根町建築物耐震改修促進計画に基づき、点検・整備を実施し、問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。また、重点的に以下の対策を推進する。

（ア）新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定

（イ）維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立

（ウ）既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

（エ）ブロック塀の点検、撤去又は改修

イ 多数の者が利用する特定建築物

宿泊施設、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。

（ア）設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底

（イ）建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化

（ウ）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、耐震改修促進法の認定制度を活用した耐震改修の誘導

ウ 住宅、その他の建築物

住民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の者が利用する特定建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

（ア）地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取組を支援し、住宅の減災化を推進

（イ）住民に対する建築防災の普及・啓発推進

（ウ）建築相談、耐震相談窓口の設置

（エ）ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進

（オ）耐震改修促進法による認定制度も活用し、補助及び融資による耐震改修の誘導

（カ）建築基準法第 12 条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

（キ）吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

エ 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

オ 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備（総務課、地域整備課）

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、以下の対策の推進を検討する。

（ア）被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成

（イ）京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会における被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制の整備

2 宅地の防災対策

（1）宅地防災への対応

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図る

とともに、本町及び府で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転を推進する。

（2）住民等への意識啓発

本町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ　住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられていることについて、消防法の意義や設置の効果等について啓発を図り、機器の設置促進に努める。

（3）特殊建築物等の安全化

ア　特殊建築物の定期報告

社会福祉施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。また、特殊建築物については、建築基準法第 12 条の規定による定期報告が必要であり、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により建築物の定期点検を促進し、同法に基づく府の指導に協力する。

イ　特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」、「火災予防週間」において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

ウ　工作物等の倒壊防止（地域整備課、企画観光課）

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等を指導する。

第 12 節　文化財防災計画

文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対し予防対策を計画するとともに、施設整備を推進し、文化財保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

1　町内の文化財の把握（教育委員会）

（1）国指定重要文化財等

文化財の名称	所有者等	区分	指定・登録 年月日	備考	防災設備等
刺繍桐桜土筆文肩裾小袖１領 （刺繍桐桜土筆文様肩裾小袖）	宇良神社	工芸品	S39．1．28 指定	桃山	放水銃、 消火栓、
紙本著色浦島明神縁起　１巻	宇良神社	絵　画	S46．6．22 指定	室町	消火器、 防犯設備、 自動火災 報知器

（2）府指定・登録文化財

文化財の名称	所有者等	区分	指定・登録 年月日	備考	防災設備等
八坂神社２棟 本　　殿 一間社流造、檜皮葺 境内社八幡神社本殿 一間社流造、銅板葺	八坂神社	建造物	S61．4．16 登録	江戸 中期 延宝 ５年	消火栓 消火器
眞嶋神社　本殿	眞嶋神社	〃	H31．2．1 暫定登録		
紙本著色浦嶋明神縁起 （掛幅本） 附　　浦嶋子之縁起 （鳥の子絵本） 浦嶋子之縁起（楮紙本） 浦嶋子口伝記（鳥の子絵本） 浦嶋子口伝記（楮紙本） 新撰浦嶋子伝	宇良神社	絵画	H11．3．19 指定		放水銃、 消火栓、 消火器、 自動火災 報知器、 防犯設備
七所社修造棟札	七神社	〃	H26．3．24 指定		
筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記（木札）	上山神社	〃	H26．3．24 指定		
津母八坂神社棟札類	八坂神社	〃	H29．3．17 指定		
亀島区有文書	亀島区	〃	H29．3．17 暫定登録		
日出区有文書	日出区	〃	H29．3．17 暫定登録		
平田区有文書	平田区	〃	R２．1．17 暫定登録		
蒲入区有文書	蒲入区	〃	R６．3．29 暫定登録		
紙本墨書続浦嶋子伝記	宇良神社	書跡・典籍	R４．3．22 指定		

文化財の名称	所有者等	区分	指定・登録年月日	備考	防災設備等
船屋台４基 宝来山・稲荷山・神楽山・蛭子山	八坂神社祭礼保存会 高梨区・立石区 耳鼻区・亀山区	有形民俗	S61.４.15登録		
宇良神社祭礼芸能	宇良神社祭礼芸能保存会	無形民俗	S60.５.15指定		
菅野の神楽	菅野郷土芸能保存会	〃	S60.５.15指定		
八坂神社祭礼船屋台行事	八坂神社祭礼保存会	〃	S61.４.15登録		
亀島の精霊船行事	高梨区・立石区 耳鼻区・亀山区	〃	S63.４.15登録		
宇良神社延年祭	宇良神社延年祭保存会	〃	S63.４.15登録		
蒲入の精霊船行事	蒲入区	〃	H元.４.14登録		
新井の太刀振り・花踊り	新井区	〃	H６.２.18登録		

（３）町指定文化財

文化財の名称	所有者等	区分	指定・登録年月日	備考	防災設備等
八坂神社２棟 本　　殿 一間社流造、檜皮葺 境内社八幡神社本殿 一間社流造、銅板葺	八坂神社	建造物（有形）	S61.５.２登録	江戸中期 延宝５年	消火栓 消火器
紙本墨画淡彩不動明王二童子像	個人所有	絵画	R３.11.26指定	室町	
木造聖観音立像 附　木造毘沙門天立像 附　木造不動明王立像 附　木造僧形座像	寺領自治区	彫刻	H27.10.１ R３.11.26 指定	平安 ～江戸	
八坂神社祭礼船屋台行事	八坂神社祭礼保存会	無形民俗	〃		
新井崎神社祭礼芸能	新井区	〃	〃		
七神社祭礼芸能	泊区・井室区	〃	〃		
八坂神社祭礼芸能	津母区	〃	〃		
上山神社祭礼芸能	菅野郷土芸能保存会	〃	〃		
野村区祭礼芸能	野村谷太刀振り保存会	〃	〃		
亀島の精霊船行事	高梨区・立石区 耳鼻区・亀山区	〃	S63.４.21指定		
宇良神社延年祭	宇良神社延年祭保存会	〃	〃		

文化財の名称	所有者等	区分	指定・登録年月日	備考	防災設備等
蒲入の精霊船行事	蒲入区	〃	H元.11.2指定		
河来見翁三番叟	翁会	〃	H6.2.2指定		
伊根浦伝統的建造物群保存地区	字日出・字平田・字亀島の一部	伝統的建造物群保存地区	H17.3.2指定	国指定	

2　整備計画（教育委員会）

（1）建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。あわせて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

（2）美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

（3）史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

（4）重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

（5）文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

（6）文化財保護対策

ア　文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

イ　災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。

ウ　文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。

エ　文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第 13 節　危険物等保安計画

この計画は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害を未然に防止するよう、取扱者及び所持者の心得について指導を強化し、取扱者を含め一般住民の安全のための対策について定める。

1　危険物の予防対策

本町は、府及び宮津与謝消防組合が推進する次の事項について協力し、予防対策を実施する。

（1）危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第２条第７項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている現状である。

ア　危険物製造所等が消防法第 10 条第４項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

イ　危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第 10 条第３項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。

ウ　立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。

エ　危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

（2）危険物取扱者制度の効果的な運用

ア　危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。

イ　消防法第 13 条の 23 に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

（3）石油類屋外貯蔵タンクの不等沈下対策

危険物特に石油類屋外貯蔵タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が 100 分の１をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

ア　屋外貯蔵タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施

イ　著しい不等沈下のある屋外貯蔵タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。

ウ　二重防油堤設置の検討

エ　異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立

オ　従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

カ　応急資器材の備蓄

キ　同企業間の相互応援協定の締結

※応急資器材、油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等

（4）地震対策

ア　屋外貯蔵タンク及び貯蔵タンクの設置についての地盤沈下状態の検討

イ　防油堤補強の検討

ウ　固定消火設備の検討

エ　配管の検討

オ　通報設備の検討

カ　タンク冷却用水の検討

（5）海上保安対策

ア　危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自衛保安体制の整備に関する行政指導の強化

イ 危険物を積載した船舶は、随時立入検査を行い、事故防止上必要な指導監督を行うとともに、大量荷役等が行われる場合には船舶交通の制限を行う。

2 火薬類及び高圧ガス対策

本町は、府が推進する次の対策について、宮津与謝消防組合と協力して実施する。

（1）保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

（2）製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

（3）地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏えいを最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏えい防止措置を講じる。

（4）高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

（5）火災に対する予防

ア 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

イ 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

（6）保安指導

ア 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。

イ 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。

ウ 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

（7）海上保安対策

火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合は、必要に応じて一般船舶が付近に立ち入らないよう船舶交通の制限を行う。

3 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。

また、業務上毒物劇物を取扱う全ての者は、盗難・紛失防止のための措置を講じるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

加えて、毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることとなっている。

府丹後保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

本町は、必要に応じて、これに協力する。

（1）予防対策

ア　毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。

イ　災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

（ア）表示による貯蔵場所の明示

（イ）貯蔵設備、方法の確立

（ウ）在庫数量の把握

（エ）貯蔵場所の検討

（2）対策の内容

（1）の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

ア　貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。

イ　災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。

ウ　災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

4　原子力以外の放射性物質対策

本町は、府が推進する次の対策について、共同して実施する。

（1）原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。

（2）（1）に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

町内における危険物施設

取扱所名	設置場所	電話番号	施設区分						
			給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所
株式会社三野商会	本庄上 1232	33-0726	1	－	1	－	－	－	－
足立石油（株）本庄給油取扱所 上山商会	本庄上 1191	33-0758	1	－	－	－	－	－	－
伊根石油	日出 281-2	32-0126	1	－	－	－	－	－	－
有限会社朝妻サービス	井室 190	32-0002	1	－	－	－	－	－	－
京都府漁協 伊根支所	平田 610-7	32-0058	1	－	－	－	1	－	－
京都府漁協 新井崎給油所	新井無番地	32-0037	1	－	－	－	－	－	－
京都府漁協 浦島支所	蒲入 1080	33-0331	1	－	－	1	－	－	1
特別養護老人ホーム 長寿苑	六万部 154	32-1280	－	－	－	－	1	－	－
株式会社油屋 奥伊根温泉油屋	津母 561	32-0972	－	－	－	－	1	－	－
サンワアクトマネジメント 伊根温泉リゾート	六万部 465-1	32-0418	－	－	－	－	1	－	－
合計			7		1	1	4		1

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

町内における毒物劇物施設

取扱所名	所在地	取扱種別	備考
なし	－	－	－

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

第14節 消防組織整備計画

各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、本町における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発を図るとともに、市町相互の応援体制の整備により、消防組織の万全を期する。

1 消防組織や体制の充実･強化（総務課）

災害の大規模･多様化などにより、消防活動内容は高度化していく傾向にある。また、青年層の都市等への人口流出、高齢化社会の進展に伴い、消防団員の確保が困難となっているが、消防装備の近代化、機動化、水利施設の強化、団員の資質向上、女性の参画を図り、宮津与謝消防組合との連携を強化し、次のような対策を進める。

（1）消防団の強化

ア 消防団員の教養訓練の強化
イ 消防団員の資質向上
ウ 消防団員に対する予防、警防教育
エ 消防団員の処遇改善
オ 消防団への女性及び若者の参加の促進
カ 消防団員の幹部教育とリーダーの育成
キ ふるさとレスキューの取組推進
ク 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進

（2）消防計画の整備等

ア 消防計画の整備
イ 宮津与謝消防組合との連携
ウ 自主防災組織の整備強化

（3）消防施設の整備強化（総務課）

ア 国の示す「消防力の整備指針」に基づき、消防団の保有する機械器具の近代化、防火水槽、水道消火栓等の消防施設の設置並びに宮津与謝消防組合における消防施設について、それぞれの年次計画により整備強化する。
イ 消防水利（防火水槽等）及び水道施設の耐震化整備を図る。
ウ 消防・防災拠点施設である消防団詰所及び車庫の耐震化整備を図る。

2 消防意識の啓発（総務課）

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋２回の全国火災予防運動に際し、各種団体の協力を求め、住民に対する強力な火災予防意識の啓発徹底を推進する。

（1）春季全国火災予防運動
（2）秋季全国火災予防運動
（3）山林火災予防運動
（4）年末年始火災予防運動
（5）危険物安全週間
（6）住宅用火災警報器設置・維持の啓発
（7）消防大会、消防操法大会に参加し、消防意識の啓発と消防志気を高める。
（8）その他関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

3 相互応援協定

（1）一般災害時の相互応援協定

本町は災害発生時における宮津与謝消防組合と消防団（以下「消防機関」という。）の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町相互間における応援協定の締結を促進する。

なお、本町の被害が著しく拡大した場合等、隣接市町、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統を「相互応援協定市町へ要請するときの連絡系統」、「他の市町村・

他府県へ要請するときの連絡系統」、「防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」及び「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統」に示す。

4　本町の消防計画

（1）方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限に止めることをもってその任務としている。そのため、本町は火災及び火災以外の災害、すなわち地震、風水害、なだれ、山崩れ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を樹立する必要がある。

（2）消防計画の作成

町長は（1）の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておくものとする。

（3）消防活動

消防は（2）による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

ア　出動対策

（ア）消防機関の召集計画の樹立により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

（イ）消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

イ　消防（火災防ぎょ）計画

（ア）火災警報発令時の対策

消防法第 22 条による火災警報発令時における火災事象は一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部署を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとるものとする。

（イ）大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

（ウ）危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

（エ）特殊建物の防ぎょ対策

役場庁舎や学校等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎょ対策とする。

（オ）危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、指定数量未満の危険物（少量危険物）、指定可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

（カ）台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は一般の防ぎょ対策では、万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

（キ）山林（野）の火災防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

（ク）飛火警戒の対策

飛火によって、第２、第３次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

（ケ）消防水利の対策

本町の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

（4）水防活動

洪水等による災害を警戒し防ぎょし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

（5）その他の消防活動

ア 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

イ なだれ、山崩れ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

ウ 救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、車両や資機材については、小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪く海路や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

5 本町の消火活動等

（1）火災予防（総務課）

本町は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帯的防火意欲の向上を図る。

ア 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

イ 火災予防運動を実施し、期間中次の広報活動を行う。

（ア）ポスター、立看板、横断幕等による広報

（イ）町行政情報配信システム「いねばん」による広報

（ウ）消防車による広報

（エ）その他時宜に適した広報

ウ 各種団体を対象にした防火講演会、映画会等の実施

（2）初期消火（総務課）

災害時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、宮津与謝消防組合と消防団等が一体となった火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

（ア）地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から災害時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

（イ）家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

（ウ）幼年期における防火教育を推進するため、幼児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

（ア）災害時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

（イ）職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から災害発生時等における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

（ア）住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
（イ）計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

（３）火災警報（総務課）

宮津与謝消防組合管理者は、必要に応じて火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

ア　火災警報発令の基準、伝達方法

本章第１節「気象等観測・予報計画」を参照のこと。

イ　警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、事前登録メール及び町行政情報配信システム「いねばん」、又は電話により直接要員に伝達する。出動要員の人員等については、分団ごとに別に定めておく。

ウ　火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

（ア）山林、原野等への火入れの禁止
（イ）煙火の打ち上げの禁止
（ウ）屋外における焚き火等の禁止
（エ）屋外にある引火性等物品その他の可燃物付近での喫煙の禁止
（オ）山林、原野等で消防長が指定する区域内での喫煙の禁止
（カ）残火（たばこの吸殻含む）等の始末
（キ）屋内での裸火使用時における窓、出入口等の閉鎖

（４）火災予防立入検査（総務課）

消防団及び宮津与謝消防組合は、消防法第４条、第４条の２及び第 16 条の５（危険物）の規定に基づいて、次の予防立入検査を実施する。

ア　定期予防立入検査
イ　臨時予防立入検査
ウ　特別予防立入検査

（５）消防機械器具の点検と水利の確保

消防団及び本町は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検及び水利の確保に努める。

ア　機械器具の点検

（ア）通常点検…毎月１回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。
（イ）特別点検…年１回以上各分団ごとに行う。
（ウ）現場点検…火災注意報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

イ　水利の確保

水道施設、用水路、河川等の水利について立入り調査を実施するとともに厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

（６）特定防火対象物への防火管理者への指導（総務課）

本町は、防火対象物の実態を把握し、宮津与謝消防組合の行う指導に協力する。

〔宮津与謝消防組合〕

学校、事業所等及び消防法第８条に規定する防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基づき消防訓練を実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

防火対象物査察実施状況

（令和６年３月 31 日現在）

区分			対象物数	査察実施数
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	－	－
	ロ	公会堂又は集会場	8	－
2	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	－	－
	ロ	遊技場又はダンスホール	－	－
	ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗等	－	－
	ニ	カラオケボックス等の個室店舗	－	－
3	イ	待合、料理店等	－	－
	ロ	飲食店	7	5
4		百貨店、マーケットその他の店舗等	3	1
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	28	28
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1	1
6	イ	病院、診療所又は助産所	2	－
	ロ	老人短期入所施設等	1	1
	ハ	老人デイサービスセンター等	6	1
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	－	－
7		小学校、中学校、高等学校等	3	－
8		図書館、博物館、美術館等	2	1
9	イ	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等）	－	－
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	－	－
10		車両の停車場等	1	－
11		神社、寺院、教会等	10	3
12	イ	工場又は作業場	11	7
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	－	－
13	イ	自動車車庫又は駐車場	1	－
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	－	－
14		倉庫	13	11
15		前各項に該当しない事業場	23	10
16	イ	複合用途防火対象物のうち特定防火対象物の用途に供されているもの	16	16
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	3	1
17		重要文化財等	2	2
危険物施設			14	14
合計			155	101

相互応援協定市町へ要請するときの連絡系統

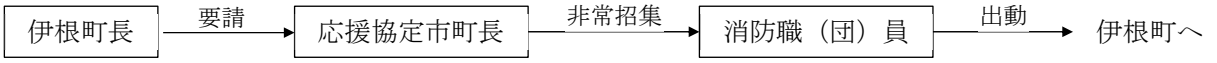

他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

（１）他府県へ要請する場合（災害対策基本法）

（２）他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）

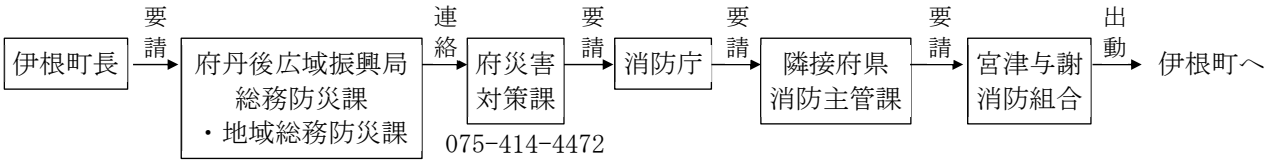

注　府災害対策本部設置後は、本町からの応援要請については全て府災害対策支部（府丹後広域振興局）を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

防災機関へヘリ等の支援を要請するときの連絡系統

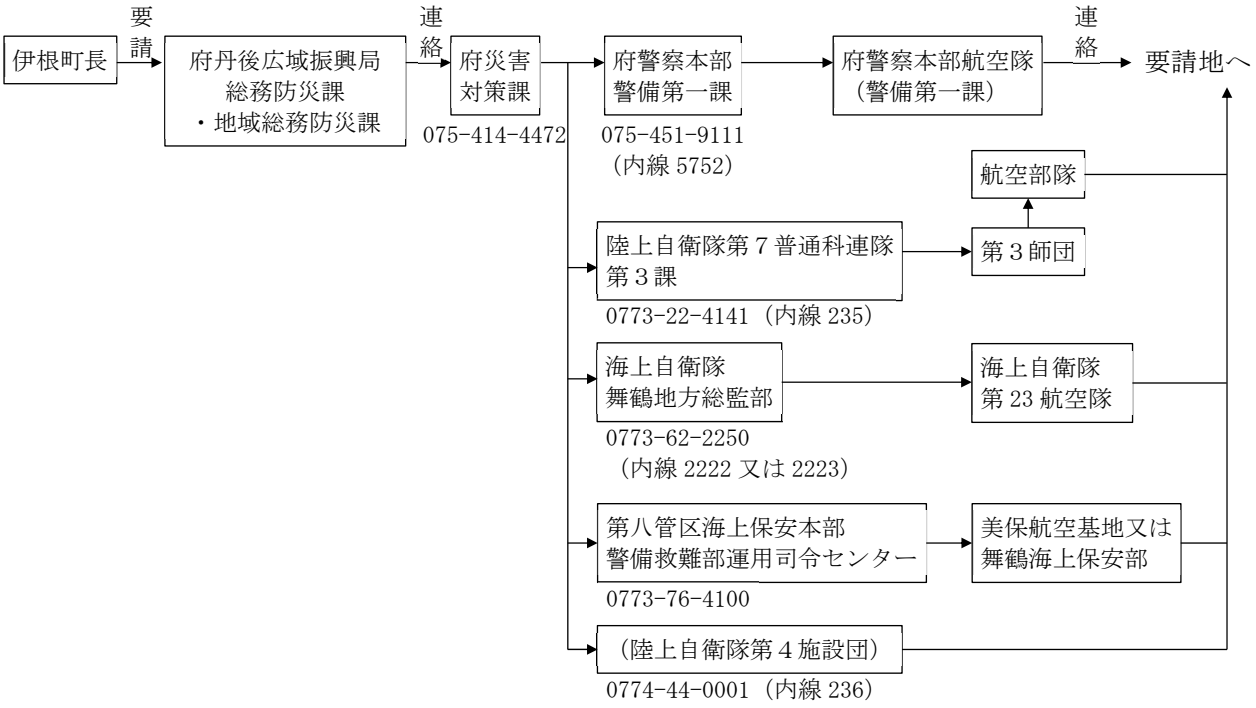

※１　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

※２　陸上自衛隊第４施設団は、府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第15節 通信放送施設防災計画

それぞれの取組は施設管理者が行うものとし、本町は、必要に応じて取組状況の把握に努める。

1 通信施設防災計画

（1）計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話が繋がりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

（2）計画の内容

ア 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、施設管理者は以下の対策を行うものとする。

（ア）大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。

（イ）暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

（ウ）主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。

（エ）主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

イ 伝送路の整備計画

（ア）局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

（イ）主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

（ウ）主要区間の伝送路について、有線及び無線による２ルート化を実施する。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

（ア）回線の切替措置方法

（イ）可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

エ 孤立防止対策計画

本町及び府は、災害の発生で、本町と府の間の通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

（ア）小型無線電話機の増備

（イ）可搬型無線機の増備

オ 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で他府県管内市町村消防へ要請する場運用する。

（ア）被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

（イ）伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

（ウ）家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

カ 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、パソコン等から開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

（ア）被災地住民の連絡手段として活用する。

（イ）メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

（ウ）災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

キ 大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

〔ＮＴＴ西日本株式会社、携帯電話各社〕

（１）災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

（２）応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、本町及び府並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

（３）通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

（４）災害発生時に利用可能な情報提供、伝言サービス等の各種サービスの利用促進に向けた啓発に努める。

第16節　電気ガス施設防災計画

1　電気施設防災計画

関西電力送配電株式会社は、設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保を図るため、関西電力が作成した「台風21号検証委員会最終報告（平成30年12月13日）」、府と締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和３年11月29日）」及び関西電力送配電株式会社と締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和４年６月20日）」も踏まえて、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画を立てて取り組むものとする。

（１）計画の内容

関西電力送配電株式会社は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア　水害対策

（ア）送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

（イ）変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組みあわせて対処する。

イ　風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電源設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ　雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

（ア）送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

（イ）変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

（ウ）配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ　雷害対策

（ア）送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

（イ）変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

（ウ）配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

（２）本町の対策内容

本町は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（診療所、災害対策本部となる庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。

また、事前対策の検討や、府及び関西電力送配電株式会社との連携強化を図る。

（3）その他

大雪時における倒木により電気供給網に支障が生じることへの対策等については府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

2　ガス施設防災計画（ガス事業者）

（1）基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、災害に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

（2）予防計画の内容

ア　防災体制

ＬＰガス販売事業者等は、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等を尊守するとともに、安全器具の普及、ＬＰガスの消費・供給設備等の保安の推進、緊急時に対応できる体制整備に努める。

イ　ガス施設対策（ガス供給設備）

（ア）その他防災設備

a　検知・警報設備

災害発生の未然防止及び災害発生時の被害の最小化のため、次の設備の普及を促進する。

（a）ガス漏れ警報設備

（b）各種安全装置付き機器

b　資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

（イ）広報活動

a　住民に対する周知

災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第17節 資材器材等整備計画

1 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

生活必需品等については、町内業者等との協定により物資の確保を推進する。

なお、備蓄内容については、本町及び府の役割分担、連携に基づき検討を進める。本町は、主に重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機材の備蓄や調達に努め、府は、市町村間の融通及び流通在庫方式での調達等を通じた物資の確保を実施する。

2 応急復旧資材確保計画

（1）災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

（2）水防用施設資材器材

本町は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

ア 水防倉庫

（ア）水防用資材及び器材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。

（イ）大きさは33㎡以上とする。

（ウ）設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

イ 水防用資材器材

（ア）資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

（イ）むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

（ウ）資材、器材を減損したときは直ちに補充する。

ウ 水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。

資材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
袋類	600枚	鉄線（10番）	100枚	杉丸太	150本
なわ	600kg	鉄線（８番）	100kg	長1.8m末口 ６cm	
むしろ	100枚	割木	50束	長3.6m末口 ９cm	
くぎ（６インチ）	12kg	竹（竹杭用を含む）	50本	砂・玉石・砂利	若干

器材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	４丁
かま	10丁	おの、又はなた	５丁	ペンチ	３丁
たこづち	８丁	くわ	10丁	バケツ	１個
ツルハシ	２丁	金づち	３丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

（3）医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材
次の資材等を点検整備するものとする。
自動車、救護班装具及び診療録等法定諸用紙、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装具、衛生材料、輸送用器材及び資材並びに輸送に必要な用具

（4）災害救助用備蓄被服、寝具、その他日用必需品
本町で備蓄する被服、寝具、その他日用必需品については、毎年6月中に点検整備を行う。

（5）農林水産関係災害応急対策に必要な備蓄資材、器材
資材、器材を管理している機関が分散清掃調整する。

3 食料及び生活必需品の確保計画

（1）生活物資の備蓄

ア 基本的な考え方
災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本とする。その上でそれらを補完するために、本町は、主に重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機材の備蓄や調達に努め、府は、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目（公的備蓄等に係る基本的な考え方（平成26年京都府））を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

イ 備蓄意識の高揚
本町及び府は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用する度に補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、各家庭や事業所等で3日分以上、できれば1週間分程度の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

ウ 備蓄物資の活用
備蓄物資は、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

エ 備蓄物資の保管
本町及び府は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。
本町は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

（ア）本町の備蓄倉庫

倉庫名	所在地	延床面積（㎡）
伊根町防災資材倉庫	伊根町字本坂584-2	128
伊根町本坂倉庫	伊根町字本坂584	1,274
伊根町本坂第二倉庫	伊根町字本坂584	84

（イ）府の備蓄倉庫（府北部）

倉庫名	所在地	施設名
宮津倉庫	宮津市字吉原	府宮津総合庁舎内
福知山倉庫	福知山市篠尾	府福知山総合庁舎内

（2）米穀等食料の確保

ア 本町は、町内小売店及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。町内で食料の確保が困難な場合は、府に食料供給の支援を要請する。

イ 府は、食料品の調達、あっせんを行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立する。
また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

ウ 府は本町からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事

業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。

エ 災害の発生が予想される場合には、本町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

（3）物資の調達体制の整備

ア 本町は、本町及び近隣市町の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

イ 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あっせんを行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、あっせん等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。

ウ 本町及び府は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

（4）物資輸送拠点の整備

本町及び府は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ア 本町は、物資の備蓄場所、避難所の位置並びに府及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

物資集配地の現況

施設名	所在地	延床面積（㎡）
伊根町防災資材倉庫	伊根町字本坂584-2	128
伊根町本坂倉庫	伊根町字本坂584	1,274
伊根町本坂第二倉庫	伊根町字本坂584	84

イ 府は、災害の規模が甚大で、本町が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点等の施設とする。

（5）燃料の確保

ア 住民への広報

本町と府は、平時から住民拠点ＳＳ（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも住民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点ＳＳ…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

（6）家庭動物の飼料等の確保

家庭動物がいる場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分（７日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。

府に支援を要請したときの食料品の調達等系統

（１）応急対策用食料品の調達又はあっせんルート

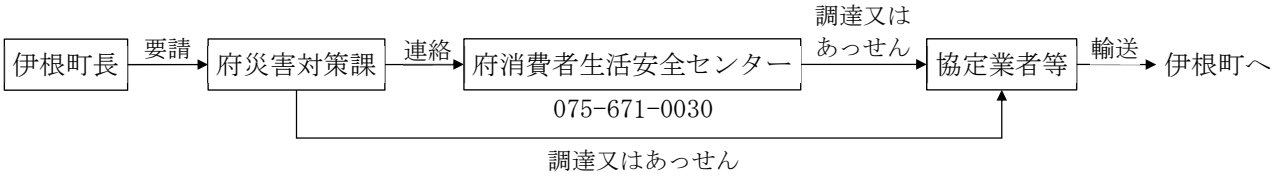

※１　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て府災害対策支部（府丹後広域振興局）を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。
※２　必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあっ旋することができる。
※３　協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者とする。

（２）米穀の緊急引渡ルート

ア　販売事業者からの調達

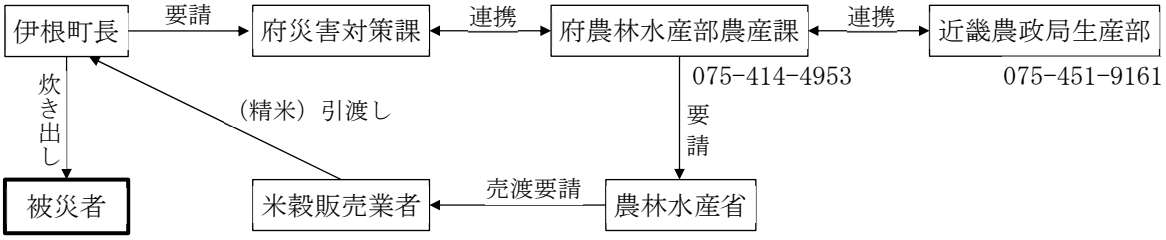

※１　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

イ　政府所有米穀の調達

※玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

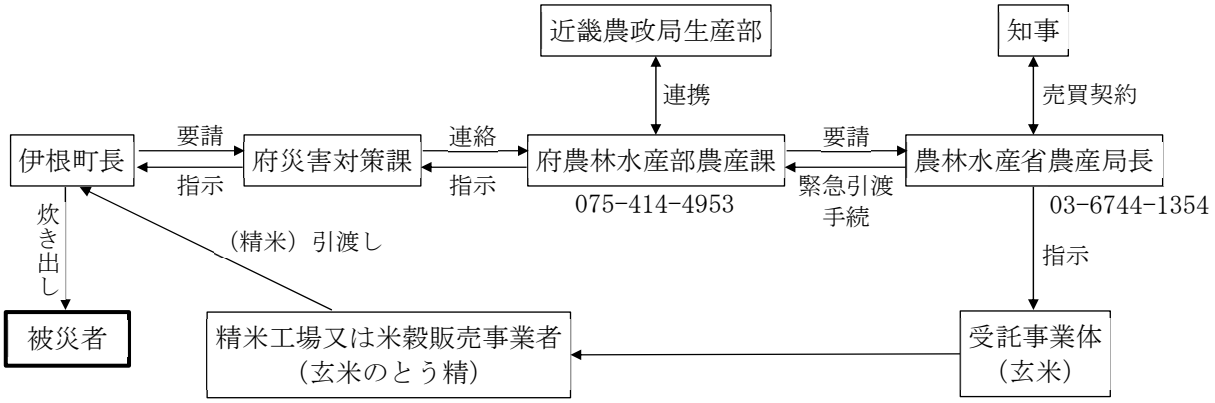

※１　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。
※２　町長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、町長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

生活必需物品の調達系統

（1）災害救助法に基づく支援を要請する場合

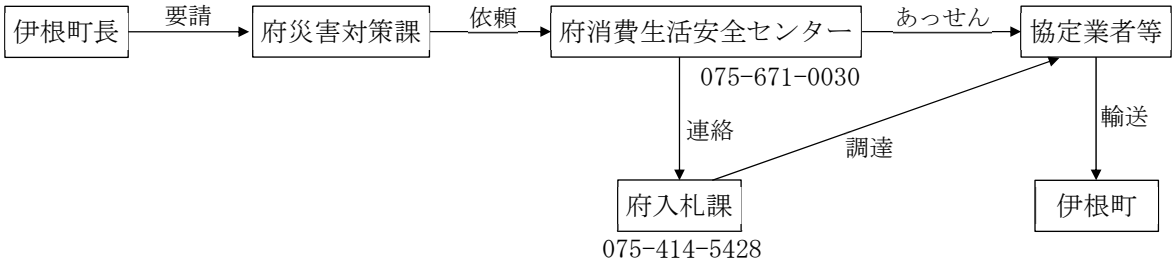

※1　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。
※2　必要に応じて、災害対策課が調達又はあっせんすることがきる。

（2）府に物資あっせんを要請する場合

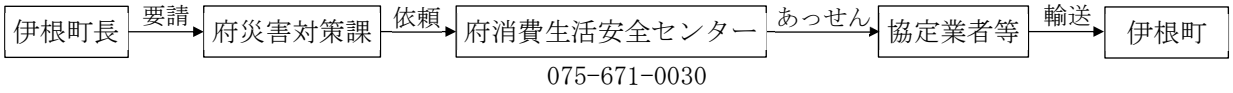

（大量の建築資材が必要な場合）

※1　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

（3）府を通じて国又は他府県に物資あっせんを要請する場合

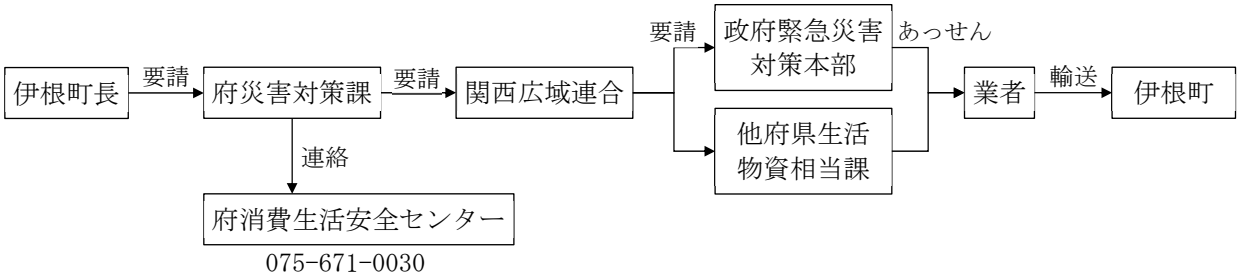

※1　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、府災害対策本部あてに行うものとする。

自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統

（陸上自衛隊への支援要請）

（海上自衛隊への協力要請）

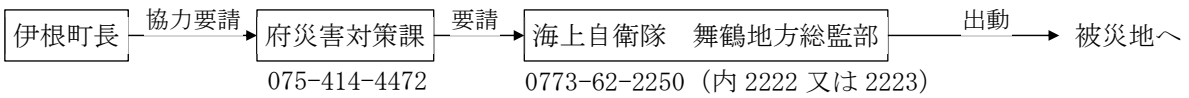

※1　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て府災害対策支部（府丹後広域振興局）を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第 18 節　防災知識普及計画

本町、府及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイドライン等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1　職員に対する防災研修

伊根町地域防災計画が適確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

また、職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、本町は宮津与謝消防組合と連携して次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

（１）気象災害に関する基礎知識
（２）災害の種別と特性
（３）町地域防災計画と本町の防災対策に関する知識
（４）災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
（５）職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
（６）家庭及び地域における防災対策
（７）防災対策の課題

なお、上記（４）及び（５）については、毎年度、各課（室）等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課（室）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2　防災リーダーの養成

（１）地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。
（２）町消防団や自主防災組織と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声掛け人材」等の体制を確立する。
（３）大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

3　住民に対する防災知識の普及（総務課）

本町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

（１）一般啓発
　ア　啓発の内容
　（ア）災害に関する一般的知識
　（イ）日常普段の心掛け
　・住宅、屋内の整理点検
　・火災の防止
　・非常食料、非常持出品の準備
　・避難所、避難路等の確認
　・京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握
　・適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成
　・応急救護

・物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

（ウ）災害発生時の心得

・場所別、状況別
・出火防止及び初期消火
・避難の心得
・「ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
・帰宅困難者支援ステーションの活用
・自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
・自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
・災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
・災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

（エ）史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

（オ）緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、５段階の警戒レベルの普及・啓発

（カ）地震保険、火災保険の加入の必要性

イ　啓発の方法

（ア）広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の利用

（イ）メールやホームページ等の活用

特に、事前登録によるメール（府が運用する「京都府防災・防犯メール」）について、周知を行う。

（ウ）映画、ビデオテープの利用

（エ）広報車の利用

（オ）町行政情報配信システム「いねばん」

特に、防災の日（防災週間）、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

（カ）講演会、講習会、説明会等の実施

（キ）防災訓練の実施

特に、防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップ等を利活用し、住民が参加し、防災意識の向上が図れるよう努める。

（２）社会教育を通じての啓発

本町及び教育委員会は、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体、保存会等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア　啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等にあわせた内容とする。

イ　啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財や町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

（３）企業への啓発

本町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うように努める。

（４）記念事業による普及

防災の日（防災週間）、防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間）、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間、海難防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

（５）バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

4　学校等における防災教育

町教育委員会は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置付け、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

町教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への防災教育を行うよう指導するとともに、学校防災計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定める。また、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導するとともに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

（1）児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。また、災害発生時の対策（避難所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う。

（2）教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第 19 節　防災訓練調査計画

非常災害に備えて、本町及び防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、一般住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。その際に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、河川、ため池、山崩れ、高潮等災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

1　防災訓練（総務課）

町地域防災計画が、災害時に十分活用され的確に遂行できるように、府、近隣市町、その他の関係機関と協力して、防災訓練を実施し関係機関との緊密な連携、職員の実務習熟及び防災思想の普及等を図る。

（1）訓練は、想定されるあらゆる災害について現実に即した、可能な範囲内において総合若しくは個別又は図上の形態で実施する。

（2）総合訓練は、参加機関が協議し訓練計画を策定して実施する。

（3）個別訓練は、それぞれの機関において訓練計画を策定して実施する。

（4）訓練には、極力住民が多数参加するよう配慮する。

（5）訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

（6）地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

2　防災調査計画（総務課）

本町における河川、ため池及び各種建築物などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

（1）防災パトロール

町長が実施責任者となり、町並びに府の防災担当責任者及び警察等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。実施計画は、本町が行い、関係機関の協力を求める。

（2）被害想定結果の把握、情報共有

本町は、府が行う被害想定の結果を把握し、関係機関との情報共有を図る。

（3）調査結果の活用

本町は、（1）及び（2）の調査結果を整理して災害対策に活用するとともに、関係者に周知徹底を図る。また、広報への掲載やハザードマップの作成・配布等により、住民への周知に努める。

（4）事前措置の対象となる設備又は物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想できるものについて、その占有者、所有者又は管理者等に対し予告などにより、事前に指導を行う。

予告文書は次の様式による。

第　　号

事 前 措 置 予 告 通 知 書

住所
氏名

貴所有の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59号に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

年　　月　　日

伊根町長　　㊞

設備又は物件の名称	数　　量	措置の方法	備考

第 20 節　自主防災組織整備計画

本町における住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。(災害対策基本法第５条第２項、第７条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

1　町地域防災計画の修正

町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、本町の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

2　住民の防災意識の高揚

（１）住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

（２）住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

ア　平常時

（ア）地域の避難所及び家族との連絡方法を確認する。
（イ）崖崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
（ウ）建物の補強、家具の固定をする。
（エ）火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
（オ）飲料水や消火器の準備をする。
（カ）非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
（キ）地域の防災訓練に進んで参加する。
（ク）隣近所と災害時の協力について話し合う。

イ　災害発生時

（ア）まず我が身の安全を図る。
（イ）増水している川べりには近寄らない。
（ウ）山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
（エ）避難は徒歩で、持物は最小限にする。
（オ）みんなが協力しあって、応急救護を行う。
（カ）正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
（キ）秩序を守り、衛生に注意する。
（ク）自動車、オートバイク、電話の利用を自粛する。

3　自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、本町の実情に応じた適切な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

（１）住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
（２）住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

4　本町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、本町において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

5　自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を

確保するよう努めるものとする。

（1）規約

ア　役員

（ア）防災リーダー及びその任務

（イ）班長及びその任務

（2）会議

ア　総会

イ　役員会

ウ　班長会等

6　防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

（1）地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

（2）地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

（3）自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）

（4）地域住民は、自主防災リーダーや災害時に避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

（5）自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ本町が行う訓練にも積極的に参加すること。

（6）防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

（7）出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

（8）避難所（指定緊急避難場所及び指定避難所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

（9）負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

(10) その他自主的な防災に関すること。

7　自主防災組織の育成強化（総務課）

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、本町は、自主防災組織の結成を積極的に促進し、その育成強化を図るとともに、防災まちづくり事業やコミュニティ助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材等の充実を図る。

（1）組織の編成単位

住民が、自主的な防災活動を行う上で、本町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

ア　住民が、連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ　住民が、基礎的な日常生活圏として一体制を有する地域

ウ　既存組織の活用

現在住民が、自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう、地域において積極的に指導するものとする。

（2）組織づくり

ア　既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

（ア）区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

（イ）行政区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
（ウ）防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
（エ）女性団体、青年団体、ＰＴＡ、文化財関係保存会等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
イ　自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において、規約及び活動計画を定めておく。
（ア）役員
a　防災責任者及びその任務
b　班長及びその任務
（イ）会議
a　総会
b　役員会
c　班長会議

8　自主防災組織の役割
自主防災組織は、本町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。
（1）平常時
ア　防災知識の普及
イ　防災訓練の実施
（ア）情報の収集・伝達訓練
（イ）消火訓練
（ウ）避難訓練
（エ）救出・救護訓練
ウ　避難所・避難路の確認
エ　地域内の安全点検
オ　防災用資機材等の整備・点検
（2）災害発生時
ア　情報の収集・伝達
（ア）あらかじめ決めておく事項
a　連絡をとる防災関係機関
b　防災関係機関との連絡のための手段
c　防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
（イ）地域の被災状況・救助活動状況等の住民への報告
イ　出火防止及び初期消火
ウ　救出・救護活動の実施
エ　避難誘導
（ア）避難誘導責任者の安全確認事項
a　密集地……火災、落下物、危険物
b　山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり
c　河川……決壊、浸水
d　代替避難路の検討
（イ）携帯品のチェック
（ウ）要配慮者への配慮
オ　給食・救援物資の配布及び本町の給水・救護物資配布活動への協力

9　事業所等の自主防災活動（総務課）
本町は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

（１）防災訓練
（２）従業員等の防災教育
（３）情報の収集・伝達体制の確立
（４）火災その他災害予防対策
（５）避難対策の確立
（６）応急救護
（７）飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
（８）事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

10　地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、本町と連携して防災活動を行う。

本町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第21節　企業等防災対策促進計画

災害の多い我が国では、本町や府はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い地域を作ることは、被害軽減に繋がり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

1　企業等における防災対策

（1）事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

本町、府、町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（2）事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、学校、医療機関等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

ア　対象施設

（ア）学校、宿泊施設、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設

（イ）危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

（ウ）多人数が従事する事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

（エ）複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設

（オ）自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

イ　組織活動要領

対象施設を管理する権限を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

（ア）役員

ａ　統括管理者及びその任務

ｂ　班長及びその任務

（イ）会議

ａ　総会

ｂ　役員会

ｃ　班長会等

ウ　消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

（ア）事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

（イ）自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ本町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること
（ウ）消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと
（エ）出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
（オ）負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
（カ）避難所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
（キ）地域住民との協力に関すること
（ク）その他防災に関すること

（3）事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努めるものとする。

また、学校、宿泊施設、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

（4）災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

（5）災害時の企業等の事業継続

ア　事業継続の必要性

企業等は、災害時に事業が継続できるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等の繋がりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

イ　事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定に当たっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都ＢＣＰ推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

ウ　事業継続計画の普及啓発

本町及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第 22 節　社会福祉施設防災計画

高齢者福祉施設や保育所等の社会福祉施設について、災害時等に入所者や利用者の安全を確保するため、社会福祉施設における防災対策について必要な事項を定める。

町内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導に当たるとともに、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

また、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、町地域防災計画に記載された社会福祉施設等では、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

1　予防対策（保健福祉課）

（1）老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。

（2）消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。

（3）非常災害時に関する具体的計画を立て、職員及び入所者、利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。

（4）有事の際における入所者や利用者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

（5）本町は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

2　補助金及び融資（保健福祉課）

施設整備の促進に向けて、社会福祉施設等施設整備費補助金や財団法人ＪＫＡ臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金、独立行政法人福祉医療機構が行う融資、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資等の各種制度の紹介、利用促進に努める。

第 23 節　交通対策及び輸送計画

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。しかし、風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進し、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

1　交通確保体制整備（総務課、地域整備課）

交通規制の実施責任者及び整備方針

区分	実施責任者	範囲	整備方針
道路管理者	町長 （町道） 国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び府道）	（道路法第 46 条） 1　道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	（災害対策基本法第 76 条） 1　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき （道路交通法第４条～第６条） 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	（１）発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 （２）交通情報の収集は、航空機、オートバイクその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 （３）交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について日頃から計画しておく。 　また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 （４）規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2　交通規制対策

（１）緊急交通路指定予定路線の指定

災害が発生した場合に、府が緊急交通路として指定すべき道路を「緊急交通路指定予定路線図」に示す。

（２）運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。

（ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
（イ）区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
ウ　通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化（総務課、地域整備課）
（1）道路輸送
道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。
（2）海上輸送
陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力並びに漁船の借り上げによって行う。
（3）空中輸送
陸上輸送が不可能な場合、府丹後広域振興局長を通じ知事に対しヘリコプターの出動を要請する。
（4）関係機関との協力関係の強化
災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

4　輸送施設・集積拠点等の指定（総務課、地域整備課）
（1）輸送施設の指定
災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、次の事項について指定しておく。
ア　緊急輸送道路の指定
イ　漁港、臨時ヘリポート等の指定
（2）集積拠点の指定
災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、あらかじめ集積場所を確保しておく。

物資集配地の現況（再掲）

施設名	所在地	延床面積（㎡）
伊根町防災資材倉庫	伊根町字本坂584-2	128
伊根町本坂倉庫	伊根町字本坂584	1,274
伊根町本坂第二倉庫	伊根町字本坂584	84

5　緊急輸送道路啓開体制の整備（総務課、地域整備課）
（1）啓開道路の選定基準の設定
災害時において、道路啓開を実施する路線、優先順位については、第2章第19節「障害物除去計画」参照のこと。
（2）道路啓開の作業体制の充実
本町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。
（3）道路啓開用装備・資機材の整備
本町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
（4）関係団体等との協力関係の強化
本町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、協力協定を締結している伊根町建設業協会のほか関係団体等との協力関係の強化を図る。

府内緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

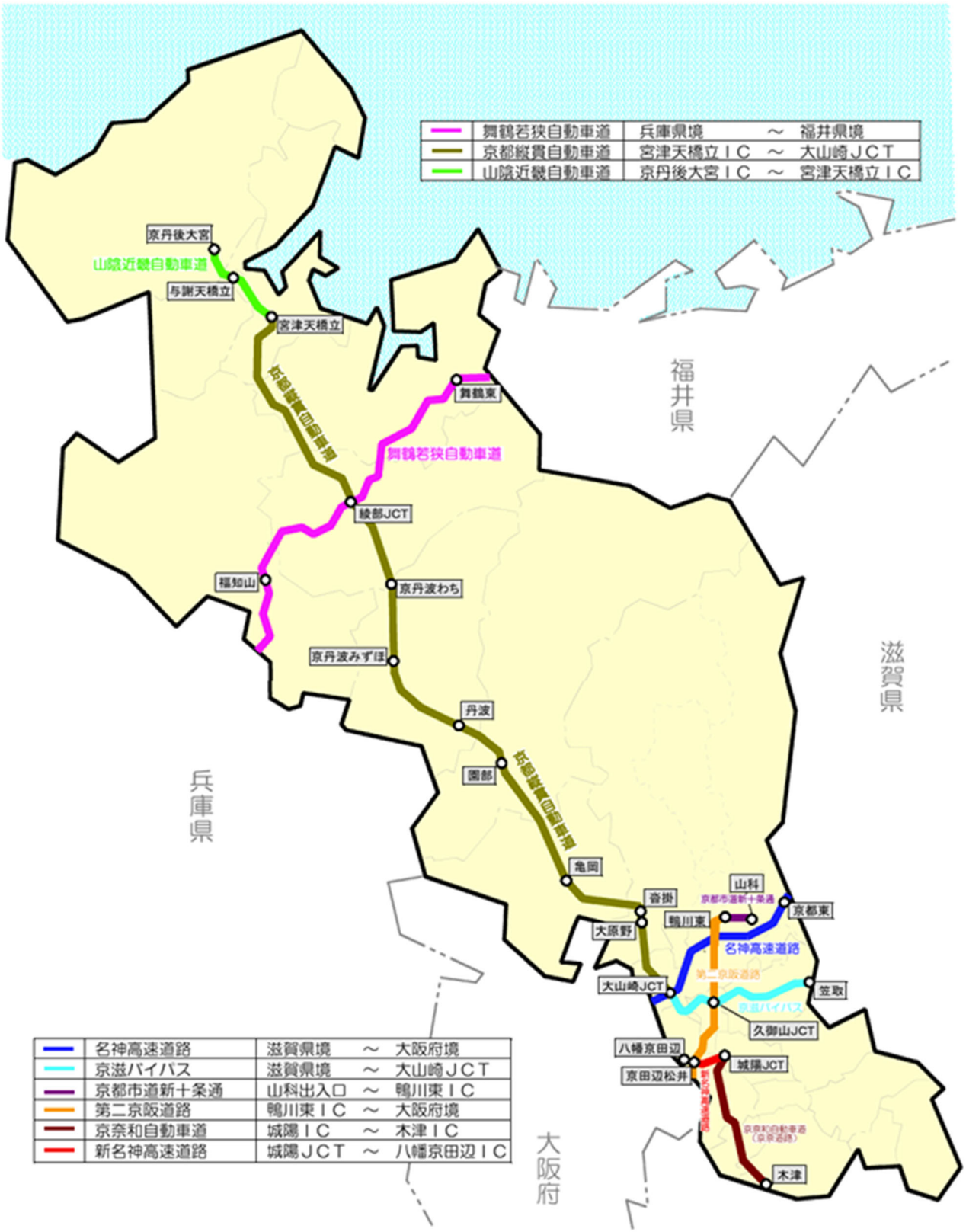

府内緊急交通路指定予定路線図（国道）

第 24 節　医療助産計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと迅速かつ適切な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

1　実施体制の確立（総務課、住民生活課、保健福祉課）

（1）医療救護体制は、丹後医療圏における地域災害拠点病院となる京都府立医科大学附属北部医療センター、与謝医師会等と連携を図りつつ、次のような体制の確立に努める。

ア　発災後の初期対応における被災者への医療救護は、明らかに重篤な場合を除き町国保診療所が一次的に診療できるよう、日常的に資機材の確保に努める。

イ　本町内の医療専門職は少数のため、被災者が相当数発生し、町限りで十分な診療が実施困難なときは府及び与謝医師会等に対して救護班の派遣を要請する。

ウ　救護所は、町国保診療所の他、公共施設等を使用するものとして指定しておく。

エ　医薬品の備蓄及び緊急供給に関する応援協定を民間事業者と締結しておく。

（2）災害救助法が適用されたときは、府及び府の委任に基づき日本赤十字社京都府支部が実施する。

〔府〕

（1）医療救護活動のマニュアルの作成等

ア　迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。

イ　関係機関の協力のもと、トリアージタッグの統一を図る。

（2）災害時に拠点となる医療施設

災害時の患者受入れ機能、医薬品等の資機材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

ア　基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）は、医薬品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

イ　地域災害拠点病院（丹後医療圏：京都府立医科大学附属北部医療センター）は、医薬品等資機材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重症患者の受入れを行う。

	2次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災害派遣医療チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7（8）-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹後医療圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○

2　初期医療体制の整備（住民生活課）

本町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

（1）救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。

（2）救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

（3）医療機関の協力により、救護班を編成する。

（4）救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

（5）応急手当等の家庭看護の普及を図る。

3　医療体制等の整備（住民生活課）

傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱又は道路の寸断等も予想されるため、警察による交通規制の要請や、陸上輸送が困難な場合は、船舶借り上げ等により海上輸送を検討する他、消防（防災）ヘリコプターや関西広域連合のドクターヘリによる搬送の要請など、関係機関との調整を

行う。
（1）本町は、府と連携して、住民を対象に、応急手当の普及・啓発に努める。
（2）本町は、府と連携して、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。
ア　府県間応援体制の整備
イ　与謝医師会と本町との災害時医療協定の維持
ウ　医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

〔府〕
（1）府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を派遣するよう指示する医療機関をあらかじめ定めておく。災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、災害・事故等の急性期（発生後概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日頃から災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。
（2）府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、又二次医療圏ごとに災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。
　府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。
　府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。
（3）府は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院から、災害時に医療を提供する救護班を編成する。府は、市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。
（4）府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬品卸協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や(一社)京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。
（5）府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域医療搬送拠点（ＳＣＵ：Staging Care Unit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。
ア　広域医療搬送拠点の機能
（ア）重症患者等を収容する臨時医療施設機能
（イ）ヘリポート機能
（ウ）広域医療搬送拠点調整本部機能
（エ）広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

〔関係機関〕
（1）関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。
ア　京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
イ　消防無線や防災無線の多重化
（2）関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

ア　地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備
イ　災害拠点病院のヘリポートの整備

（3）災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

（4）関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。
ア　保健所・本町等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置
イ　病院・診療所の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
ウ　病院・診療所の耐震機能の強化
エ　自主訓練等のガイドラインとなる病院・診療所の災害時行動マニュアル等の作成

（5）関西広域連合で策定されている関西広域救急医療連携計画に基づき、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

〔与謝医師会〕

災害時の医療活動を担う医師等の医療関係者については、「災害医療救護活動に関する協定」の規定により与謝医師会を窓口として災害時における協力体制を推進する。

4　災害情報の収集・連絡体制の整備（総務課、住民生活課）

本町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した救急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第 25 節　高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

発災時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

1　実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、本町、府及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

2　要配慮者に係る支援体制の整備

本町及び府は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

（1）本町における支援体制の整備

本町は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

（2）府における支援体制の整備

府は本町との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

（3）広域的支援体制の整備等

本町及び府は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

（4）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

3　避難行動要支援者対策

（1）地域防災計画等における規定

本町は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については町地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者避難計画（全体計画）を作成するものとする。（平成 25 年８月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

（2）避難行動要支援者名簿の作成

本町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の

被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア　避難支援等関係者となる者

（ア）公共機関

京都府宮津警察署、宮津与謝消防組合、消防団

（イ）関係機関等

伊根町社会福祉協議会、与謝郡福祉会、民生児童委員及び各種相談員

（ウ）地域組織

区（自治区)、自主防災組織

（エ）その他

町長が特に必要と認めた者

イ　名簿に掲載する者の範囲

・要介護認定３～５を受けている者
・身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
・療育手帳Ａを所持する知的障がい者
・精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
・上記以外で民生児童委員が支援の必要を認めた者

ウ　名簿には次の事項を記載する。

・対象者の氏名
・生年月日
・性別、住所又は居所
・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする事由
・その他町長が必要と認める事項

エ　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

（ア）名簿の作成に当たっては、関係部署で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報、難病患者に係る情報等、関係部署や府等からの情報集約に努める。

また、「伊根町避難支援プラン全体計画」に基づき、民生児童委員及び各種相談員をはじめとする避難支援等関係者、福祉団体など関係機関の協力を得て、要配慮者情報の収集を図る。

（イ）転入出や転居、死亡等により名簿の記載事項に変更等があった場合は、速やかに掲載又は修正若しくは削除し、常に最新の状態に保つよう努めるとともに、名簿情報を提供した関係機関及び避難支援等関係者に周知する。避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は避難行動要支援者名簿から削除する。

オ　避難行動要支援者名簿の活用

（ア）災害の発生に備えて京都府宮津警察署、宮津与謝消防組合、消防団、伊根町社会福祉協議会、与謝郡福祉会、民生児童委員、自治区、自主防災組織及びその他町長が必要と認める者に対して名簿情報を提供する。ただし、条例に特別な定めがある場合を除き、名簿情報の提供について本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

（イ）本町は、名簿情報の漏えいを防止し、適正な情報管理を図るため当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等の必要な措置を講じるとともに、名簿情報を提供した関係機関等に対して必要な措置を講じるよう求める。

（ウ）名簿情報の提供を受けた者は、情報の漏えいを防止し、適正な情報管理を図るため、次の措置を講じる。

・災害対策基本法に基づく避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
・提供を受けた名簿情報は、施錠可能な場所に保管する。
・提供を受けた名簿の必要以上の複製は行わない。
・名簿情報の提供を受けた各機関、団体においては、情報を取り扱う者を限定する。
・適宜名簿情報の取扱状況を報告する。

（エ）災害に関する予報、警報及び避難情報を発令する場合には、避難行動要支援者の状態に応じた伝達手段を活用する等、避難行動要支援者が情報を取得できるよう配慮する。
（オ）町長及び関係団体等の長は、避難行動要支援者の支援を実施する場合における避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

カ 本町における支援体制の整備

（ア）本町は、避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。
（イ）本町及び府は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、近隣市町相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立を推進する。

（3）個別避難計画の作成

本町は、町地域防災計画及び「伊根町避難支援プラン全体計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、本町による個別避難計画作成の促進を図る。

（4）避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

本町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画に当たっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、又は、本町の条例等の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、保健師、福祉関係者、NPO 等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

4 要配慮者の安全確保（保健福祉課）

（1）本町は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
（2）本町は、伊根町社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災発生時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

（3）本町は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
（4）本町は、在宅の要配慮者が避難する際には、原則として同居する家族が同伴するよう、あらかじめ伝えておく。
（5）本町は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。
（6）社会福祉施設の管理者は、老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐火性能及び耐震性が向上するよう施設の整備を行うものとする。
（7）社会福祉施設の管理者は、消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
（8）社会福祉施設の管理者は、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。
（9）社会福祉施設の管理者は、有事の際における入所者の避難所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

5　要配慮者の生活確保（保健福祉課）
（1）本町及び府は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
（2）府は、本町との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
（3）本町は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。
（4）避難行動要支援者名簿に登録されている要配慮者については、協定に基づき、以下の施設に移送し、避難させる。

指定緊急避難場所

	名称	住所	対象とする災害						
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	火事	内水
35	伊根町コミュニティセンター （伊根町ほっと館）	与謝郡伊根町字日出 651	○	○	○	○	○	○	○

福祉避難所

	避難所	住所	避難所 管理責任者	電話番号
1	特別養護老人ホーム　長寿苑	伊根町字六万部 154	施設長	32-1280
2	軽費老人ホームケアハウス福寿荘	伊根町字六万部 154	施設長	32-1280
3	伊根デイサービスセンター	伊根町字六万部 154	施設長	32-1280
4	小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家	伊根町字平田 151-1	管理者	32-3456
5	伊根町総合保健施設	伊根町字日出 646	施設長	32-3031
6	伊根町国民健康保険伊根診療所	伊根町字日出 646	所長	32-0007
7	伊根町国民健康保険本庄診療所	伊根町字本庄上 1019-1	所長	33-0114

6　外国人の安全確保（総務課、企画観光課、保健福祉課）

（1）本町及び府は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語や「やさしい日本語」による防災知識の普及に努める。

（2）本町及び府は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

（3）本町は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。

（4）本町、府及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。

（5）外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。

（6）本町及び府は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第 26 節　廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害が発生した場合のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。本計画の下位計画に当たる「伊根町災害廃棄物処理計画」及び京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備すること等により、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

※詳細は伊根町災害廃棄物処理計画（令和３年３月）の記載を参照。

1　廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備（住民生活課、宮津与謝環境組合）

次の事項について事前に想定し、あらかじめ整備しておくものとする。

（１）災害廃棄物の処理に関し、関係機関の役割を明確にする。

（２）想定される災害の種類から、発生する廃棄物の種類について情報を収集する。

（３）想定される災害の種類から、発生する可能性のある災害廃棄物の最大発生量を推計する。

（４）災害廃棄物を集積する仮置場候補地を選定しておく。

（５）現状の一般廃棄物処理施設の処理能力等を整理・把握しておく。

第27節　行政機能維持対策計画

1　業務継続性の確保

本町及び府等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「伊根町業務継続計画（ＢＣＰ）」（平成31年３月）に基づき、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るものとする。なお、機構改革や町職員数の変化に合わせて、この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に向けた業務継続の改訂を行うものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に本町及び府は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

2　防災中枢機能等の確保、充実

本町は、災害発生時の中枢機能となる役場庁舎の防災機能のそれぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、本章第17節「資材器材等整備計画」に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

3　各種データの整備保全

本町及び府は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第 28 節　ボランティアの登録・支援等計画

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

また、伊根町受援マニュアルの「第５章　受援対象業務」に基づき、対策を実施する。

1　ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

（1）専門ボランティア

専門ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

組織化されている場合には、行政が十分に対応できない分野への協力者として期待される。

この専門ボランティアには、次のような資格・技術があげられる。

ア　災害支援ボランティア講習修了者
イ　アマチュア無線技士
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
エ　被災宅地危険度判定士、地震被災建築物応急危険度判定士、危険物取扱者、消防設備士、斜面判定士、防災士
オ　航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
カ　通訳（外国語、手話）

（2）一般ボランティア（特に資格や技術を必要としない業務に従事するボランティア）

災害発生と同時に町内の被災地から災害支援の要請や、町内外から災害ボランティアの申し出に対応するため、本町は、伊根町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアセンターの開設・運営、受付を行う方法（町内及び他市町における受付窓口の設置等）、被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画する。

なお、一般ボランティアの活動としては、次のようなものがある。

ア　炊出し、物資の仕分・配給への協力
イ　避難所の運営への協力
ウ　安否情報、生活情報の収集・伝達
エ　清掃等の衛生管理

2　災害ボランティアの登録・育成（保健福祉課）

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くの災害ボランティアからの申し出が予想される。

本町をはじめ関係各機関は、この災害ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。

（1）災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害ボランティアを登録、把握しておく。

（2）災害に備えた避難所を指定する際に、災害ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。

（3）消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう日頃から災害ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、災害ボランティアの再研修、他の消防機関との合同訓練等に努める。

（4）本町は、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動が組織的に行うことができるよう、支援体制の整備、充実に努める。

（5）災害ボランティア（個人・組織）の災害救援活動が円滑に実施されるために、登録された活動員が、その活動中に事故などにより損害を受けた場合に備え、本町はその登録された活動員を、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」制度に加入させ、その周知を図る。

3 一般ボランティアの受入体制の整備等

（1）ＮＰＯ・ボランティアとの連携

本町及び府は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。

（2）受入体制の整備

ア 一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、京都府災害ボランティアセンター及び伊根町災害ボランティアセンターが受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

イ 京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。

ウ 本町及び府は、京都府社会福祉協議会、町社会福祉協議会と協力し、災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

（3）一般ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、通常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

（4）災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

本町及び府は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

4 災害ボランティアに関する啓発

（1）本町及び府は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。

5　ボランティア受入れ・支援フロー図

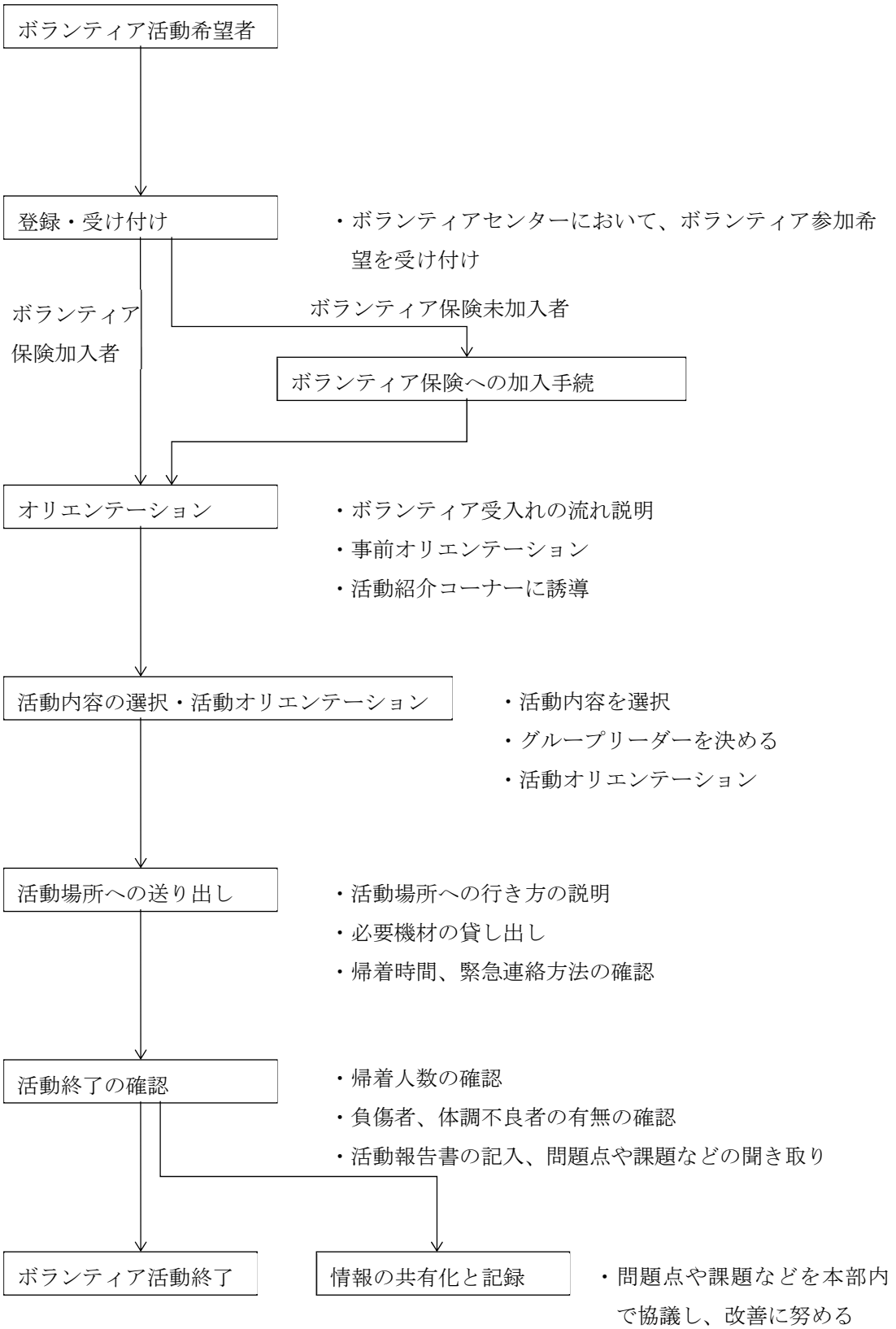

第29節　広域応援体制の整備

本町及び府等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

1　近隣市町との相互応援体制の整備（総務課）

町長は、本町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難な場合、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から応援協定、防災協定の締結の推進に努める。また、町長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

協定名称	協定締結消防機関名	協定の内容					
		全災害	火災	風水害	救急	救助	その他
京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防一部事務組合	○					
両丹都市消防相互応援協定	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合	○					
宮津市、伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町		○				
消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市		○		○	○	
消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、豊岡市		○		○	○	
船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、第八管区海上保安本部宮津海上保安署		○				
京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	○					

なお、応援内容及び要請手順等については資料参照のこと。

2　全府的な消防相互応援体制の整備（総務課）

町長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、あらかじめ全府的な消防広域相互応援協定を締結しておく。

また、協定の具体的な運用については、「京都府広域消防相互応援協定書」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

（1）対象とする災害

水火災又は地震等の災害で、本町の消防力及び本町と消防相互応援協定を締結している隣接市町等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

（2）応援の要請

ア　応援の要請は、町長又は消防長が、次の事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し行う。

（ア）災害の種別

（イ）災害発生の日時、場所及び状況

（ウ）必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量

（エ）その他必要な事項

イ　応援の要請を受けた市町村等の長又は消防長が要請を受諾した場合、要請市町村等の長は、次の事項を明確にして応援市町村等の長に通報する。

（ア）応援の場所及び集合場所
（イ）現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
（ウ）その他必要な事項

（３）応援隊の誘導

町長、消防長又は消防団長は、町職員、消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行う。

〔府〕

他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図る。

（１）防災相互応援協定の締結

町長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

また、知事は応援のため府が締結した協定については、本町から災害対策基本法第 68 条に基づく、応援要請の手続について、本町に周知を図る。

（２）京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、本町及び府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

（３）京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣

府は、災害時に本町が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、本町への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

（４）応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員の登録（総務省）

府は、総務省と連携して、災害時において本町の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した本町に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

〔府警察本部〕

災害時に、広域的な災害警備活動に当たる警察緊急事態対処部隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

第30節 上下水道施設防災計画

1 水道施設防災計画（地域整備課）

（1）計画の方針

本町は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

（2）計画の内容

ア 本町は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

イ 本町は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

（3）計画の主な項目

ア 本町は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組あわせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

イ 本町は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

ウ 本町は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や２系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

エ 本町は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

オ 本町及び府は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保し、災害援助協定を締結するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

カ 本町は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

キ 本町及び府は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

ク 老朽化した管路の布設替、継手の防護等、施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。

ケ 管路、施設の耐震化を図る。

コ 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。

サ 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備促進を図る。

シ 府が策定した「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」を基に、本町における「水道災害対策行動マニュアル」を策定する。

2 下水道施設防災計画（地域整備課）

（1）計画の方針

下水道管理者は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者間の連携に関する調整を行う。

（2）計画の内容

ア 本町は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

イ 本町は、防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

ウ　本町は、施設の防災性能の確保に努めるものとする。
エ　本町は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
オ　本町は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
カ　本町及び府は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
キ　本町は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
ク　下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保に努めるものとする。

第 31 節　学校等の防災計画

本町は、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）と協力して、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

1　防災体制の整備（教育委員会、学校長）

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、本町の災害対策担当部局やＰＴＡ、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

（1）学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、本町の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

（2）児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

ア　発災時別の教職員の対応方策
- 在校時
- 学校外の諸活動時
- 登下校時
- 夜間休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

イ　保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

ウ　施設・設備の被災状況の点検等

（3）学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

（4）避難所としての運営方法等

本町の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

2　施設・設備等の災害予防対策（教育委員会、学校長）

（1）施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

（2）防災機能の整備

ア　避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ　避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置付けられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

（3）設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3　防災訓練の実施（教育委員会、学校長）

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4　教育活動への配慮

（1）避難所としての活用

本町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（2）敷地の活用

本町及び府は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第32節 避難に関する計画

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、災害種別ごとに自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難するべきなのか、又要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、本町及び府等は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策について、府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」を参考に、府及び関係機関と連携して主体的に取り組むものとする。

1 避難の周知徹底

（1）事前措置

本町、府、水防管理団体等関係機関は、指定緊急避難場所や指定避難所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動の在り方、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所や指定避難所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。また、住民にハザードマップの配布や閲覧を促し、居住地域の危険性の認識の向上を図り、災害発生時には迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

なお、本町と府が連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所や指定避難所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

（2）避難指示等の周知

本町は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる、町行政情報配信システム「いねばん」、屋外拡声局などの伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

本町は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所や指定避難所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

2　指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア　指定緊急避難場所については、本町では伊根町コミュニティセンターほっと館を指定している。なお、当該施設においては、災害発生時に備えて避難者の安全を確保できる空間とするよう努める。

イ　指定避難所については、本町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設に当たっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

ウ　本町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

（2）広域避難場所の選定

地震等による延焼火災等が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、町長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

ア　広域避難場所の収容可能人数は、避難者１人当たりの必要面積を、概ね２㎡以上として算定する。

イ　広域避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮するものとする。

ウ　大地震が発生したときに崖崩れや浸水等の危険がないこと。

エ　一定期間、避難者の応急救護活動ができること。

オ　避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

（3）避難所の区分けの実施

本町は、次の事項を勘案して避難所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア　避難所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ　避難所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。

ウ　避難人口は夜間人口に基づくが、避難所収容力に余裕をもたせる。

（4）避難道路の選定と確保

町職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

本町は、現在の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

ア　避難道路は、ほぼ 10m以上の幅員を有すること。

イ　避難道路は、相互に交差しないこと。

ウ　危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。

エ　液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になるおそれがないこと。

オ　避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

カ　避難誘導を円滑に行うため、避難所等の周辺に避難所等の標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。また、本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（5）避難道路等の指定状況

避難道路等の指定状況の詳細は、次のとおりである。

避難道路の指定

区分	路線名	区分	路線名
一般国道	178 号	町道	亀島本庄浜線
主要地方道	弥栄本庄線		滝根福之内線
一般府道	下世屋本庄線		畑谷峠線
	伊根港線		長延野村線
	本庄浜本庄宇治線		日出平田線
	本庄港線		新井大浦線
	久僧伊根線		井室畑谷線
小計　7 路線	38,849m		朴丸薦池線
			平田亀島線
		小計 9 路線	26,195m
		合計 16 路線	65,044m

（令和６年４月１日現在）

3　避難の実施に必要な施設・設備等の整備

（1）施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。

（2）避難所情報の発信

本町は、災害種類ごとに町内の避難所や津波避難場所をまとめた地図（ハザードマップ）をホームページ等により公表する他、府へも情報提供し、広く発信するものとする。

（3）円滑な避難所運営への配慮

本町は、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、ＬＧＢＴなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

本町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

（4）新型インフルエンザ等感染者発生に備えた対策

本町は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、宿泊施設等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局、必要に応じ、災害時感染症制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等と連携して、各対象者の居住地の危

険性を確認するよう周知するとともに、本町と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。

（5）避難所で使用する衛生設備の整備

車載トイレ、簡易トイレ、ウエットティッシュ、ペーパータオル、手洗い用水・石鹸、ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス、清掃用品、清掃人着用物（ゴム手袋、作業着、マスク等）、使用ルールの掲示物、消臭剤など避難所の衛生環境を向上する設備等を整備、設置する。

4 町外の他市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

5 広域避難

（1）本町

ア 本町は、本町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議をすることができる。

イ 本町は、避難所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ 本町は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

エ 本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

オ 本町は、町内の指定緊急避難場所及び指定避難所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

（2）府

ア 府は、本町から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。

6 広域一時滞在

（1）本町

ア 本町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 本町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

ウ 本町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 本町は、域内の指定緊急避難場所及び指定避難所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

7 町内の防災上重要な施設における避難計画

町内の防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

（1）町地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別避難計画策定等の避難誘導体制の整備について定める

ア　避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
イ　避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
ウ　避難所等への経路及び誘導方法
エ　避難所等開設に伴う被災者救護措置に関する事項
（ア）給水措置
（イ）給食措置
（ウ）毛布・寝具等の支給
（エ）衣料・日用必需品の支給
（オ）負傷者に対する応急救護
オ　避難所等の管理に関する事項
（ア）避難収容中の秩序保持
（イ）避難者に対する災害情報の伝達
（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
（エ）避難者に対する各種相談業務
（オ）運営方法についてのルール（本町と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
カ　指定避難所等の整備に関する事項
（ア）収容施設
（イ）給水施設
（ウ）情報伝達施設
キ　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
（ア）平常時における広報
ａ　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
ｂ　ホームページ
ｃ　住民に対する巡回指導
ｄ　防災訓練等
ｅ　ハザードマップ（防災マップ）の利活用
（イ）災害時における広報
ａ　テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
ｂ　Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用
ｃ　ホームページによる周知
ｄ　町行政情報配信システム「いねばん」による周知
ｅ　広報車による周知
ｆ　避難誘導員による現地広報
ｇ　住民組織を通じた広報
ク　孤立するおそれのある地区の対策に関する事項
（ア）災害時に孤立するおそれのある地区の把握
（イ）食料・飲料水の備蓄
（ウ）情報連絡方法
ケ　避難所運営マニュアルの整備
コ　居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

（２）本町の避難指示等の判断・伝達マニュアル

町長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、国及び府は、本町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、本町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

ア 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

イ 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

ウ 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「避難指示等一覧」による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるに当たっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生し得るので、総合的な判断を行うこと。

エ 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害をあげるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

また、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう、府河川防災情報システムの河川情報カメラのリンクを設定する。

オ 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災担当部局と福祉担当部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援を行う。なお、詳細は第25節において定める。

避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル３	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保※１） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見あわせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル４	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
レベル５	緊急安全確保※２	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所及び指定避難所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災	命の危険　直ちに安全確保 ・立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限ら

		害が発生又は切迫している状況	ず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※１ 立退き避難 ：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。
屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。
※２ 必ず発令されるとは限らない。

（３）避難指示等の発令の参考となる情報
河川の氾濫等

レベル相当情報		水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格		・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル相当情報３	高齢者等避難	・避難判断水位に到達したとき（※１） ※１上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤)」が出現した場合。	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤)」が出現した場合。
警戒レベル相当情報４	避難指示	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※２）に到達したとき（※３） ※２氾濫発生水位から一定時間（※４）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※３上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※４避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ・堤防の決壊に繋がるような漏水等の発見 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫)」が出現した場合。（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊に繋がるような大量の漏水や亀裂等発見	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫)」が出現した場合。 （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒)」が出現した場合。
警戒レベル相当情報５	緊急安全確保	・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒)」が出現した場合。	
		（災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害発生を確認） ・近隣で浸水が床上に及んでいる ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。

（4）土砂災害

レベル 相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域等
警戒レベル3 相当情報	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤)」と判定された場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ・前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見された場合
警戒レベル4 相当情報	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫)」と判定された場合 ・前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（ＣＬ）を超過した場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒)」と判定された場合（災害発生を確認） ・土砂災害が発生した場合

※1　面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて本町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

8　防災上重要な施設の計画

学校等、医療機関、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき町地域防災計画に記載されたものは、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は、本町とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

（1）学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

（2）児童生徒等を集団で避難させるための避難所等の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法

（3）医療機関等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等

（4）老人、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

9　車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。

本町及び府は、車中避難場所が設置された場合は、車中泊避難を行うための場所の避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うための場所の避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

なお、住民の屋外避難に当たっては、本町があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

（1）本町

本町は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

（2）府

ア　府は、本町が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

イ　府は、大規模災害発生時において車中泊避難の発生が多数になるおそれがあるときに備えて、丹波自然運動公園を整備する。

ウ　府ホームページ上で、本町及び府が位置付けた車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。

第 33 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

本町は、大規模広域災害が発生し、バスの運行が停止した際、又は、道路が遮断された際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

1　観光客・帰宅困難者への啓発（企画観光課）

発災直後、本町や府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

（1）二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」

（2）災害用伝言ダイヤル（171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

（3）多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認

（4）公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。

（5）帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

2　交通機関等との情報共有の仕組みの確立（企画観光課）

本町及び府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供の仕組みを確立していく。

また、道路の状況や鉄道の運行情報等の共有化について、仕組みの確立を図る。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図

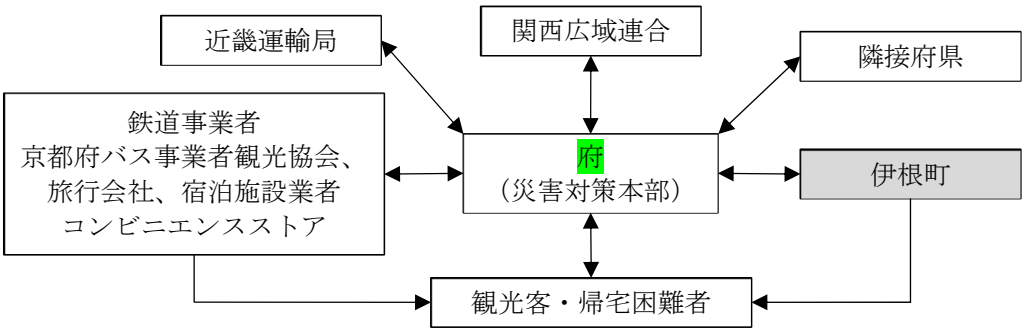

3　事業所等への要請（総務課、企画観光課）

（1）事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。

ア　就業時間帯に発災

（ア）従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示

（イ）来所者を事業所内の待機スペースに誘導

イ　出勤・帰宅時間帯に発災

自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）

（2）事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。

（3）事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

4　観光客等への支援の検討（総務課、企画観光課）

（1）本町は、府と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定される観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、宿泊施設等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、オープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者や宿泊施設業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。

（2）本町は、府、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、宿泊施設業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各交通機関の計画運休や運行状況等の情報を集約して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。

　また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。

（3）学生ボランティア等の活用について検討するとともに、住民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。

第34節　集中豪雨対策に関する計画

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難体制・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、気候変動を踏まえつつ、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

1　ソフト対策の推進・検討（総務課）

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として本町と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取組が必要である。

（1）情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

（2）避難体制等の取組強化

ア　客観的避難基準の充実

イ　被災の危険性を考慮した避難所・避難場所等の設定

ウ　避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

（3）防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

（4）要配慮者対策の強化

2　ハード対策の実施・検討（地域整備課）

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、地域とともにまちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取組が必要である。

（1）計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

ア　河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）

イ　治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）

ウ　斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）

エ　防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施

（2）流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取組

ア　山地・森林環境の保全と整備

イ　農地の持つ防災機能の保全と整備

ウ　雨水貯留・浸透施設の設置

エ　適正な土地利用の誘導、規制など

オ　伐採木の除去による流木の防止

カ　倒木のおそれのある危険木の事前伐採

（3）総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取組推進に向け検討を進める。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部等運用計画

本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本町及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、全機能を発揮して災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

１　警戒体制の確立（全部）

（１）伊根町災害警戒本部の設置

ア　災害警戒本部の設置及び閉鎖については、総務課長、地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が決定する。

イ　災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

（ア）本部長（町長）の指示事項の伝達

（イ）降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の情報収集並びに伝達

（ウ）府及び防災関係機関との連絡調整

（エ）危険箇所の状況把握及び応急措置

（オ）災害状況の調査及び情報収集

ウ　災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

（２）伊根町雪害対策本部の設置

ア　雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の一に該当するときは、町長を本部長とする「伊根町雪害対策本部」を設置する。

雪害対策本部の設置及び閉鎖については、地域整備課長が総務課長等と協議し、町長に具申し、町長が決定する。

（ア）警戒積雪深（京都府積雪観測所平田 70cm、本庄上 90cm、日出 80cm、寺領 140cm、蒲入 90cm）を突破し、なお降雪が続き大雪のおそれがあるとき。

（イ）平雪時除雪体制では、早期交通確保が困難と考えられるとき。

イ　雪害対策本部は、主として次の業務を行う。

（ア）道路除雪、なだれ防止、消防施設、教育施設等についての必要な対策

（イ）降・積雪状況の実態把握並びに被害状況の調査及び収集

（ウ）その他緊急事項の処理

（３）豪雪対策本部の設置

累年にない豪雪のため、多数の人命に危険が生ずる等大きな被害を生じたときは、町長を本部長とする「伊根町豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に対する必要な対策を実施する。

（４）事故対策本部

ア　一時的に多数の人命財産に危険が生ずる突発的事故（水難、航空機の遭難、船舶の遭難、油流出等）が発生した場合は「伊根町○○事故対策本部」を設置し、関係機関と協議して救急医療、救出等応急対策を実施する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の災害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

イ　事故対策本部の設置及び閉鎖については、総務課長が関係課長と協議して町長に具申し、町長が決定する。

２　伊根町災害対策本部の設置及び閉鎖等（全部）

（１）状況判断

ア　町内における降雨状況及び降雨予想

イ　主要河川の水位変動状況

ウ　台風の進路予想

エ　町内及び近隣市町の災害発生状況

オ　近隣市町及び府の防災体制

伊根町災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が深刻化した場合は、総務課長、地域整備課長が、災害対策本部の設置について協議し、町長（本部長）に具申し、町長が決定する。

（２）災害対策本部設置基準及び閉鎖基準

ア　設置基準

（ア）暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき。

（イ）火災、豪雨のため相当の被害が発生したとき。

イ　閉鎖基準

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動が概ね終了したとき。

（３）災害対策本部設置・閉鎖の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	庁内放送	総務課長
住民	町行政情報配信システム「いねばん」	総務課長
府本部	府防災行政無線又はＦＡＸ	総務課長
地方部	府防災行政無線又はＦＡＸ	総務課長

（４）本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

３　伊根町災害対策本部の組織等（全部）

（１）災害対策本部の運用

ア　伊根町の災害に対処する組織は、次の事項を考慮し、直接応急対策活動に関係あるもののみで組織し、その他の者については動員要員とする。

（ア）指揮命令系統を確立する。

（イ）できる限り簡素化し、名目的、形式的なものを排除する。

（ウ）責任分担を明確にする。

イ　伊根町災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行い、一般に公告する。

ウ　災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

エ　災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。

オ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、本部長、副本部長、各部長、各副部長、書記で構成する災害対策本部会議を設置する。

カ　災害対策本部の設置場所は、役場庁舎２階第１会議室とするが、庁舎の被災状況に応じて随時代替場所を選定する。

キ　災害対策本部の各部は、事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定める。

ク　災害対策本部の実務総括者は総務課長とする。

ケ　災害対策本部の各部は、それぞれ記録を整理し、後日総務課へ提出する。

（２）他市町村への応援

応急対策のため応援事務を処理する必要があるときは、災害対策本部の事務分掌に準じ、それぞれの担当課が行う。

なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（町外における応援活動を含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

災害対策本部配置図

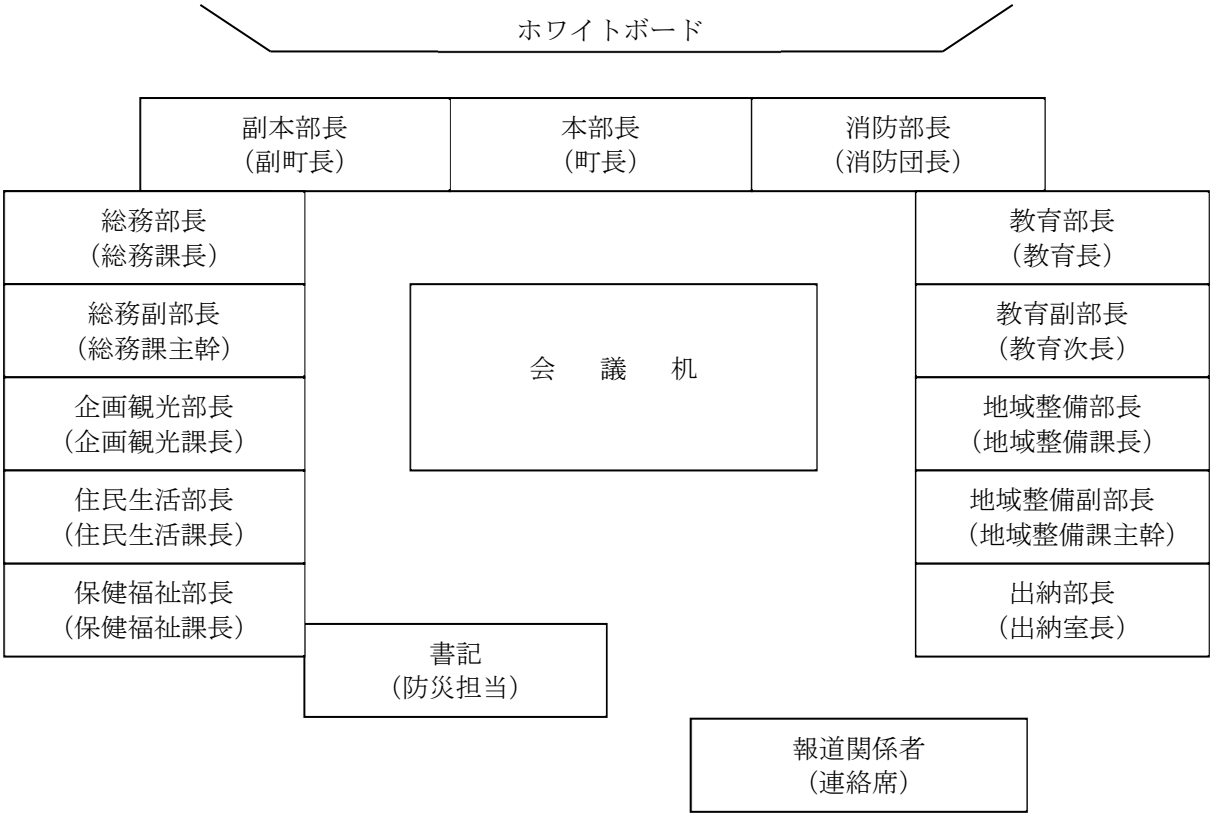
ホワイトボード
副本部長
（副町長）
本部長
（町長）
消防部長
（消防団長）
総務部長
（総務課長）
総務副部長
（総務課主幹）
企画観光部長
（企画観光課長）
住民生活部長
（住民生活課長）
保健福祉部長
（保健福祉課長）
会　議　机
教育部長
（教育長）
教育副部長
（教育次長）
地域整備部長
（地域整備課長）
地域整備副部長
（地域整備課主幹）
出納部長
（出納室長）
書記
（防災担当）
報道関係者
（連絡席）

４　大規模災害時における事務の委託等

（１）町内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（２）大規模災害により、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、府知事が応急措置の全部又は一部を代行しなければならない。

（３）災害対策本部の組織

ア　組織編成

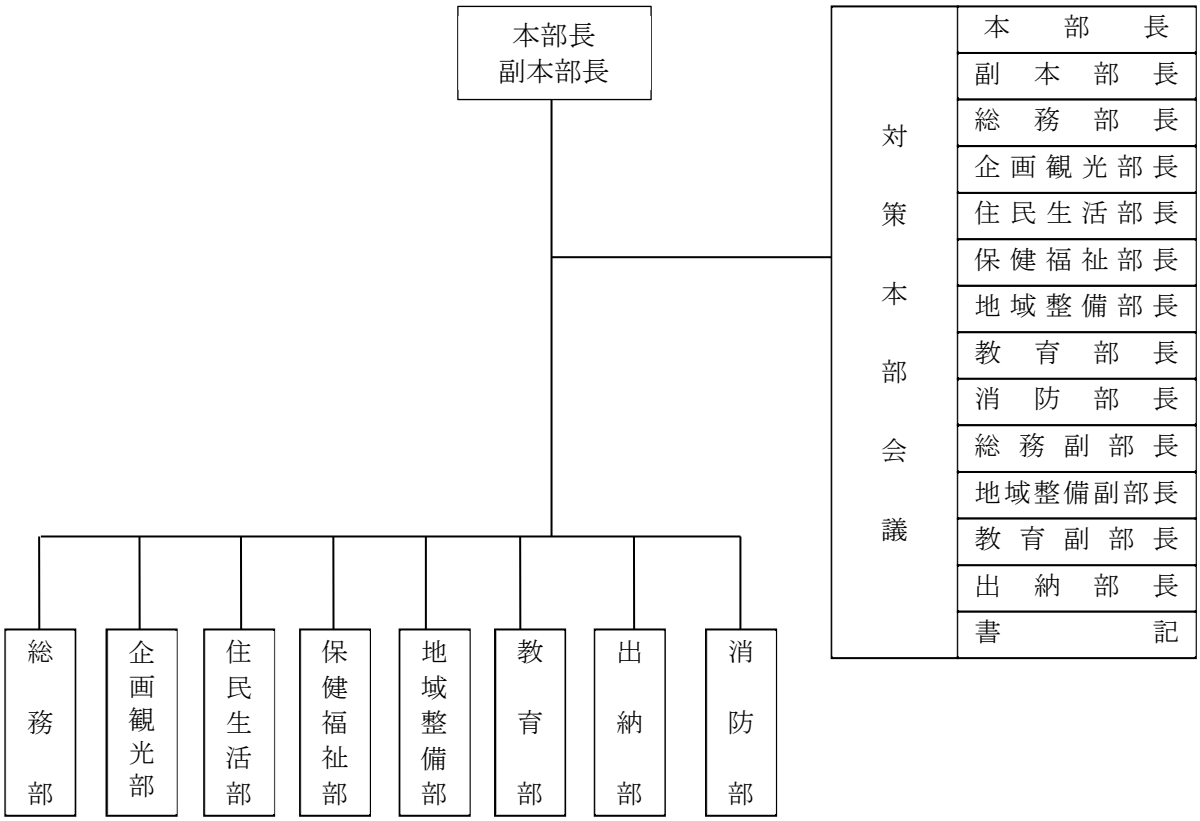

イ　各班の事務分掌

本部長　　町長

副本部長　副町長

部名	部長担当職	事務分掌
総務部	部　　長 総務課長	1　災害予防法及び応急対策の総合調整に関すること。 2　災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3　本部会議、防災会議、その他関係機関との連絡等に関すること。 4　各部及び住民組織との連絡調整に関すること。 5　予警報等の伝達。 6　被害状況の総括及び情報、資料等の収集及び伝達報告に関すること。 7　消防団活動に関すること。 8　宮津与謝消防組合消防本部との連絡調整に関すること。 ・火災の予防及び警戒 ・火災、風害、地震等の場合における防御活動 ・危険物の安全の確保 ・人命救助活動 ・行方不明者の捜索及び収容 ・自主防災組織の指導 9　災害時における交通、輸送の確保に関すること。 10　衣料、燃料等日用品必需物資の調達に関すること。 11　関係機関、団体に対する協力並びに応援要請、災害対策本部要員及び応援職員の動員に関すること。 12　災害用資機材の点検、保管、使用に関すること。 13　災害対策の予算及び資金に関すること。 14　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 15　住民被害の調査に関すること。 16　公共建物等の被害調査に関すること。 17　地震被災建築物応急危険度判定に関すること。 18　議会議員に対する連絡等に関すること。 19　被災地の慰問に関すること。 20　り災証明の発行に関すること。 21　府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること。 22　屋外拡声局の管理運用に関すること。 23　防災体制及び防災活動に関すること。 24　災害記録写真に関すること。 25　被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること。 26　被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること。 27　分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること。
企画 観光部	部　　長 企画観光課長	1　災害広報に関すること。 2　商工業者の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 3　被災中小企業に対する被害融資に関すること。 4　観光施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 5　町内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること
住民 生活部	部　　長 住民生活課長	1　医療救護及び助産に関すること。 2　医療品の整備補給に関すること。 3　被災者の埋葬に関すること。 4　防疫、感染症予防対策に関すること。 5　家屋の被害状況の調査に関すること。 6　応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること。 7　被災者への住宅供給のとりまとめに関すること。 8　被災納税者の調査に関すること。 9　被災納税者の減免等に関すること。 10　ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関すること。 11　災害時における環境保全対策のとりまとめに関すること。 12　ペットの保護対策のとりまとめに関すること。

部名	部長担当職	事務分掌
保健 福祉部	部　　長 保健福祉課長	1　災害救助法の運用に関すること。 2　救助に必要な情報収集、調査、連絡に関すること。 3　救助物資及び食料等の確保及び配分に関すること。 4　避難所の開設及び炊出しに関すること。 5　社会福祉施設の避難対策及び被害調査に関すること。 6　保育所及び園児の避難対策及び被害調査に関すること。 7　避難所における防疫、保健衛生、食品衛生に関すること。 8　被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること。 9　ボランティアの受入れに関すること。 10　義援金の配分のとりまとめに関すること。 11　高齢者、障がい者、乳幼児その他要配慮者等及び外国人の救援に関すること。
地域 整備部	部　　長 地域整備課長	1　食料の確保に関すること。 2　災害時の食糧供給に対する連絡及び要請に関すること。 3　農作物被害の応急指導並びに肥料、農薬等の確保に関すること。 4　家畜の被害状況の応急指導並びにその対策に関すること。 5　漁港、農地、農業用施設及び林業施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 6　農林産物の被害調査に関すること。 7　被災農家に対する災害融資に関すること。 8　水産物及び水産施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 9　被災漁家の災害融資に関すること。 10　道路、橋梁、河川の整備点検に関すること。 11　道路、橋梁、河川、水路、海岸、砂防施設等の被害状況調査及び復旧に関すること。 12　道路除雪に関すること。 13　上下水道施設の復旧及び対策、調査に関すること。 14　飲料水の確保及び給水に関すること。 15　山崩れ、地すべり関係応急対策のとりまとめに関すること。
教育部	部　　長 教　育　長	1　児童、生徒の避難に関すること。 2　教育及び社会教育施設の被害対策並びに被害調査に関すること。 3　文化財の被害対策並びに被害調査に関すること。 4　災害時の応急教育に関すること。 5　学用品、教科書の調達、配分に関すること。 6　災害時の学校給食に関すること。 7　教育施設の応急復旧に関すること。 8　災害活動に協力する婦人会等の連絡調整に関すること。 9　学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること。
出納部	部　　長 出納室長	1　会計に関すること。 2　災害関係費の予算措置及び支出に関すること。 3　義援金品の受付、保管に関すること。
消防部	部　　長 消防団長	1　消防及び水防活動に関すること。 2　緊急避難時の誘導、安全確保に関すること。 3　負傷者の救護に関すること。 4　河川、海岸、ため池、土砂災害警戒区域、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関すること。 5　被災地における防犯対策への協力に関すること。 6　その他応急救助に関すること。

5　防災会議の開催（町長、総務課）

本町の地域において災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、伊根町防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

6　企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

7　災害対策本部の標識及び職員の証票

災害応急対策において、本町の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれの機関において定める。

8　現地災害対策本部

（１）災害対策本部長（町長）は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。

（２）現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当であると災害対策本部長（町長）が認める事務を行う。

（３）現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡、定期的な報告及び情報の提供を行う。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

9　ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

第２節　動員計画

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

1　伊根町災害対策（警戒）本部の動員（町長）

災害対策本部等の動員は、次表のように警戒本部２段階、対策本部３段階によりあらかじめ動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき、各課長が災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、各課長が総務課長と協議して、職員の早期参集指示や追加動員を求める。

伊根町災害対策本部要員動員計画表

計画は標準動員とし、この適用については本部長がその都度指示する。　（人）

区分		状　況	総務課	企画観光課	住民生活課	保健福祉課	地域整備課	教育委員会	出納室	議会事務局	消防団
災害警戒本部	1号動員	1　大雨、洪水、高潮警報のいずれかが発表されたとき 2　その他町長が必要と認めたとき	2	－	－	－	1	－	－	－	－
	2号動員	1　台風の進路に当たるとき 2　大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 3　その他町長が必要と認めたとき	6	4	4	3	6	3	1	－	3
災害対策本部	1号動員	1　複数の地区において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき 2　その他町長が必要と認めたとき	3	1	1	2	2	2	1	－	3
	2号動員	1　概ね全町域において、暴風雨又は局地的集中豪雨による住家の被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき 2　特別警報が発表されたとき 3　その他町長が必要と認めたとき	6	4	4	3	6	4	1	－	全団員
	3号動員	1　災害救助法による応急対策の実施を必要とする大規模な災害が発生し、かつ町長が必要と認めたとき 2　その他町長が必要と認めたとき	全職員								全団員

２　動員の要請（町長）

（１）本部要員等に対する伝達

ア　平常時の伝達系統

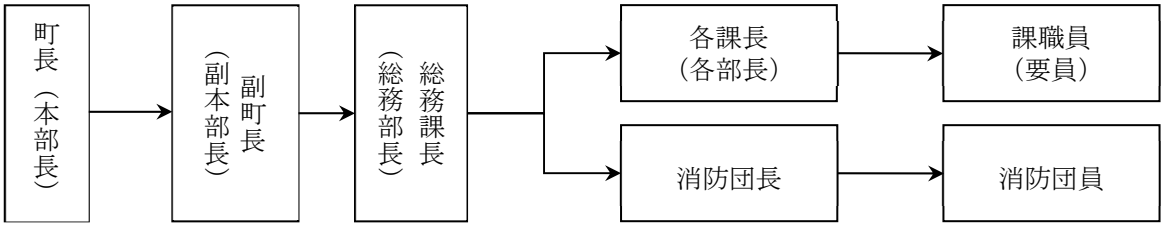

イ　勤務時間外における伝達系統

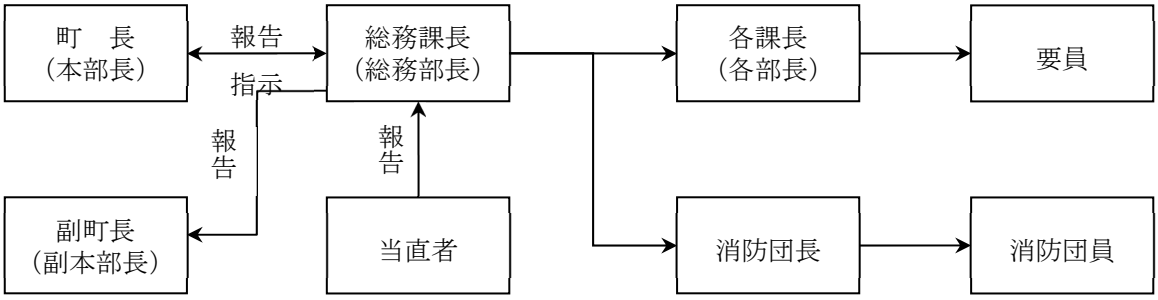

（２）動員の方法

ア　動員の伝達は、災害対策本部長（町長）指令により電話、町行政情報配信システム「いねばん」又は連絡員等により（１）アの系統で行う。

イ　勤務時間外における伝達は、（１）イの系統で同様に行う。

ウ　動員要員に当たった職員は、勤務時間外においてもテレビ、ラジオ、広報車等により災害の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

　その他の職員は、地域の被害の情報状況や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

３　他機関に対する応援要請（町長、総務課）

（１）応援要請の協議

　応援救助実施について府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、災害対策本部長は、直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集する暇のないときは、直接本部長が決定する。

（２）要請及び報告

　災害対策本部長が応援要請を決定した場合は、要請先に対し自衛隊災害派遣要請に準じて要請を行うとともに、京都府災害対策本部丹後支部長（丹後広域振興局）に対しこの旨報告する。

（３）応援隊との連絡

　応援隊との活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第３節　通信情報連絡活動計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を図ることはもとより、一刻も早い応急対策をとるために正確、迅速な被害状況の把握が必要である。本町の地勢からひと度災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることは必至で、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信連絡体制の万全を期するとともに、被害情報の収集報告体制を確保する。

１　通信計画（総務課）

（１）通信連絡手段の活用順位

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、概ね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図

ア　通常の災害（ＮＴＴ電話等が使用できる場合）

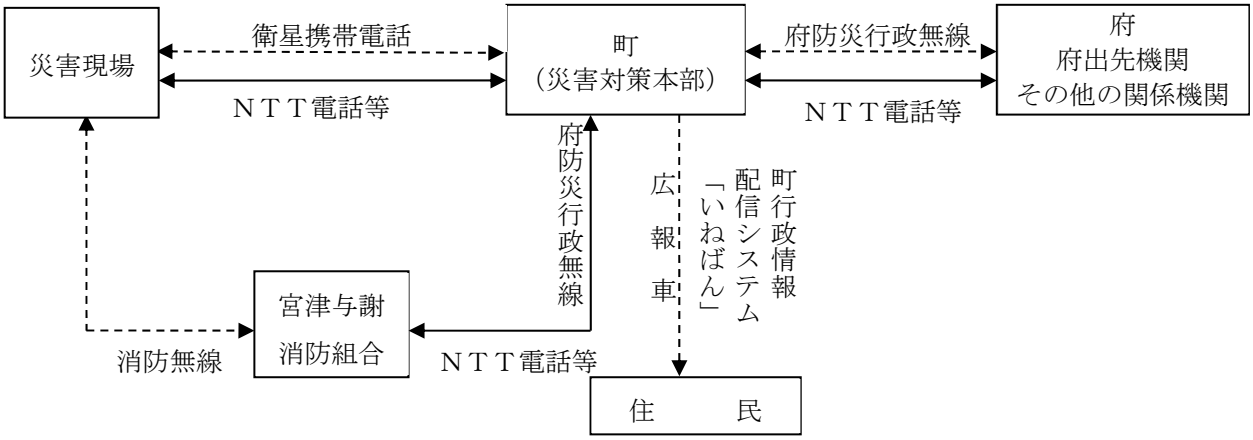

イ　大規模災害（ＮＴＴ電話等が使用できない場合）

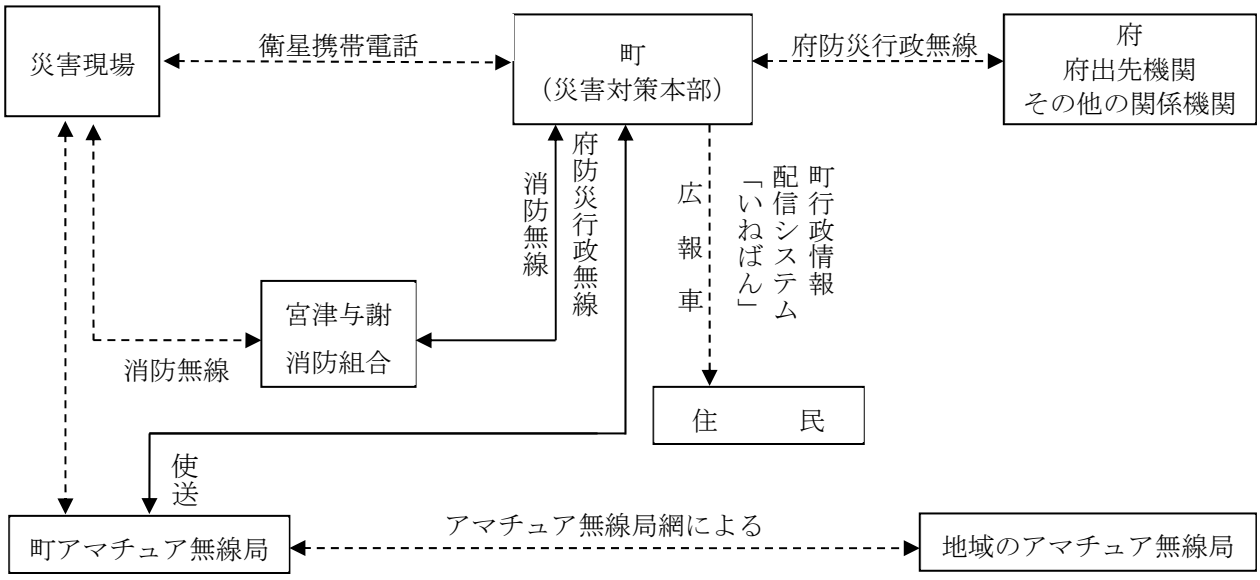

（２）専用通信設備の使用

ア　町行政情報配信システム「いねばん」及び衛星携帯電話の利用

携帯電話網が利用可能な場合は、町行政情報配信システム「いねばん」を使用し、各戸端末及び屋外拡声機により住民に通報する。携帯電話網が利用できない場合は、衛星携帯電話を利用し、防災関係機関との連絡を図る。

イ　府防災行政無線の利用

府衛星通信系防災情報システムにより、防災関係機関との連絡を図る。

ウ　消防無線の利用

宮津与謝消防組合が開設している無線で、その構成は次のとおりである。

基　地　局	無線交信	陸上移動局	呼　出　名　称
みやしょうほんぶ		伊根町役場　３局	いね　901. 902. 903

※消防団との交信は簡易デジタル無線機を使用

（３）ＮＴＴ電話などの優先利用

災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においてもＮＴＴ西日本が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。

設置場所	電話番号
伊根町役場	32-0501
伊根町役場	32-0505
伊根町商工会	32-0302
伊根小学校	32-0019
伊根中学校	32-0049
伊根診療所	32-0007

（４）ＮＴＴ電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、丹後広域振興局に要請し日本アマチュア無線連盟京都支部（災害時等における日本アマチュア無線連盟京都支部の協力に関する協定書：府）に協力をもとめて通信の確保を図る。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話が繋がりにくい状況（輻輳）になっている場合には、ＮＴＴ西日本株式会社及びＮＴＴドコモビジネス株式会社は「災害用伝言ダイヤル 171」を提供し、ＮＴＴ西日本株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ関西支社及びＫＤＤＩ株式会社（関西総支社）、ソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。

ア　非常通信の内容

（ア）人命の救助に関すること。

（イ）天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。

（ウ）緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。

（エ）電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。

（オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

（カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

（キ）非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

（ク）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

（ケ）鉄道線路、道路、電力設備、ＮＴＴ回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。

（コ）災害対策基本法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。

（サ）災害対策基本法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。

（シ）防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
（ス）救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第１項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
（セ）民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ　非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

（ア）官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
（イ）地方防災会議及び災害対策本部
（ウ）日本赤十字社
（エ）全国都市消防長連絡協議会
（オ）電力事業者
（カ）地方鉄道会社
（キ）その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

ウ　非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

（ア）あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
（イ）本文（字数は、１通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
（ウ）発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

２　情報収集活動（総務課）

（１）各種情報の把握

ア　住民組織による把握（町災害対策本部設置の場合）

（ア）災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報する。
（イ）区長等は、知り得た地区内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に報告する。

イ　本部組織による把握

（ア）各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐一本部に報告する。
（イ）本部長に報告される各種の情報は、総務部において収集・整理する。
（ウ）必要に応じて、現地へ災害調査連絡員を派遣し、情報の収集を行う。

（２）被害状況等調査要領

災害状況及び被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意して災害の推移に応じて段階的に処理する。

ア　概況調査

初期的段階では、とりあえず被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、正確度よりも迅速を主とする。

イ　状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階において、逐次その状況を調査する。

ウ　被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭に分かるように、又被害写真として十分役立つようなものを撮るよう努める。

エ　詳細調査

応急対策の活動状況若しくは衛生、商工、農林、水産、土木又は教育等の被害状況の詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

オ　最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において、被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

カ　被害程度の確認基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、別表１に定めた用語及び被害程度認定基準を用いる。

（３）被害状況等報告要領

調査・収集された各種の情報は、総務部において次の要領によりとりまとめ、その都度丹後広域振興局及び関係機関に遅滞なく報告するとともに、災害応急に関する本町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

ア　被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

イ　報告の要請及び内容

町内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、本町が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、本町は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

ウ　災害情報の分類

災害情報は、次の事項に分類し、いずれも別表２の様式により処理する。

（ア）被害の概要
（イ）町災害対策本部設置の状況
（ウ）避難指示等避難情報の状況
（エ）消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
（オ）応援要請状況
（カ）要員及び職員派遣状況
（キ）応急措置の概要
（ク）救助活動の状況（避難所開設、収容、炊出し、物資給与、医療、救出等応急救助の実施内容）
（ケ）要望事項
（コ）その他の状況

エ　被害状況報告の分類

被害状況報告は、次の事項に分類し、迅速に処理する。

（ア）災害概況即報

（２）アによる調査結果が判明次第、別表３の様式により処理する。ただし、警報が発令されたときは、被害の有無にかかわらず発令後１時間以内に報告する。

（イ）被害状況報告

（２）イによる調査結果が判明次第、別表４の様式により処理する。

（ウ）被害確定報告

（２）オによる調査結果をまとめるもので別表５の様式により、被害が確定した後15日以内に報告する。

（エ）被害詳細報告

（２）エによる調査結果について別途府が定める項目に従って処理する。

（オ）被害写真報告

（２）ウにより撮影された写真は、最も迅速に報告する。

オ　報告の方法

府丹後広域振興局長及び関係機関に対する報告に際しては、総務部長が報告主任、副主任を決めてこれに当たらせる。

また、報告は、最終報告を除き、原則として京都府総合防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府総合防災情報システム等により報告を行った場合は、様式－１～３により報告したものと見なす。また、京都府総合防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

（ア）電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

（イ）府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

ａ　緊急要請
ｂ　災害対策本部指令及び指示
ｃ　応急対策報告
ｄ　被害状況報告
ｅ　その他災害に関する連絡

（ウ）通信途絶時における措置

公衆電気電信及び府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

カ　報告上の留意事項

報告にはあらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は24時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図る。

（４）関係機関との連絡

町内の防災関係機関とは、各種情報について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

（５）細部実施要領の作成

災害時における情報等の収集及び報告は、応急対策実施上最も重要なものであるため、計画に基づき、さらに細部の実施要領を別に定める。

（６）平常時における留意事項

ア　各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
イ　報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
ウ　電話による非常通話、緊急通話については、あらかじめＮＴＴ西日本京都支店の承認を受けておくこと。
エ　報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。

また、各用紙とも複写機により複写可能なものとしておくこと。

３　放送の要請（町長、総務課）

京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社近畿放送社長（現京都放送株式会社）との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第５条の規定及び第６条に基づく「緊急放送の要請に関する覚書」により、原則として知事を通して必要な事項について、当該放送機関に放送を要請する。

（１）町長が、緊急警報放送を要請するときは、あらかじめ電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行う。ただし、緊急を要し、文書により要請をする暇のない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出する。

（２）府との通信途絶等特別の事情がある場合は、町長は（１）に準じた手続により、放送機関に対して直接要請することができる。

この場合、町長は、事後速やかに知事に報告するとともに、放送機関においては、町長の放送要請について、できる限り対応する。

別紙様式１

番　　号
年　月　日

京都府知事　　様

伊根町長　　㊞

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

１　放送を求める理由
（１）避難指示のため
（２）各種予警報等の通知のため
（３）その他（　　）

２　放送内容

３　希望する放送日時
（１）即　　時
（２）　　日　　時　　分

４　災害の状況（災害の態様、日時、場所等）

５　そ　の　他
発信者　　職　名
氏　名
連絡先

別表１
被害程度の認定基準

分類	用語		被害程度認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
		半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
		準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水		全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。

分類	用語		被害程度認定基準
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	田	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたもの。
	橋梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和26年法律第249号）第２条第１項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。

分類	用語		被害程度認定基準
り災世帯等	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者数		被災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
被害金額	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

別表２

被害情報			第　　報		
対策（警戒）	月　日 時現在	発信者名		受信者名	（　時　分受）

報告事項		記事	□ 新　規
			□ 新（詳）報 （第　報関連）

別表３

〔災害概況速報〕

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
対　策	
報告者	

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊	棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊	棟	床上浸水　棟
応急対策の状況								

別表４

被害状況報告（１）

第　報	対策本部 支部	月　日　時現在	受信 時刻	月　日　時現在	発信者 受信者	

	市町村名 発生年月日											
	項目		単位	符号	- -	- -	- -	-	- -	- -		
人的被害	死者		人	(1)								
	行方不明者		人	(2)								
	負傷者	重傷	人	(3)								
		軽傷	人	(4)								
住家被害	全壊（焼）		棟	(5)								
			世帯	(6)								
			人	(7)								
	半壊（焼）		棟	(8)								
			世帯	(9)								
			人	(10)								
	一部破損		棟	(11)								
			世帯	(12)								
			人	(13)								
	浸水	床上	棟	(14)								
			世帯	(15)								
			人	(16)								
		床下	棟	(17)								
			世帯	(18)								
			人	(19)								
非住家被害	公共建物		棟	(20)								
	その他		棟	(21)								
その他の被害	田	流出埋没	ha	(22)								
		冠水	ha	(23)								
	畑	流出埋没	ha	(24)								
		冠水	ha	(25)								
	文教施設		箇所	(26)								
	病院		箇所	(27)								
	道路	冠水	箇所	(28)								
		崩壊	箇所	(29)								
		その他	箇所	(30)								
	橋りょう		箇所	(31)								
	河川		箇所	(32)								
	港湾		箇所	(33)								
	砂防		箇所	(34)								
	崖くずれ		箇所	(35)								
	地すべり		箇所	(36)								
	土石流		箇所	(37)								
	林地崩壊		箇所	(38)								
	清掃施設		箇所	(39)								
	鉄道不通		箇所	(40)								
	被害船舶		隻	(41)								
	水道		戸	(42)								
	電話		回線	(43)								
	電気		戸	(44)								
	ガス		戸	(45)								
	ブロック塀等		箇所	(46)								
	ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ等		棟	(47)								
	農道		箇所	(48)								
	農林水産業施設		箇所	(49)								
	畦畔崩壊		箇所	(50)								
	農作物（　）		ha	(51)								
火災発生	建物		件	(52)								
	危険物		件	(53)								
	その他		件	(54)								
り災世帯数（全・半壊+床上浸水）			世帯	(55)								
り災者数（全・半壊+床上浸水）			人	(56)								

別表５

被　害　状　況　報　告　（　２　）

災害名：

項目		市町村名							
		発生年月日		・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
		単位	符号						
公立文教施設		千円	ⓐ						
農林水産業施設		千円	ⓑ						
公共土木施設		千円	ⓒ						
その他の公共施設		千円	ⓓ						
	小計	千円	ⓔ						
	公共施設被害市町村	団体	ⓕ						
その他	農産被害	千円	ⓖ						
	林産被害	千円	ⓗ						
	畜産被害	千円	ⓘ						
	水産被害	千円	ⓙ						
	商工被害	千円	ⓚ						
	林地被害	千円	①						
		千円							
		千円							
	その他	千円	ⓜ						
	小計	千円	ⓝ						
被害総額		千円	ⓞ						
災害対策本部	設置	年月日	ⓟ						
	解散	年月日	ⓠ						
災害警戒本部	設置	年月日	ⓡ						
	解散	年月日	ⓢ						
消防職員出動延人数		人	ⓣ						
消防団員出動延人数		人	ⓤ						
市町村職員出動延人数		人	ⓥ						
その他出動延人数		人	ⓦ						
出動延人数合計		人	ⓧ						

第４節　災害広報計画

本町にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、本町、府及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。また、災害が収束してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、本町、府及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

１　広報事項

（１）災害対策本部設置に関する事項
（２）警報及び気象状況
（３）避難所等、避難方法及び携行品
（４）電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
（５）医療救護所の開設状況
（６）被災者等の安否情報
（７）不安解消のため、住民に対する呼び掛け
（８）交通機関の運行状況及び交通規制状況
（９）救助活動、災害応急対策活動の状況
（10）その他必要な事項

２　広報資料の作成（企画観光課）

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各課と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。

（１）広報担当者の撮影した災害写真
（２）防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
（３）報道機関等による災害現場の航空写真
（４）災害応急対策活動を取材した写真その他

３　関係機関の相互協力（企画観光課）

災害の広報に当たって必要があるときは、府丹後広域振興局長その他関係機関に対し、情報の提供を求め相互に資料の交換を行う。

４　住民への広報要領（企画観光課）

災害及び対策の状況、又は住民に協力を要請すべき事項について、次の要領により広報する。

（１）災害発生前の広報

災害の規模・動向・今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法のうち最も適切な方途を講ずる。

ア　町行政情報配信システム「いねばん」
イ　広報車の派遣
ウ　新聞・ラジオ・テレビ等に対し、特に報道方要請する
エ　緊急速報メール、ＳＮＳ、ホームページ等の情報通信環境
オ　広報紙・ビラ・ポスター等の配布

（２）被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実に行き渡るよう広報する。

例えば電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点を置き、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を（１）に掲げた方法により迅速に行う。

５　庁内連絡（総務課）

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送を利用し、一般職員に周知させるものとする。また、各課に対し措置すべき事項及び伝達事項をあわせて放送する。

6　報道機関に対する情報発表の方法（町長、総務課）

広報担当者は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、課長会議に諮ったうえ町長が報道機関に発表する。

（１）災害の種別及び発生日時
（２）被害発生の場所及び発生日時
（３）被害状況
（４）応急対策の状況
（５）住民に対する避難指示の状況
（６）住民又は被災者に対する協力及び注意事項

報道機関一覧

報道機関名	住所	電話番号等
京都新聞社 北部総局宮津支局	宮津市字鶴賀 2066-47 三洋商事アネックスビル１Ｆ	電　話　0772-22-1177 ＦＡＸ　0772-22-7459
朝日新聞社舞鶴支局	舞鶴市上安久 14-９	電　話　0773-76-5555 ＦＡＸ　0773-78-9051
毎日新聞社舞鶴支局	舞鶴市円満寺 100-９	電　話　0773-76-4000 ＦＡＸ　0773-76-5240
読売新聞社 京都総局宮津通信部	宮津市字中ノ丁 2533-14-105	電　話　0772-25-1161 ＦＡＸ　0772-25-1566
産経新聞　京都総局	京都市下京区烏丸通仏光寺上ル 産経京都烏丸ビル７階	電　話　075-351-9145 ＦＡＸ　075-341-6610
ＮＨＫ京都放送局 丹後舞鶴支局	舞鶴市字引土 7-10 西矢殖産第一ビル２階	電　話　0773-75-7018 ＦＡＸ　0773-76-3400
読売テレビ　京都支局	京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 630 読売京都ビル５階	電　話　075-241-0076 ＦＡＸ　075-241-4017
関西テレビ　京都支局	京都市下京区烏丸通仏光寺上ル 産経京都烏丸ビル８階	電　話　075-341-8022 ＦＡＸ　075-343-4108
ＫＢＳ京都	京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町 600 の１	電　話　075-431-7360 ＦＡＸ　075-441-0360
朝日放送　京都支局	京都市中京区御池通柳馬場角 朝日ビル６階	電　話　075-211-5881 ＦＡＸ　075-241-1067
毎日放送　京都支局	京都市中京区烏丸御池角 アーバネックス御池ビル西館６階	電　話　075-211-5898 ＦＡＸ　075-231-1185

7　災害時の公聴活動（企画観光課、保健福祉課）

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、あわせて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

（１）実施体制

企画観光課長は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難所等に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

（２）通信回線の確保

企画観光課長は、被災地からの情報を迅速に処理するため、本町に公聴用電話回線、ＦＡＸ回線等を確保する。

（３）要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、本町（災害対策本部）に報告する。

第５節　災害救助法の適用計画

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

１　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村単位の被害が災害救助法施行令の規定に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施される。

町域において災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害である。

（１）本町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が 30 世帯以上であること。

	人口（人）	滅失世帯数（世帯）
府	2,550,000	2,000
伊根町	1,928	30

（人口は令和２年国勢調査）

（２）府の区域内の住家のうち滅失した世帯数が 2,000 世帯以上の場合であって、本町の区域内の住家のうち滅失した世帯数が 15 世帯以上であること。

（３）府の区域内で住家の滅失した世帯数が 9,000 世帯以上であって、本町の区域内の被害世帯数が多数であること。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかったものの救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

ア　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

イ　有毒ガスの発生、放射能物質の放出等のため、被災者の救護が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

ア　船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合（紫雲丸遭難、第五北川丸遭難）

イ　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合（上高地遭難）

ウ　豪雪により多数の者が危険状態となる場合（昭和 52.２豪雪）

エ　火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合（十勝岳爆発、三宅島爆発）

オ　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合（弥彦神社圧死事件）

カ　山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合等（山形県大蔵村山崩れ災害）

２　被災世帯の算定基準

（１）住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおりとする。

ア　住家の全壊、全焼又は流失した世帯は１とする。

イ　住家が半壊、半焼したものにあっては２世帯をもって１とみなす。

ウ　住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては３世帯をもって１とみなす。

（２）住家の滅失等の認定

ア　全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

イ　半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、又はその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。

ウ　準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

エ　床上浸水

上記ア～ウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

オ　住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。必ずしも一棟の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所が別途であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して１戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。従って、学校、医療機関等の施設の一部に住込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

カ　世帯

生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、マンションのように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。

３　災害救助法の適用手続（全部）

（１）災害に際し、本町における災害が１に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

（２）災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して知事の指示を受けなければならない。

４　活動計画

（１）災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

ア　本町の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測

イ　災害救助法の適用基準該当の有無判定

ウ　災害救助の種類の判定

エ　京都府災害救助資源配分計画に基づく供給計画の策定

オ　救援救護活動

（２）活動計画

ア　災害に際し、本町における災害が本章第１節「災害対策本部等運用計画」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

イ　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

5　応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。なお、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

（１）避難所の設置
（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）被災者の救出
（６）被災した住宅の応急修理
（７）学用品の給与
（８）埋葬
（９）死体の捜索及び処理
(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、町長は知事が実施する救助に協力する。
(11) 応急仮設住宅の供与

6　災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、次のとおりとする。

救助の程度、方法、期間等早見表
（１）（災害救助区分:最終改正令和６年８月１日）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるもの	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 350 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2　限度額１戸当たり 6,883,000 円以内 3　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2　供与期間 最長２年以内 3　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできないもの</td><td>１人１日当たり
1,330 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は１／３日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができないもの</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難なもの</td><td>1　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯（円）</th><th>２人世帯（円）</th><th>３人世帯（円）</th><th>４人世帯（円）</th><th>５人世帯（円）</th><th>６人以上１人増すごとに加算（円）</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr><tr><td>冬</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,900</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr></table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失ったもの（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失ったもの</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>1　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>1　災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損を受け、雨水の浸入</td><td>1　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の場合、一世帯当たり 51,500 円以内</td><td>1　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	（1）（2）に掲げる世帯以外の世帯　717,000 円 （2）半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　348,000 円	場合、災害発生の日から 10 日以内 2　日常生活に必要な最小限度の部分の修理の場合、災害発生の日から３月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1　生業費一件当たり 30,000 円 2　就職支度費　一件当たり 15,000 円	災害発生の日から１月以内	1　貸与期間 ２年以内 2　利子　無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）	1　教科書、文房具、通学用品 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　5,200 円 中学生生徒　5,500 円 高等学校等生徒　6,000 円	災害発生の日から（教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するもの	1 体当たり 大人（12 歳以上） 226,100 円以内 小人（12 歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索及び処理	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定されるもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	
死体の処理	災害の際死亡したものについて、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用） １体当り 3,600 円以内 （死体の一時保存のための費用） １体当り 5,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
				常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできないもの	１世帯当り 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第１号から第４号までに規定するもの	災害救助法第 24 条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費			救助の実施期間内のものに限る。

※１　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、府知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（２）応急救助のための輸送費及び人夫費等

ア　災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第４条第１号から第４号までに規定する者

（ア）日当

a　医師及び歯科医師
　１人１日当たり　22,100 円

b　薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
　１人１日当たり　15,500 円

c　保健師、助産師、看護師及び准看護師
　１人１日当たり　16,100 円

d　土木技術者及び建築技術者
　１人１日当たり　15,400 円

e　救急救命士
　１人１日当たり　14,400 円

f　大工

g　左官

h　とび職

（イ）時間外勤務手当
　１人１日当たり　21,300 円

１人１日当たり　22,400 円
１人１日当たり　22,800 円
日当の額を基礎として、京都府吏員の例により算出した額の範囲内において支給する。

（ウ）旅費
京都府旅費条例（昭和 25 年京都府条例第 43 号）を準用し、次の区分により支給する。

a　医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者については、行政職給料表による６級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

b　保健師、助産師、看護師、大工及びとび職については、行政職給料表による３級の職務にある吏員が受ける額に相当する額

イ　令第 10 条第５号から第 10 号までに規定する者
業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その 100 分の３以内の額を加算した額

第６節　消防活動計画

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、本町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、宮津与謝消防組合は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

１　消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、本町は、宮津与謝消防組合及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

２　消防機関

（１）宮津与謝消防組合

消防長は、警防体制及び警防活動を統括する。また、消防署長は、活動隊員を指揮するとともに消防団と連携を図り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア　火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、本町及び警察署と相互に連絡を行う。

（ア）延焼火災の状況
（イ）自主防災組織の活動状況
（ウ）消防ポンプ自動車等の通行可能道路
（エ）消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
（オ）要救助者の状況
（カ）医療機関の被災状況

イ　消防活動

（ア）同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
（イ）危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
（ウ）人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
（エ）救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
（オ）延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
（カ）住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

ウ　救急救助活動

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

3　消防組織（総務課）

（１）消防団組織は、次のとおり編成する。

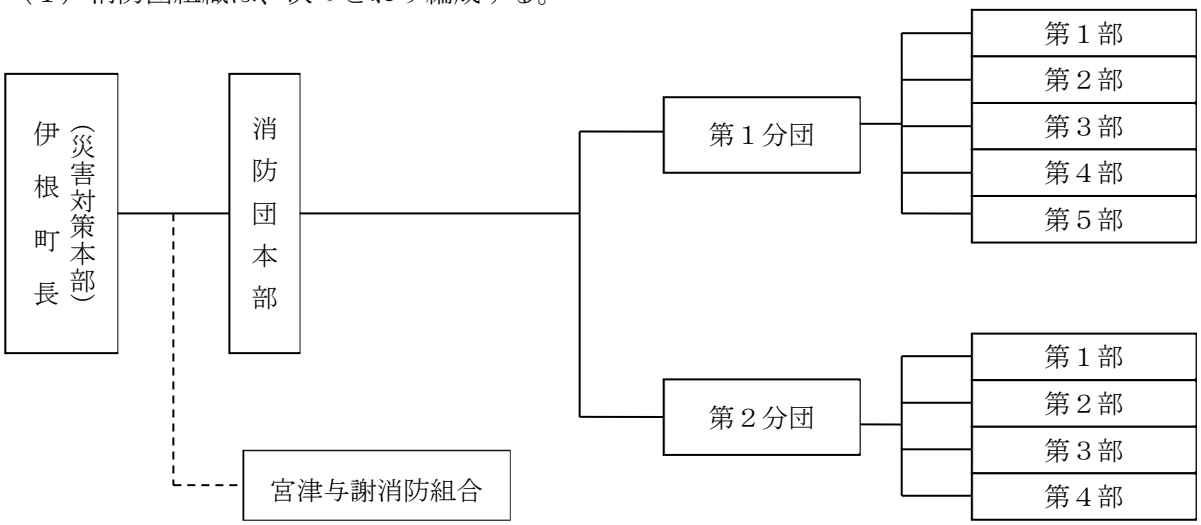

（２）機材の配備

消防機材を次のとおり配備する。

機材名	第１分団	第２分団	計
消防ポンプ自動車	1	1	2
小型動力ポンプ付積載車	3	3	7
消防艇	1	－	1

4　警報発令伝達計画（総務課）

（１）火災警報の発令

宮津与謝消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。

（２）伝達系統及び方法

第１章第１節「気象等観測・予報計画」による

5　情報計画（総務課）

（１）災害情報の収集及び報告

各分団長は、地区内の災害情報の収集に当たり、収集した情報を消防団本部に報告する。

本部は、直ちに本町総務課に連絡するものとする。

（２）その他

その他の実施方法については、本章第３節「通信情報連絡活動計画」により行う。

6　火災警防計画（総務課）

（１）出動要領

ア　消防団消防隊の火災出動は、次の区分により第１、第２、待機及びその他の出動とする。

（ア）第１出動

基準

a　分団管轄区域内に火災の発生を覚知したとき

b　出動指令を受けたとき

出動分団……１個分団

（イ）第２出動

基準

a　第１出動による消防力が不足であると認められるとき

b　出動指令を受けたとき

出動分団……全分団

（ウ）その他の出動

前各号の出動区分にかかわらず、分団管轄境界付近の火災に際して、必要と認められるときは・隣接分団を出動させる。（宮津市との相互応援協定による場合を含む。）

（２）招集部隊編成及び任務分担

出火地区	第１出動	第２出動	備考
伊根・朝妻地区	第１分団	全分団	
本庄・筒川地区	第２分団		
田原 厚垣 落山 大島		第２分団第４部 第２分団第４部 第２分団第４部 第１分団第１部	

（３）警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには警戒班によって厳重な警戒を実施する。

（４）通信体制の確立

消防団長の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは緊急通信の優先順位により通信を確保する。

（５）火災防ぎょ体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大、又は人命に危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、危険物、放射性物質等、又は林野、船舶、車両等について火災防ぎょ体制を確立する。

7　相互応援協定（町長、総務課）

火災発生の場合、本町は宮津市、京丹後市及び与謝野町と緊密な連携をとるとともに京都府広域消防相互応援協定により、消防活動の応急対策を強力かつ迅速に実施する。

8　宮津与謝消防組合との連携（総務課）

（１）昭和55年10月に宮津市及び与謝郡の１市４町による宮津与謝消防組合が発足し、現在、１本部１署３分署の体制により常備消防としての業務に当たっている。特に、本町には橋北分署があり、町消防団と一体となった消防業務を推進している。年々複雑多様化する災害等に対応するため、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、資機材等の充実を図り、常備・非常備消防の連携を図り、災害防ぎょ体制を確立する。

（２）火災出動及び鎮火情報等の連絡については、宮津与謝消防組合が利用している「119RAIDEN システム」から直接消防団員の個人Ｅメールへ情報配信され、また同時に町行政情報配信システム「いねばん」へも連携し、下記の通り伊根町内世帯へ情報共有される体制としている。

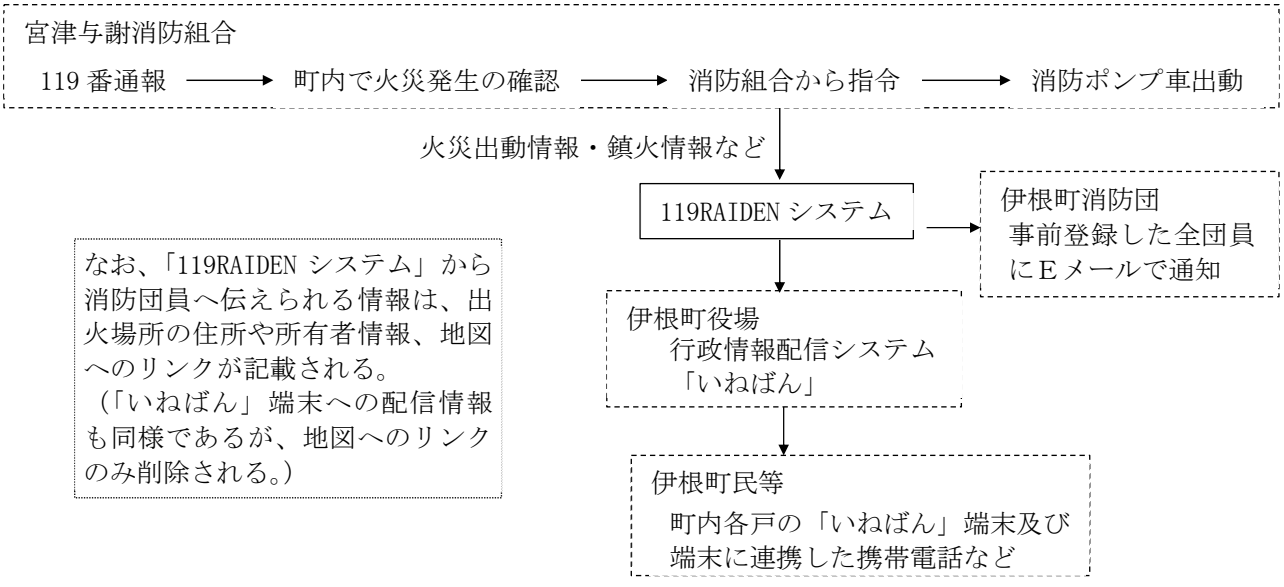

〔住民・自主防災組織、事業所〕

住民、自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

（１）住民

家庭用消火器、風呂のくみ置きの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

（２）自主防災組織

ア　消火器、消火栓、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ　消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

（３）事業所

ア　火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

（ア）周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

（イ）警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

（ウ）立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

9　火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の町長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に定める火災即報とみなすものとする。

（１）調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）による。

（２）調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

ア　一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む）について火災・災害等即報要領第１号様式により報告すること。

（ア）死者３人以上が生じたもの

（イ）死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

（ウ）自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ　個別基準

次の火災については上記アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

（ア）火災

a　建物火災

（ａ）特定防火対象物で死者の発生した火災

（ｂ）国指定重要文化財の火災

（ｃ）特定違反対象物の火災

（ｄ）建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上と推定される火災

（ｅ）他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災

（ｆ）損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積 10ha 以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

（ウ）交通機関の火災

船舶、航空機、自動車の火災で、次に掲げるもの

a　航空機火災

b　タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

c　トンネル内車両火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

ウ　社会的影響基準

上記ア　一般基準、イ　個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること。救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

10　応援要請に関する計画

（１）計画の方針

本町において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、町長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、消防力の強化に努める。

（２）計画の内容

緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、本町においても、あらかじめ次の各号に掲げる他府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。

ア　応援要請に必要な手続に関すること。

イ　応援部隊の集結地への誘導に関すること。

ウ　災害現場活動に係る方針に関すること。

エ　応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。

オ　補給物資の調達及び搬送に関すること。

カ　災害活動の記録に関すること。

キ　管内地図及び消防水利に関すること。

ク　医療機関の所在地に関すること。

ケ　その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※総務省消防庁への連絡方法

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　爆発を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	（　月　日　時　分） 月　日　時　分	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・ 用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた 理由	
建物の概要	構造　　建築面積 階層　　延べ面積		
焼損程度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯　数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第７節　水防計画

風水害時は、河川の増水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、本町は水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

１　水防の責任

水防管理団体たる本町は、水防の第１次の責任者であり、区域の水防を十分に果たさなければならない。

これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等の責任を有する。

２　水防組織

水防業務を処理する水防団は、町消防団をもってこれにあて、消防団本部を水防団本部とし町長（災害対策本部長）が総括する。

消防団の分団単位に水防分団を編成し、各分団区域内における水防業務に従事する。ただし、被災地域及び事態の緩急により町長（災害対策本部長）が指示した場合は、分団区域外においても水防業務に従事する。

（１）水防団の構成

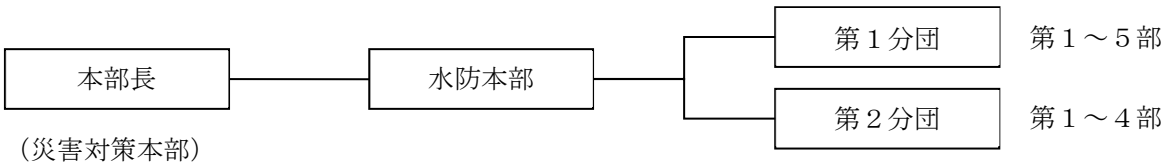

（２）水防に関する事務分掌

ア　危険区域の警戒に関すること
イ　河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること
ウ　水害現場活動に関すること
エ　人命救助に関すること
オ　その他水防に関すること

３　重要水防区域

水防の必要があると認められる地域と状況は、次のとおりである。

京都府管内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

また、２ｍ以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置付ける。

	地域	災害推定状況
筒川本流	本庄上・本庄宇治・本庄浜	洪水氾濫による耕地流失・住家浸水
伊根海岸	日出・高梨・平田・大浦 立石・耳鼻・亀山	波浪による家屋の倒壊又は浸水
朝妻地区	新井・泊・津母	波浪による家屋の倒壊又は浸水
本庄海岸	本庄浜・蒲入	波浪による家屋の倒壊又は浸水
井室ため池 朝妻川	井室・六万部・野室	堤防決壊による住家・耕地流失浸水

京都府重要水防区域調書（京都府水防計画より）

水系名	河川名	担当水防管理団体	（うち、特に重要な区域）重要水防区域		延長（m）	備考
			左右岸別	区間		
筒川	筒川	伊根町	左右	越山から本庄浜	各 4,500	水防警報
朝妻川	朝妻川	〃	左右	井室から六万部	各 1,500	
〃	〃	〃	左右	大原	各 400	

京都府河川重点警戒箇所調書（京都府水防計画より）

水系名	河川名	担当水防管理団体	（うち、特に重要な区域）重要水防区域		延長（m）	備考
			左右岸別	区間		
筒川	筒川	伊根町	左	0.5ｋ～2.7ｋ	1,200	

４　平時の巡視（総務課）

（１）消防団長は、分団その他地区の責任者に河川については、堤防１～２㎞ごとに１人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、町長に通報する。

（２）ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は、平時監視員１名を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は、直ちに消防団長に通報する。

（３）消防団長から通報を受けた町長は、これを直ちに丹後土木事務所に報告して、必要な措置を求める。

５　警戒体制（総務課）

（１）本町の警戒体制

総務課は、次の事項に該当する事態となったときは、情報の収集と関係機関に対する伝達など適切な措置をとる。

ア　降雨に関する気象通報等を受けたとき

イ　管内の降雨が 100 ㎜に達する程度となったとき

ウ　隣接市町から河川の指定水位を超えるおそれのある旨の通報を受けたとき

エ　丹後土木事務所及びダム、樋門、ため池の管理者から、水防に関する通報、指示警報等があったとき

オ　その他町長が特に必要と認めたとき

（２）水防団の連絡組織の確立

団長は、町長から警戒を要する旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた要員をもって団員への連絡組織を確立し、警戒体制に入る。

（３）災害対策本部への移行

町長は、周囲の状況から判断して災害発生のおそれがあると認めたときは、前記の警戒体制を災害対策本部体制に移行する。

（４）関係機関との連絡

町長は、府丹後広域振興局長、丹後土木事務所長、宮津与謝消防組合消防本部消防長、宮津警察署長等と緊密な連絡をとり、収集した情報を報告するとともに府の災害対策活動を把握する。

（５）水位、雨量観測通報

ア　雨量

町内に設けられた雨量計については、大雨に関する注意報又は警報が発表されたときは、晴雨にかかわらず３時間ごとの定時０、３、６、９、12、15、18 及び 21 時に観測し通報する。また、大雨に関する注意報又は警報が発表され、総雨量が 50 ㎜以上のとき及び大雨に関する

注意報又は警報が発表されていないときは、総雨量が 100 ㎜を超したときは、毎正時に観測し、直ちに通報する。

イ　通報系統

雨量の観測結果は、観測者から総務課に通報し、総務課は直ちに町長に報告するとともに府丹後広域振興局長にも通報する。

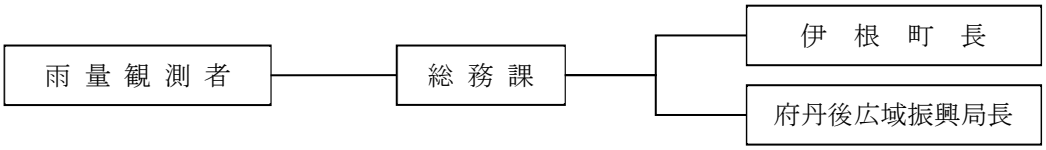

通報の際に使用する電話回線が途絶した場合は、連絡員が自転車、自動車、単車、徒歩及び府防災行政無線により通報する。

ウ　資料の相互交換

本町の地域以外の河川水位及び雨量については、丹後土木事務所と連絡し、情報の把握に努める。

また、他市町から照会のあった場合は、その詳細を通報し、相互に資料の交換を行う。

6　水防出動及び作業（総務課）

（1）水防団の活動体制

水防団の活動体制は災害状況により次の４段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとること。

体制	状況	任務
待機	◎降雨に関する気象通報が発せられたとき ◎京都府災害警戒本部が設置されたとき	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
警戒	◎筒川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ◎気象状況等により高潮の危険が予知されるとき	団長、分団長等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。
作業	◎筒川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき ◎潮位が満潮位 0.00mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	団員全員が所定の詰所に集合し警戒配置につく。
解除	◎筒川の水位が警戒水位以下となり、水防活動の必要がなくなったと認められるとき	団長、分団長等は、水防活動が終了した旨を町長（災害対策本部長）に報告し、解散する。

（２）河川等の監視

水防団長は、河川、ため池等の監視についてもあらかじめ要員及び連絡方法並びに監視の重点を決めこれを団員に徹底する。

（３）出動の分担

	延長	集結場所	分団班名	出動人員	
				警戒	作業
筒川本流	2,000m	本庄地区コミュニティセンター 又は伊根町桜が丘運動公園テニスコート	第２分団 第１部 第２部 第３部 第４部		
伊根海岸	3,000m	伊根町役場	第１分団 第１部 第２部 第５部		
朝妻海岸	4,000m	新井崎水産	第１分団 第３部		
		津母公民館	第４部		
本庄海岸	1,000m	本庄地区コミュニティセンター 京都府漁協浦島支所	第２分団 第２部 第３部		
井室ため池 朝妻川	500m	朝妻地区コミュニティセンター 泊泉苑	第１分団 第３部 第４部		

※１　作業に当たっては、団長の指示により必要な箇所に集結する。

（４）住民の協力

事態が急迫し、水防団員のみでは防ぎょが困難となったときは、区域内に居住する住民にも水防作業の協力を得る。

（５）出動の援助、応援要請

ア　町長は、大規模な水防活動を要するため水防法第 22 条及び第 23 条の規定に基づき警察官の援助、又は他の水防管理者（隣接市町長）若しくは消防長に応援を求めることができる。

イ　この場合、町長は、現場に責任者を置くものとする。

ウ　責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜は赤いランプにより、その位置を明確にする。

エ　援助、応援を求めた場合には、直ちに府丹後広域振興局長にその詳細を報告する。

（６）本町の水防体制

ア　町長は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発表された場合又は警戒水位に達したことを把握した場合は、水防団員が待機できるよう水防団長への連絡方法を定めておかなければならない。

イ　水防団員は気象警報、洪水警報等が発表された場合は水防団長からの連絡で出動を予期して待機し、水防団長からの連絡で出動（一番手、二番手、三番手に分割）するものとする。

ウ　一番手の出動人員は定員の３分の１以内とする。

エ　町長は、近年続発する局地的大雨による洪水に鑑み、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。

オ　町長は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

カ　重要公共施設の川上に当たるため、池の管理者は、ため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは重要公共施設の管理者に急報しなければならない。

７　出動水防開始の報告（総務課）

町長は、水防団長を通して水防団員の出動状況を把握するとともに堤防等に異常を発見し、水防作

業を開始した場合は、次により報告、通報の措置をとる。

（１）水防団員出動状況報告

ア　状況把握、地区別、出動人員、活動内容

イ　報告要領本章第３節「通信情報連絡活動計画」の災害情報報告要領による。

（２）異常事態報告、通報

ア　状況把握

（ア）筒川の水位が急上昇しつつあるとき

（イ）筒川の水位が警戒水位を越え堤防上溢流寸前、又は溢流したとき

（ウ）河川、ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき

（エ）その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき

イ　報告通報要領

町長は、アによる状況とこれに対する応急措置の状況をあわせ、直ちに府丹後広域振興局長に報告するとともに影響を及ぼす水防管理者（隣接市町長）に通報する。

ウ　出水時の監視（水防管理団体）

町長は、水防団長を通して堤防延長 500ｍないし 1,000ｍごとに監視１人、連絡員１人の基準で監視に当たらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

エ　出水時の監視（ため池、頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制）

町長は、水防団長を通じて必要に応じて、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防団長に連絡できるよう体制を整えるものとする。監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

８　津波災害発生時の活動

具体的な活動については、震災対策計画編第２章第３節「津波災害対策応急計画」に準ずる。

９　水防活動従事者等の安全確保

（１）津波警報等が発表になり勤務地等から各詰所等に参集する際、道路の通行が危険と判断した場合は、安全が確認されてから参集する。

（２）地震・津波災害時において、退避必要時間の確保を最優先し、地震発生後 20 分経過後又は活動可能時間（津波到達予想時刻－退避必要時間）経過前に、避難誘導等を終了し避難所へ避難する。

（３）退避命令を団員に伝達する手段（消防無線、トランシーバー、拡声器、車両のサイレン等）を複数確保しておく。

（４）現場の状況や津波情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

10　避難のための立退き（総務課）

本章第９節「避難等に関する計画」による。

11　水防資材、器材の整備（総務課）

（１）水防倉庫

水防用資材、器材を備蓄する水防倉庫は、次の箇所とする。

河川名	設置場所	管理責任者	担当機関
筒川	伊根町防災資機材倉庫	町長	全分団

（２）水防資材、器材

品目、数量の基準は、次のとおりとする。

品名	数量	品名	数量
土のう用袋（厚手）	５個	ラックスロープ（10ｍｍ）	２丸
土のう用砕石（7.0 ㎥）	１台	ポリエチレンロープ（18ｍｍ）	１丸
土のう用山土（7.0 ㎥）	１台	クレモナＳロープ（18ｍｍ）	１丸
丸太（Ｌ＝4.0ｍ、φ７～８㎝）	20 本	トタン板	10 枚
丸太杭（Ｌ＝1.5ｍ、φ７～８㎝）	30 本	くぎ	５箱
丸太杭（Ｌ＝1.8ｍ、φ７～８㎝）	30 本	針金#８	１巻
セメント	10 袋	針金#10	１巻
剣スコップ	６本	ワイヤーロープ	１巻
角スコップ	６本	六角バール	２本
二連アルミ伸縮式ハシゴ	２台	大ハンマー	２本
一輪車	３台	ボールトクリッパー（バンセン切り）	２本
防水シート	10 枚	工具セット（ペンチ、ニッパーなど）	２個
掛矢（木製）	２本	コードリール	２個

12　公用負担命令書

（１）水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、町長又は委任を受けた者は、水防現場においても必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し若しくは収用し車場その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合、様式１の命令書を目的物の所有者、管理者、又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

（２）水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、町長、消防団長にあっては、その身分を示す証明書を。その他これらの者の委任を受けた者であっては、様式２の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

様式１

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

目　的　物　種　類　数　量

負担の内容　使　用　収　用　処　分

年　　月　　日

様

伊根町長　　印

様式２

第　　号

公 用 負 担 命 令 権 限 証

職　氏　名

上記の者に伊根町　　の区域における水防法第21条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

伊根町長　　印

13　輸送（総務課）

（１）水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、次の車両、船艇を使用する。

地区名	消防指令車	消防ポンプ自動車	消防艇	小型動力ポンプ付積載車
伊根地区 朝妻地区	１台	１台	１隻	３台
本庄地区 筒川地区		１台		３台

（２）優先通行の標識

府水防計画に準じ次のとおり定める。

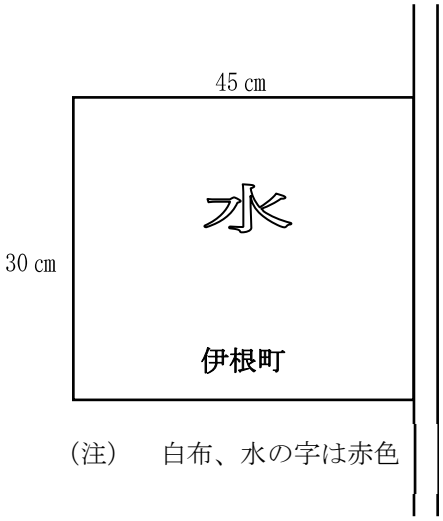

（注）　白布、水の字は赤色

14　水防解除（総務課）

町長は、河川の水位が警戒水位以下に下がる等、水防活動の必要なしと判断したときは、水防解除を指令する。

同時に、この旨を府丹後広域振興局長に報告する。

15　水防てん末報告（総務課）

水防が終結したときは、遅滞なく別に定められた水防てん末報告を府丹後土木事務所長に報告する。

第８節　海難対策計画

海上における災害から人命及び財産を保護し、その拡大を防ぐため、本町は防災関係機関の応急対策に協力する。

〔第八管区海上保安本部〕

（１）調査研究

海難救助活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる関係資料の収集及び調査研究を行うものとする。

ア　海難発生状況及び海難の教訓等に関する資料

イ　海難発生の予想に関する資料（気象等）

ウ　海潮流の資料

エ　港湾状況

（２）警報等の伝達

警報等は、次の方法により船舶及び関係者に伝達するものとする。

ア　気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送又は巡視船艇による巡回等により周知する。

イ　航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは、禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を放送するとともに必要に応じて水路通報により周知する。

（３）救助活動

救助に当たっては、海難の種類、規模に応じて合理的な計画をたて、次の救助活動を行うものとする。

ア　海難船等の救助

船舶の海難、人身事故が発生したときは、その捜索救助を行う。

イ　消防活動

船舶の火災、又は海上火災が発生したときは、その消火を行う。

ウ　救助、防除に必要な資機材の緊急調達

防災関係機関と協力して必要資機材の緊急調達を行う。

エ　物資の無償貸付及び譲与

要請があった場合又は必要と認める場合は「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付し、又は譲与する。

第９節　避難等に関する計画

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、本町から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、避難所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は、比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、本町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難に関する情報を配信し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、町行政情報配信システム「いねばん」を積極的に活用する。

１　避難指示等

（１）実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、知事は本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

ア　高齢者等避難

災害全般について　町長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

イ　避難指示

（ア）洪水

a　知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）

b　水防管理者（町長）（水防法第 29 条）

（イ）地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）

（ウ）災害全般

a　町長（災害対策基本法第 60 条）

b　警察官（警察官職務執行法第４条第１項、災害対策基本法第 61 条）

c　自衛官（自衛隊法第 94 条）

d　海上保安官（災害対策基本法第 61 条）

ウ　緊急安全確保

災害全般について　町長（災害対策基本法第 60 条）

（２）避難指示等

ア　町長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害による被害発生のおそれがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは、町長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生するおそれが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所及び指定避難所等に立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前

に立退き避難が完了したりするように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、本町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

特に府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、本町に積極的に助言するものとする。町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、町長による避難の指示ができないとき又は町長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難指示等の連絡系統を次に示す。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統

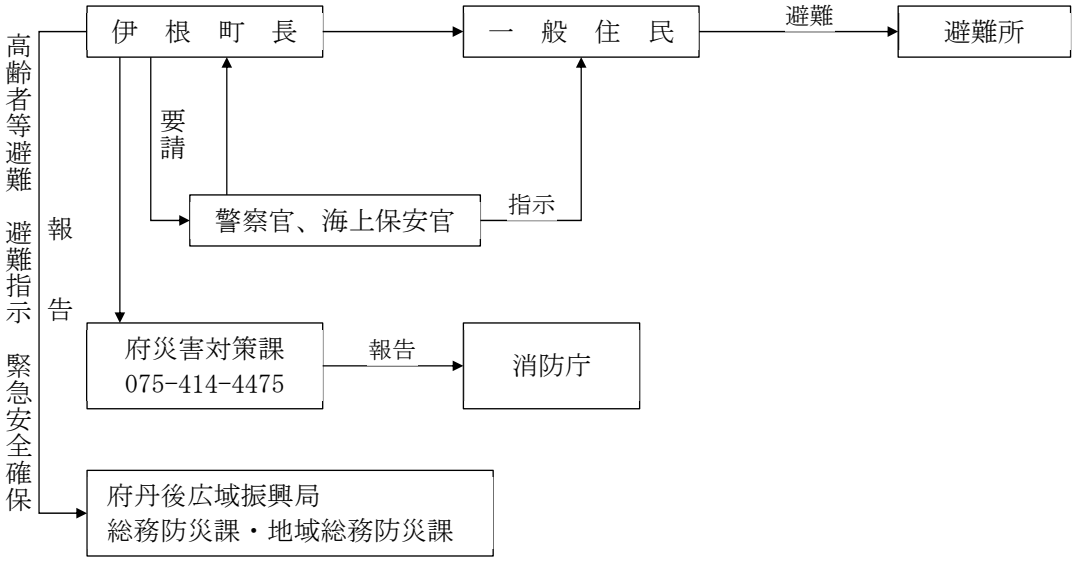

イ　知事の指示

（ア）災害の発生により本町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わってアの全部又は一部を実施する。

（イ）知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

（ウ）知事は、本町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。

（エ）知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を町長に通知する。

ウ　警察官の指示（災害対策基本法第 61 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨町長に通知する。

エ　海上保安官の指示（災害対策基本法第 61 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、海上保安官は自ら次の避難指示、通報連絡をする。この場合、海上保安官は直ちにその旨を町長に通知する。

（ア）在港船舶に対する避難指示

（イ）航行中の船舶に対する通報連絡

（ウ）遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

オ　自衛官の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

カ　洪水のための指示（水防法第 29 条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

キ　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

（３）警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条の規定に従い町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第２項及び第３項並びに第 73 条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

（４）避難情報の発令基準

ア　河川の氾濫等

避難情報種別	発令基準	
	筒川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	洪水等により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	筒川以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
高齢者等避難 警戒レベル３	・避難判断・氾濫注意水位（0.8m）に到達したときを目安とする（※１） ※１　上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮する。	近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高まったときを目安とする
避難指示 警戒レベル４	・氾濫危険水位（1.3m）に到達したとき	・近隣で浸水が拡大 ・近隣で床上浸水が発生
緊急安全確保 警戒レベル５	・特別警報 ・堤防の決壊、漏水や亀裂等発見	

イ　土砂災害

避難情報種別	発令基準
高齢者等避難 警戒レベル３	・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、土砂災害危険度情報が「警戒」となったときを目安とする ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）の発見
避難指示 警戒レベル４	・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、土砂災害危険度情報が「非常に危険」となったとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 警戒レベル５	・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき

ウ　津波、高潮等の災害

避難情報種別	発令基準
高齢者等避難 警戒レベル３	・高潮注意報が発令され、風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断されるとき ・津波注意報が発令されたとき
避難指示 警戒レベル４	・津波警報・大津波警報が発令され、安全な場所に避難する必要があるとき ・高潮警報・高潮特別警報が発令され、越波・越流の危険が高いと判断されるとき
緊急安全確保 警戒レベル５	・高潮による氾濫が発生したとき ・津波による氾濫が発生したとき ・海岸の堤防の倒壊や決壊のおそれがあるとき、倒壊や決壊したとき

２　避難の周知徹底

（１）避難の指示等の伝達方法

ア　避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。

（ア）避難対象地域

（イ）適切な避難行動の在り方（立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

（ウ）避難先

（エ）避難経路

（オ）避難指示等の理由

（カ）その他必要な事項

イ　住民への周知徹底は、次の方法により実施するなど、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。

（ア）放送による伝達

ａ　町行政情報配信システム「いねばん」、Ｌアラート（災害情報共有システム）
警報等が発令されている場合はその内容と、避難指示等の内容を伝達する。

ｂ　町ホームページ、ＳＮＳ等を用いた伝達
ａと同様の内容を伝達する

ｃ　テレビ・ラジオ等による伝達
日本放送協会（ＮＨＫ）及び民間放送会社に対し、避難指示等を発令した旨を通知し関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

（イ）緊急速報メール
携帯電話通信会社の緊急速報メールを利用して伝達する。

（ウ）広報車による伝達
広報車、消防車などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

（エ）伝達員による個別訪問
夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防機構に基づく連絡員によって個別口頭伝達を行う。

ウ　できるだけ住民を恐怖状態に陥らせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

エ　本町及び府は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

オ　知事に対する報告
町長等が、避難指示等を発令したときは、その旨を直ちに府丹後広域振興局長（府丹後対策支部長）に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

カ　関係機関への連絡

（ア）施設の管理者への連絡
町内の避難所等として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

（イ）警察、消防等の機関への連絡
避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に避難指示等の内容を伝え協力を求める。

（ウ）隣接市町への連絡

隣接の宮津市の施設を利用しなければならない住民に対し、避難の指示を行うときは、その内容を直ちに宮津市長へ連絡し協力を求める。

伝達系統図

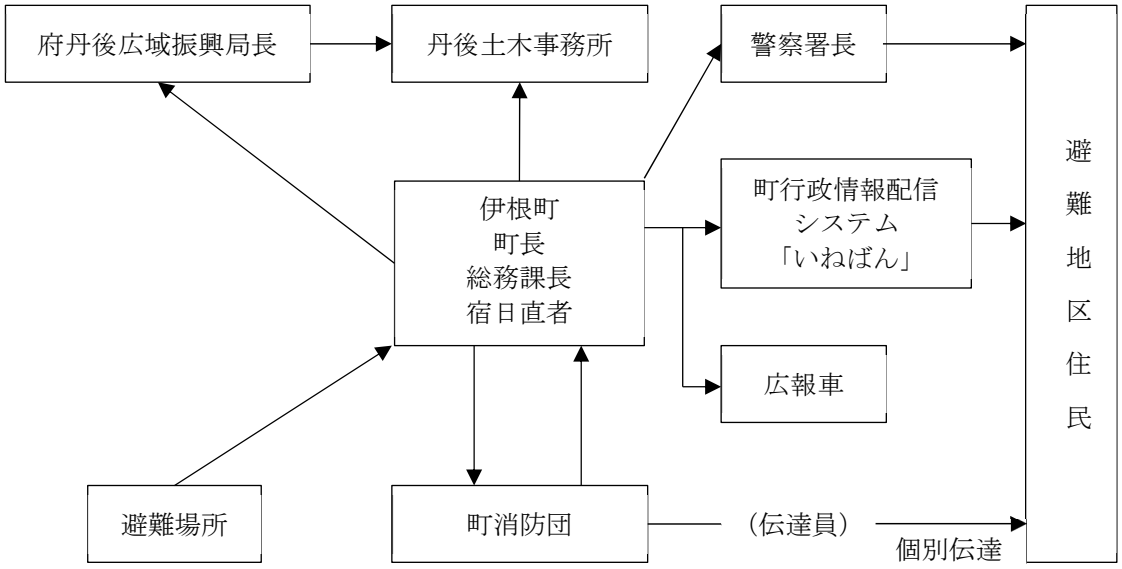

３　避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

本町は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、町地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（１）避難の順序

ア　避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。

イ　災害が発生したときは、先に災害を受けると予想される地域の住民の避難を優先する。

（２）移送の方法

ア　避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、本町が車両、舟艇等を配置して行う。

イ　被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、本町において処置できないときは、関係支部へ連絡して応援要請する。

（３）携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

４　二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

５　避難所の開設等

（１）避難所の開設

町長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき町長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、本町と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

（２）避難所の運営管理等

ア　本町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、本町は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ本町や自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ　避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものする。

また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、本町に提供するものとする。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラ―等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

あわせて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

エ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガ

イド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

オ　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する。性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

カ　本町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。

キ　本町及び府は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ク　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

避難所

番号	分類	地区名	避難所	収容人員	避難所管理責任者	電話番号	備考
1	主	伊根広域	伊根町コミュニティセンターほっと館	100	町長	32-0566	
			伊根町保健センター	70			
2	主	朝妻広域	伊根町老人福祉センター（泊泉苑）	300	町長	32-0176	
3	主	本庄広域	伊根町立本庄地区コミュニティセンター	200	教育長	33-0809	浸水
4	主	筒川広域	伊根町立筒川地区コミュニティセンター	91	教育長	33-0161	
5	補助	伊根広域	伊根町立伊根小学校	300	学校長	32-0019	土砂
6	補助	朝妻広域	伊根町立朝妻地区コミュニティセンター	200	教育長	32-1321 32-0002 (委託先)	土砂特
7	補助	本庄広域	伊根町立本庄小学校	300	学校長	33-0701	浸水
8	補助	筒川広域	筒川上区集会所	100	区長		
9	第３	高梨	高梨集会所	50	区長		土砂
10	第３	平田	伊根町立伊根中学校	300	学校長	32-0049	土砂
11	第３	大浦	伊根町水産会館	300	京都府漁協伊根支所長	32-0058	土砂
12	第３	大浦	伊根町立伊根保育園	100	町長	32-0103	
13	第３	立石	立石集会所	80	区長		土砂
14	第３	耳鼻	耳鼻集会所	80	区長		土砂
15	第３	亀山	亀山集会所	50	区長		土砂
16	第３	大原	大原公民館	80	区長		
17	第３	大原	旧伊根町立朝妻小学校	300	教育長		土砂
18	第３	新井	新井集会所	70	区長		
19	第３	津母	津母集会所	50	区長		
20	第３	峠	峠住民センター	50	区長		土砂特
21	第３	井室	井室公民館	20	区長		土砂

番号	分類	地区名	避難所	収容人員	避難所管理責任者	電話番号	備考
22	第３	六万部	六万部公民館	20	区長		土砂
23	第３	本庄上	旧伊根町立本庄中学校	300	教育長		土砂
24	第３	本庄宇治	本庄宇治集会所	70	区長		土砂
25	第３	本庄宇治	来迎寺	200	来迎寺総代		土砂
26	第３	本庄浜	本庄浜公民館 延命寺	130	区長		土砂
27	第３	野室	野室集会所	30	区長		土砂
28	第３	長延	長延公民館	30	区長		
29	第３	蒲入	蒲入集会所	30	区長		土砂
30	第３	越山	越山公民館	30	区長		
31	第３	滝根	滝根公民館	30	区長		土砂特
32	第３	湯之山	湯之山公民館	20	区長		土砂
33	第３	成	成公民館	30	区長		
34	第３	菅野	菅野公民館	80	区長		土砂

※１　分類欄は以下の避難所を示す。

「主」　：主避難所（広域避難所）⇒大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容し、長期にわたる避難生活を前提

「補助」：補助避難所⇒主避難所で収容できない場合に開設する

「第３」：第３避難所⇒主避難所、補助避難所で収容できない場合、また、地区が孤立するなど、避難が困難な場合に開設する

※２　備考欄の「浸水」は浸水想定区域内、「土砂」は、土砂災害警戒区域内、「土砂特」は土砂災害特別警戒区域内に、施設の敷地が含まれることを表す。避難所の開設に当たっては、備考欄を考慮の上、避難所を開設する。

指定緊急避難場所

番号	名称	住所	対象とする災害						
			洪水	崖崩れ土石流地滑り	高潮	地震	津波	火事	内水
36	伊根町コミュニティセンター（伊根町ほっと館）	与謝郡伊根町字日出 651	○	○	○	○	○	○	○

福祉避難所

番号	避難所等	住所	避難所管理責任者	電話番号
37	特別養護老人ホーム　長寿苑	伊根町字六万部 154	施設長	0772-32-1280
38	軽費老人ホームケアハウス福寿荘	伊根町字六万部 154	施設長	0772-32-1280
39	伊根デイサービスセンター	伊根町字六万部 154	施設長	0772-32-1280
40	小規模多機能型居宅介護事業所おきなぎの家	伊根町字平田 151-１	管理者	0772-32-3456
41	伊根町総合保健施設	伊根町字日出 646	施設長	0772-32-3031
42	伊根町国民健康保険伊根診療所	伊根町字日出 646	所長	0772-32-0007
43	伊根町国民健康保険本庄診療所	伊根町字本庄上 1019-１	所長	0772-33-0114

（３）避難所の実態把握（総務課、保健福祉課）

ア　避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。連絡員には、町職員のほか消防団員を当たらせることもある。また、避難所の開設に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

イ　避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し、町災害対策本部と情報連絡を行う。

ウ　開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

エ　知事への報告

町長（災害対策本部長）は、避難所開設状況をまとめ次第、府丹後広域振興局長（府丹後対策支部長）に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

（４）災害救助法による避難所開設基準等

ア　対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

イ　設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、宿泊施設等の既存の建物を利用するのを普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

ウ　開設期間

災害発生から７日間

（５）災害救助法による福祉避難所開設基準等

ア　対象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

イ　設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、宿泊施設等を利用する。

ウ　開設期間

災害発生から７日間

（６）新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

ア　本町は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、宿泊施設等を活用する。

イ　本町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携や、必要に応じ、災害時感染症制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ウ　発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。

（７）大雪時における対応

大雪時における避難所の開設、運営管理等については、府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」を参考に実施する。

６　避難者健康対策

（１）活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

（２）実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、本町及び府がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

（３）支援活動体制及び活動内容

府は、発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織し、以下に定める業務を行う。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により本町の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）及び大規模災害リハビリテーション支援関連協議会（ＪＲＡＴ）及び日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等を編成し本町の支援活動に当たる。

ア　支援体制の企画・調整活動

（ア）災害時保健医療福祉活動支援システム（D24ｈ）等を活用して、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

（イ）派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

（ウ）救護所や災害派遣精神チーム（ＤＰＡＴ）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

（エ）支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

（オ）必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

イ　災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ０からフェーズ５までの６段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

（ア）概ね災害発生後 24 時間以内（フェーズ０　初動体制の確立）

ａ　保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。

ｂ　災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

（イ）概ね災害発生後 72 時間以内（フェーズ１　緊急対策期）

ａ　被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。

ｂ　被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。

ｃ　避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。

ｄ　医療・看護・介護チーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。

ｅ　感染症、エコノミークラス症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。

ｆ　各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。

ｇ　医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障がい者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。

（ウ）災害発生後概ね３日～２週間（フェーズ２　応急対策期　避難所が中心）

ａ　新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。

ｂ　避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

（エ）災害発生後概ね２週間から２か月（フェーズ３　応急対策期　避難所から仮設住宅入居まで）

ａ　避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。

ｂ　避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

c　被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
d　連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。

（オ）災害発生後概ね２か月から１年まで（フェーズ４　復旧・復興対策期）
a　新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
b　健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
c　応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

（カ）災害発生後概ね１年以降（フェーズ５　復興支援期）
a　住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。
b　被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

（４）精神保健対策の実施

ア　医療を必要とする避難者への対策

（ア）精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

（イ）診療情報の管理医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

イ　被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

（ア）関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。
a　知識の普及・啓発
b　巡回相談の実施
c　相談電話の設置
d　アルコール問題等への対応

（イ）専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

（ウ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、本町から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、本町へ災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

７　広域避難

（１）府内への広域避難

本町は、本町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定緊急避難場所や指定避難所等を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村への広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に対して居住者等の受入れについて協議を行う。

なお、必要に応じて、府に対し、避難者数や受入れを行う市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求める。

（２）府外への広域避難

本町は、本町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定緊急避難場所や指定避難所等を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域への広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議を行う。

（３）他の都道府県から協議を受けた場合

本町は、府から他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、居住者等を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受入れ、避難所を提供する。

（４）緊急を要する場合の府外への広域避難等

本町は、本町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に対して居住者等の受入れについて協議を行う。

（５）府外市町村から緊急を要する協議を受けた場合

本町は、府に報告の上、居住者等を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受入れ、避難所を提供する。

（６）居住者等に対する情報提供と支援

ア　本町

本町は、広域避難を受入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ　府

広域避難を受入れた市町村は、本町と連携し、受入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

８　広域一時滞在

（１）府内への広域一時滞在

本町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村への広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に対して被災住民の受入れについて協議を行う。

なお、必要に応じて、府に対し、避難者数や受入れを行う市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

（２）府外への広域一時滞在

本町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域への広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に対して被災住民の受入れについて協議するよう求める。

（３）他の都道府県から協議を受けた場合

本町は、府が他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受け、本町にその受入れの協議があった際には、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

（４）被災住民に対する情報提供と支援

ア　本町は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ　広域一時滞在を受入れた市町村は、本町と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

９　被災者への情報伝達活動

（１）被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

（２）安否不明者等の氏名公表

ア　本町

本町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

イ　府

（ア）府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、本町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

（イ）府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、本町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

10　学校等における避難計画（保健福祉課、教育委員会）

保育所及び学校における児童、生徒の集団避難については、次のとおり慎重に安全な避難を実施するものとする。

（１）実施責任者

実施責任者は、小、中学校長、保育所は所長とする。

（２）避難順序

避難順序は、非常出入口、又は階段の近いところから順序正しく低学年が最初に避難する。

（３）避難誘導責任者

避難誘導責任者は、小、中学校にあっては教頭、保育所にあっては主任保育士として、補助員はその他の職員とする。

（４）避難誘導の要領処置等

ア　避難誘導に当たっては、１クラス１名の教職員を必ず付けて誘導すること。

イ　避難は、まず屋外運動広場を目標とし、状況判断のうえ必要があると思われるときは、第２目標へ誘導する。

ウ　避難にあっては、十分状況を判断のうえ履物、学用品等の携行を考慮する。

エ　災害時には、人命尊重を第１に考えて行動する。

オ　実施責任者は、避難誘導の状況を逐次教育長等に報告し、教育長等は、町長及び保護者に通報する。

（５）避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難所等、経路、誘導の方法等について、災害の種類ごとに計画をたて、明らかにしておく。

（６）実施責任者は、毎年１回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは、避難計画を修正する。

11　車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者

は、車による避難を受入れる。

（１）本町

本町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

（２）府

ア　府は、人的・物的支援や、関係機関（国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等）への支援要請・調整などにより、町業務を支援する。

イ　府は総合的判断により、広域車中避難場所の設置を決定し、適切に運用するものとする。

ウ　京都府ホームページで、登録制メール、ＳＮＳ等の方法により、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の設置について周知する。

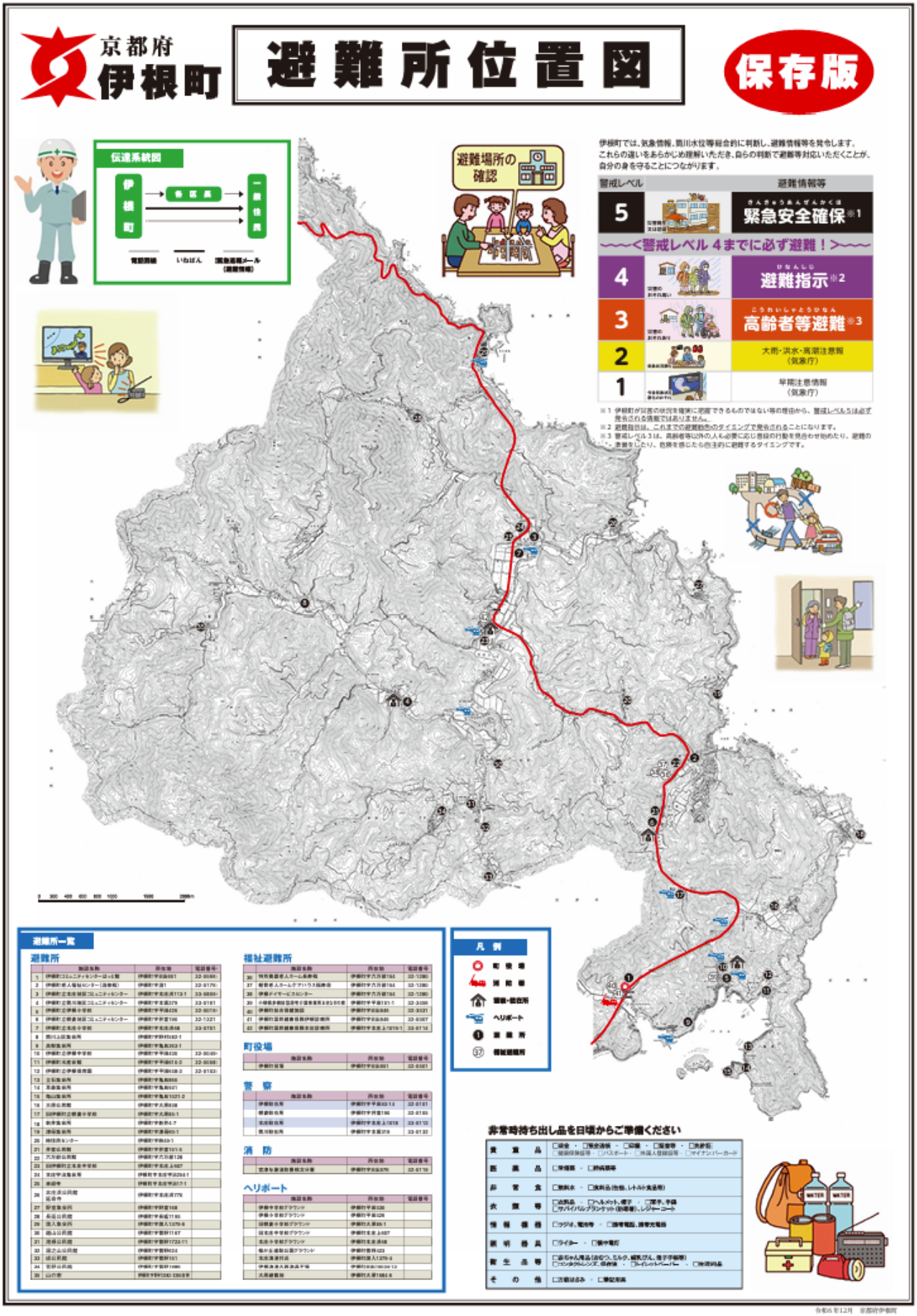
京都府
伊根町
避難所位置図
保存版
伝達系統図
伊根町
各区長
一般住民
避難場所の確認
伊根町では、気象情報、筒川水位等総合的に判断し、避難情報等を発令します。
これらの違いをあらかじめ理解いただき、自らの判断で避難等対応いただくことが、
自分の身を守ることにつながります。
警戒レベル
避難情報等
5
緊急安全確保※1
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞
4
避難指示※2
3
高齢者等避難※3
2
大雨・洪水・高潮注意報
（気象庁）
1
早期注意情報
（気象庁）
※1 伊根町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ自主的に避難の準備を開始したり、避難に時間を要する人は、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
避難所一覧
避難所
福祉避難所
町役場
警察
消防
ヘリポート
凡例
非常時持ち出し品を日頃からご準備ください
WATER
WATER

第 10 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

本町及び府等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、交通機関の乗り場や集客する箇所周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

（大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ）

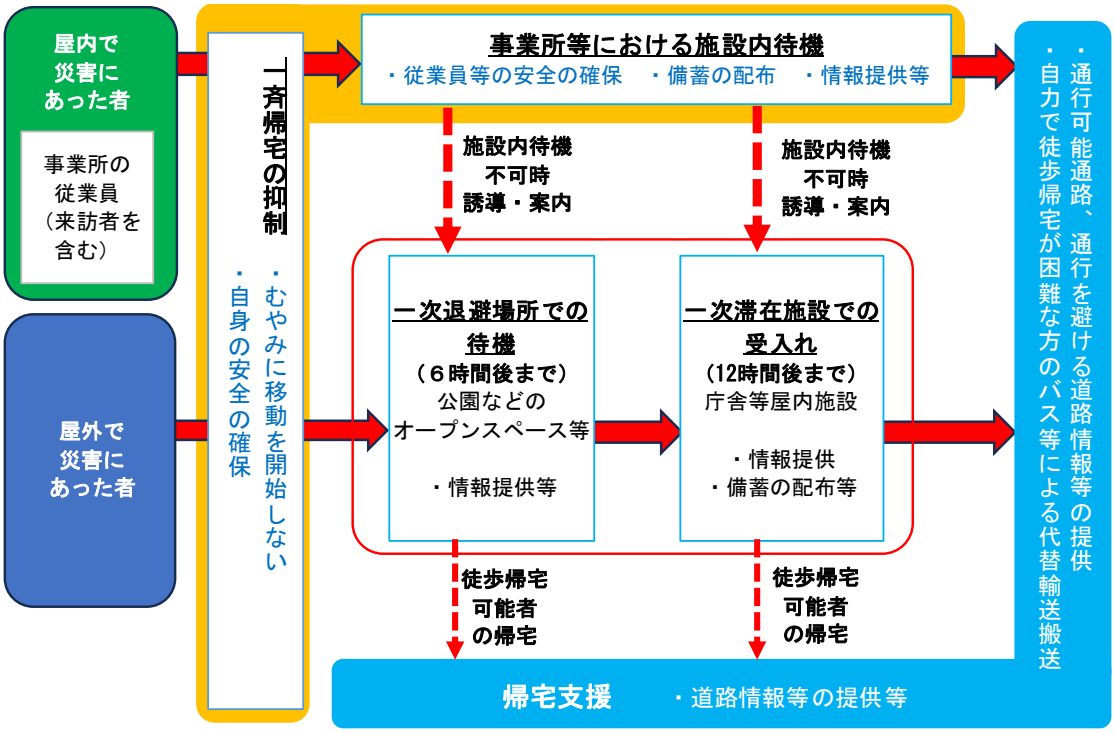

1　観光客・帰宅困難者への広報

（１）発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報

（２）出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報

（３）災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

2　交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

（１）道の駅等での情報提供

ア　滞留者に対し、交通機関の運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。

イ　災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。

ウ　帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

（２）一時退避場所の開設

ア　観光地周辺における混乱を防ぐため、本町は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

イ　一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

（３）一時滞在施設の開設

ア　帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受入れるため、本町は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、本町と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、宿泊施設等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

イ　一時滞在施設では、道路・交通等帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

ウ　一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受入れを優先する。

3　宿泊施設業者等に対する観光客への情報提供の要請等

町内の宿泊施設業者、旅行業者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

4　各機関、団体の役割

機関名	内容
本町	一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 観光関係団体との連携
府	鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理Ｗｅｂを通じて、住民や外国人を含む観光客に提供 緊急速報メールによる注意喚起 帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） 避難誘導・交通規制
関西広域連合 ・隣接府県	府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） 他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 主要駅での滞留者に係る情報提供 帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者ＮＡＶＩ」の運用
近畿運輸局	所管区域の総合的な交通の情報提供 代替輸送の速やかな認可
観光協会、 旅行会社、 宿泊施設業者	ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
ＮＴＴ西日本 株式会社	災害用伝言ダイヤル（171）の運用 特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ 等放送報道機関	観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）

第 11 節　食糧供給計画

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1　食料供給の実施方法

（1）実施責任者

食料の供給は本町が行うものとし、実施責任者は町長とする。府は本町の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。本町及び府は、第１章第 17 節「資材器材等整備計画」の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき町長が実施する。

（2）食料の供給系統

ア　本町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して避難所等に輸送、供給する。

イ　災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して本町の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、本町の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム（B-Plo)」を活用する。

（3）食料供給の対象者

ア　避難所、救護所等に収容されている被災者

イ　住家被害で炊事のできない被災者

ウ　医療機関、宿泊施設等の滞在者及び縁故先の一時避難者

エ　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

（4）食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

応急対策用食料品の調達又はあっせんルート

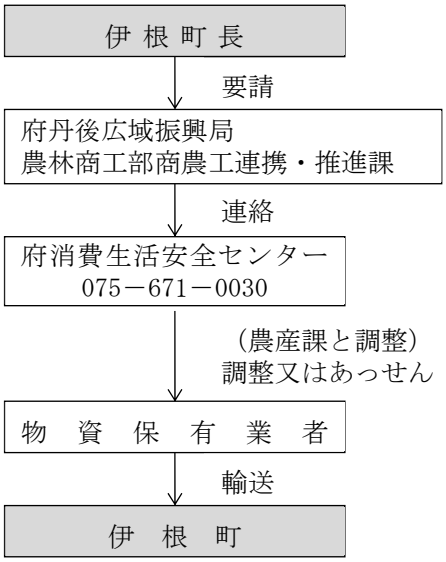

米穀の緊急引渡しルート

ア　販売事業者からの調達

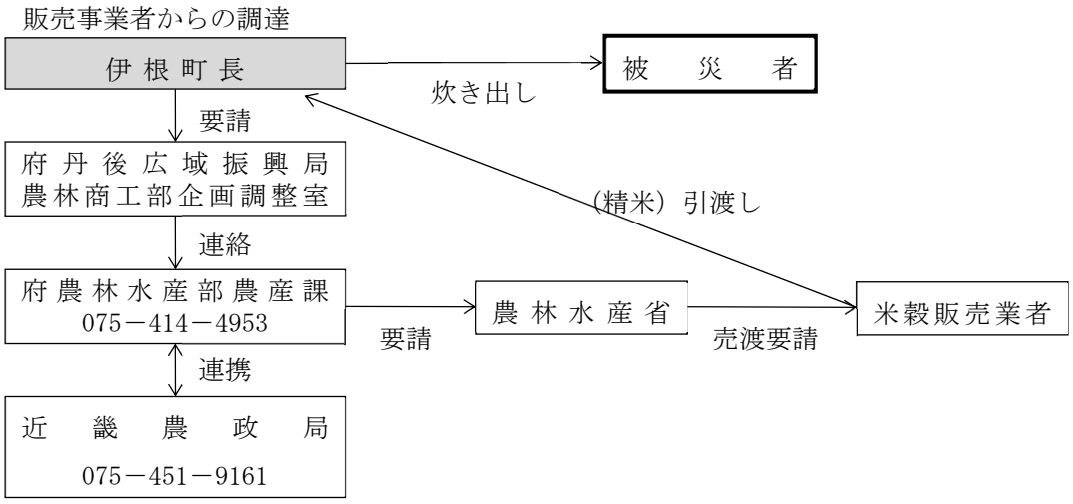

イ　政府所有米穀の調達

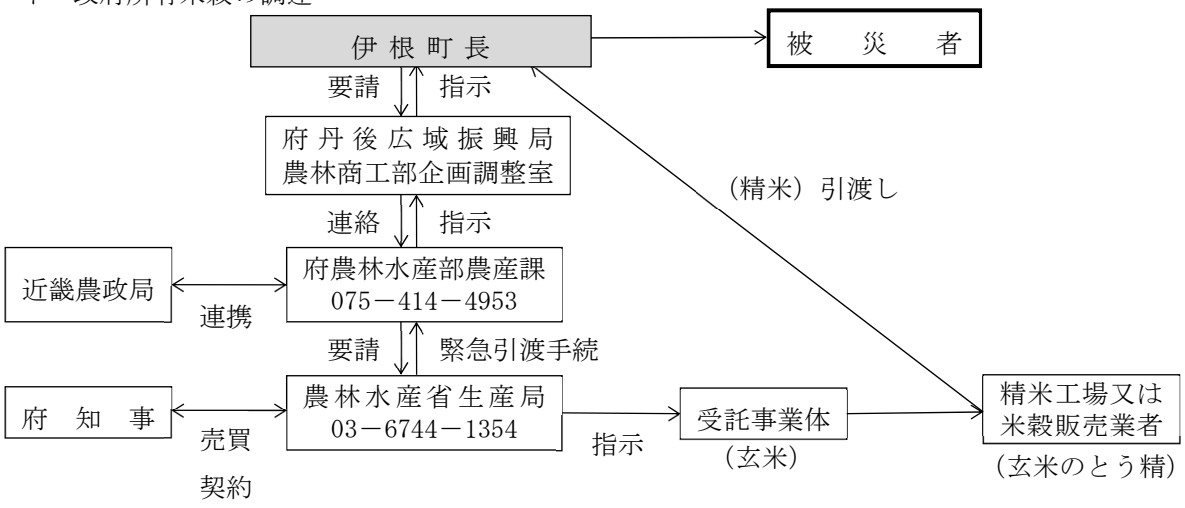

2 給食に必要な米穀の確保

（1）災害の発生が予想される場合の事前措置

ア 町長は、町内の米穀小売業者の手持ち状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

イ 町長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

（2）災害時における米穀の調達

ア 町長は、町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を経由して、知事に要請するものとする。

イ 知事は、アの要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は農産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

（3）災害救助法が適用された場合の米穀の調達

ア 町長は、給食に必要な米穀の数量を、広域振興局長を経由して知事に報告するものとする。

イ アの報告を受けた知事は、（2）に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。

米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、農産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

ウ 町長は、知事に連絡がつかない場合、農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、町長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

エ 政府所有米穀の供給についての手続は「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について」に基づき、次のとおりとする。

（ア）農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

（イ）知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡し方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

（ウ）知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行うものとする。

（エ）農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結する暇がないと認めるときは、（イ）にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

3 その他の食品の調達

知事は、町長からの要請があった場合、実費であっせんするものとする。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に物資の調達を要請するものとする。

4 要請・連絡系統

食料の要請、調達、あっせん等の連絡系統は、第1章第17節「資材器材等整備計画」に示すとおりである。

5 輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

本章第5節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

7　炊出しの実施（保健福祉課、総務課、教育委員会）

（1）実施責任者等

被災者等に対する炊出しは、保健福祉課が当たり、炊出し施設ごとに現場責任者を定める。

現場責任者は、炊出しの状況及び配分の状況を逐次保健福祉課に報告する。総務課は、これを府丹後広域振興局長に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア　炊出し受給者名簿
イ　食料品現品給与簿
ウ　炊出し、その他による食品給与物品受払簿
エ　炊出し用物品借用簿
オ　炊出しの協力者、奉仕者名簿

（2）炊出し施設、設備の状況

炊出し予定施設は、次のとおりとする。また、施設利用時には教育委員会が各施設との調整を行う。

施設名	所在	設備内容			炊飯能力	炊出し可能人数	電話番号
		釜の容量	数量	水源			
伊根小学校	平田	36Ｌ	1基	伊根中央簡水	36Ｌ	150人	32－0019
本庄小学校	本庄浜	70Ｌ	1基	伊根中央簡水	70Ｌ	300人	33－0701
伊根中学校	平田	60Ｌ	1基	伊根中央簡水	60Ｌ	250人	32－0049

（3）協力機関等

炊出しに際しては、必要に応じ町内団体及び住民の協力を得て実施する。

（4）炊出しの食品衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設ごとに備え付ける。

（5）副食、調味料の調達

副食、調味料については、可能な限り町内の販売業者から購入するものとし、不可能な場合は、府丹後広域振興局長に調達あっせんを要請する。

（6）本町における副食等販売場所は次のとおりである。

副食等販売場所

販売店名	所在地	販売品目	電話番号
倉松商店	平田		32－0069
北野商店	平田		32－0014
冨倉商店	平田		32－0118

8　家畜飼料の確保（地域整備課）

町内の農業施設等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに府丹後広域振興局長に調達あっせんを要請し、確保に努める。

第 12 節　生活必需品等供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1　実施責任者

被災者に対する生活必需物資の供給又は貸与は、町長が、職員、消防団、日赤京都府支部及び地域住民の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、知事の指示により実施する。

府は、本町の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。本町及び府は、第１章第 17 節「資材器材等整備計画」の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

（１）被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う本町は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。

（２）公的備蓄とあわせ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、ボランティア団体とも連携して計画を作成する。

〔住民〕

ア　７日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、３日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

イ　自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

〔府〕

ア　関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。

〔宮津与謝消防組合〕

ア　関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。

イ　備蓄品の輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。現在備蓄倉庫の設置は次のとおりである。

宮津与謝消防組合　防災拠点施設　（宮津市字須津 413-26）

2　物資調達計画等

（１）支給品目

被害の実情に応じ、次に揚げる品目の範囲内において、現物を支給する。

ア　寝　　具　　就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
イ　衣　　服　　普段着で、作業着、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
ウ　下　　着　　肌着、靴下の類
エ　身回り品　　タオル、ゴム長靴、つっかけ、手袋、傘、懐中電灯、ラジオの類
オ　炊事道具　　鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
カ　食　　器　　茶わん、皿、はし等の類
キ　日用品　　石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
ク　光熱材料　　マッチ、ローソク、ＬＰガス、灯油等の類

町内の生活必需品の主な販売業者

販売業者	主な物資名	所在地	電話番号
北野商店	エ、キ、ク	平田	32-0014
冨倉商店	イ、ウ、キ	平田	32-0118
モリヨシ	ア、イ、ウ、エ	本庄上	33-0717
伊根石油	ク	日出	32-0126
上山商店	ク	本庄上	33-0758
三野商会	ク	本庄上	33-0726
ちきりでんき	エ、ク	平田	32-1008
有限会社朝妻サービス	ク	井室	32-0002
株式会社本庄観光	キ、ク	本庄浜	33-0030
下野ガス	ク	菅野	33-0810

（2）生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

（3）応急復旧資材

本節において応急復旧資材とは、概ね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、かわら等の類

（4）物資調達方法

ア　本町は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、本町のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっせんを要請する。

イ　物資の要請、あっせん、調達等の連絡系統は、第1章第17節「資材器材等整備計画」に示すとおりである。

（5）物資の供給系統

ア　本町は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。

イ　府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を本町の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して本町の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、本町の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

（6）救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として次のとおりとする。ただし、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施設名	所在地	延床面積（㎡）
伊根町防災資材倉庫	伊根町字本坂584-２	128
伊根町本坂倉庫	伊根町字本坂584	1,274
伊根町本坂第二倉庫	伊根町字本坂584	84

3　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

（1）対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

本章第5節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

（2）物資配分要領

ア　災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。

イ　指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。

ウ　物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画を立て被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。なお、配分に当たっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、いやしくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

4　輸送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

5　応急復旧資材の調達あっせん

本町から要請される応急復旧資材については、府において調達のあっせんを行う。

6　暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるため、関係法令の適切な運用と取締りを行い住民の経済的不安の除去に努める。

7　燃料の確保

（1）重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で燃料を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。

（2）府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。

8　電源の確保

重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。

第13節　給水計画

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

1　実施責任者

飲料用水等の供給は原則として本町が行うものとするが、本町において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

また、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む。）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。なお、給水の連絡系統を、「給水の連絡系統」に示す。

2　応急給水の基本方針

（1）応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「別表1　応急給水の目標水量等」参照）

（2）被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

3　応急給水の水源

（1）主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

（2）補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（「別表2　井戸に対する塩素消毒薬注入量」参照）

（3）外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

4　応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

5　事前措置（地域整備課）

災害の発生が予想されるときは、事前に次の措置をとる。

（1）配水池の水量確保
（2）停電時に備えた予備動力の点検又は確保
（3）家庭における用水確保の措置
（4）応急復旧工事に必要な資機材の点検整備
（5）予備水源の調査
（6）消毒薬品（カルキ、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）の確保
（7）近隣市町及び指定水道工事者との応援体制の確保

6　飲料水の確保（地域整備課）

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

（1）水道施設による給水源の確保

ア　水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ　停電による断水の場合にあっては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
ウ　応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後速やかに復旧する。
エ　災害の規模によっては、隣接市町に応援を要請するとともに、町長を通じて知事に応援の業者のあっせんを求める。

町指定水道工事業者

名称	住所	電話番号
株式会社　沢田電気	宮津市字日置3560の58	0772-32-0091 0772-27-1560
松田タイル	宮津市字日ヶ谷317	0772-28-0630
足立石油株式会社	与謝野町字男山60	0772-46-3355
橋本設備	京丹後市大宮町字口大野349の7	0772-64-2317
丹後水道株式会社	京丹後市峰山町字安144	0772-62-2131
ちきりでんき	伊根町字平田156の11	0772-32-1008
金下建設株式会社	宮津市字須津471の1	0772-46-3151
株式会社山添電気	宮津市字溝尻400	0772-27-0877
上前設備工業	宮津市字宮村1141の1	0773-22-4502
吉田設備	伊根町字平田54	0772-32-0416
入柿工業株式会社	宮津市字宮村1586	0772-22-2236
雅輝工業	伊根町字本庄上907	0772-33-0514
有限会社ワイエス	与謝野町字幾地514の1	0772-42-3393
大西衛生株式会社	京丹後市丹後町大山1381	0772-75-0189
有限会社三冨建設	宮津市字日置2701	0772-27-1483
牧野建設株式会社	宮津市字大垣294	0772-27-1271
上田電気設備	与謝野町字岩滝840の1	0772-46-3490
株式会社谷配管設備	京丹後市丹後町間人736-3	0772-75-0643
株式会社　よざ電工	与謝野町字岩滝2118	0772-46-3246 0772-32-0518
三冨設備	与謝野町字弓木294-3	0772-46-6477
有限会社　柳水道	与謝野町字加悦奥140-3	0772-42-2983
株式会社　杉建	与謝野町字石川537-3	0772-42-9655
エンジニアリング畑中	京丹後市丹後町筆石111	0772-75-0790
池田電気株式会社	宮津市字滝馬705	0772-22-1312
林建設　株式会社	京丹後市弥栄町黒部3487	0772-65-2105
株式会社　イースマイル	大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	06-7739-2525
舞進設備	舞鶴市字大波上小字野家240-1	0773-64-2020
株式会社　入柿水道	宮津市字宮村1045の1	0772-22-3809

（2）その他による給水源の確保
ア　府丹後広域振興局長に給水車による浄水の供給を要請する。
イ　ろ水減菌して使用可能な水源を有するときは、府丹後広域振興局長に、ろ水機による給水を要請する。
ウ　汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、「別表２　井戸に対する塩素消毒薬注入量」により消毒の処置をとる。なお、飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行う必要がある。
エ　生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。
オ　工業用水等で使用可能なものについては、これを活用する。なお、飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行う必要がある。

使用可能給水源

名称	所在地	給水能力	給水人口	供給地域
伊根町簡易水道	寺領、野村、本坂、本庄宇治、泊、蒲入	1,124 ㎥/日	1,938人	日出・高梨・西平田・東平田・大浦・立石・耳鼻・亀山・大原・新井・泊・津母・峠・井室・六万部・本庄上・本庄宇治・本庄浜・蒲入・越山・滝根・湯之山・成・菅野・本坂・寺領・朴丸・野村

（令和６年４月１日現在）

7 応急給水方法

（1）拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、町役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

（2）要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

（3）給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

（4）給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、報道機関などとも協力して広報に努める。

8 本町における対策

（1）災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

ア 水道施設関係

（ア）隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

（イ）気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

（ウ）応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

（エ）停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

（オ）事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策を立てる。

イ その他

（ア）災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

（イ）タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

（ウ）飲料水の消毒薬品（カルキ、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

（エ）飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう、できる限り多く備える。

（2）発生時対策措置

ア 水道施設関係

（ア）水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

（イ）復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

（ウ）被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

イ その他

（ア）被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

（イ）井戸替え及び消毒は、塩素、カルキ、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（「別表２ 井戸に対する塩素消毒薬注入量」基準量の 10～20 倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ、残留塩素が 0.2 mg/Ｌ以上検出されるようにする。

（ウ）生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

９ 災害救助法による飲料水の供給基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおりとする。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、７日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

別表１ 応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用 途
３日まで	３Ｌ／人・日	概ね 1000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
４～10 日	20Ｌ／人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面
11～21 日	100Ｌ／人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等）
22～28 日	被災前給水量	概ね 10m以内	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

（注）住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

別表２ 井戸に対する塩素消毒薬注入量

（例） 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの注入量は、概ね次表のとおりである。（ただし、注入率１ppm）

井戸の口径／水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	４ g	９ g	16 g	25 g
1.0m	８ g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

給水の連絡系統

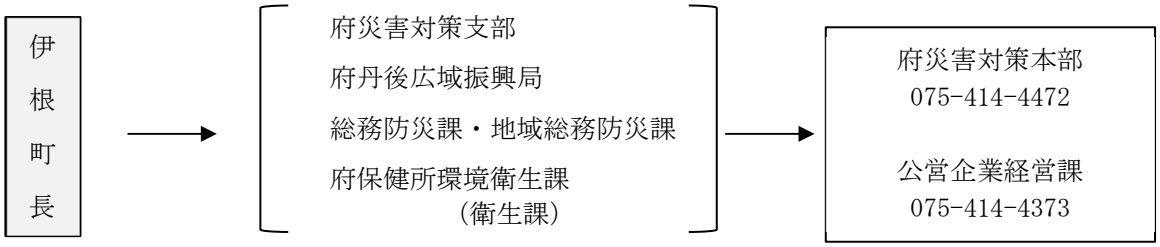

※１　府災害対策本部設置後は、本町からの応援要請については全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行うものとする。

※２　本町は、日本水道協会非加入町村のため、日本水道協会京都府支部あての応援要請については、府災害対策支部を通して府災害対策本部あてに応援要請を依頼する。

第 14 節　住宅対策計画

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

1　被災住宅に対する措置

（1）一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の２による応急仮設住宅の建設、３による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導に当たるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

（2）公営住宅に対する措置

災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第８条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

ア　対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が 11 万円以上で合計額が 290 万円以上（ただし、市町村においては 190 万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

イ　査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の１／２である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさ上げが行われることになっている。

ウ　復旧の手順

（ア）災害現況の現地調査

（イ）既設公営住宅復旧計画書の提出

（ウ）再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

2　応急仮設住宅（総務課）

（1）仮設住宅の建設

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した災害については、知事が建設する。本町及び府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障がい者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

（2）既存公的施設の利用

本町及び府においては、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

（3）民間住宅・宿泊施設等の利用

府においては、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅や宿泊施設等の民間施設を借り上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

このため、府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借り上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

（4）仮設住宅等の供与

ア　応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考に当たっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。

イ　応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

（5）応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（6）入居者選考の機関

入居者の決定は知事が行うが、本町はその補助機関として実施する。

総務課が、情報計画に基づき調査した住家被害状況により入居対象者となるべき者につき調査し、次の事項（住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲）に該当する者を民生委員の意見を徴して選考する。

ア　生活保護法による被保護者並びに要保護者
イ　特定の資産のない失業者
ウ　特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
エ　特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者
オ　特定の資産のない勤労者
カ　特定の資産のない小企業者
キ　上記に準ずる経済的弱者

（7）建設予定地の選定

総務課において、応急仮設住宅建設適地として、町有地等で再災害の危険のない場所を選定しておく。

なお、応急仮設住宅の建設は、一般災害については本町が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき本町が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。

3　住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

総務課は、情報計画に基づき調査した住宅被害状況をもとに、住宅が半壊（焼）した者につき、2の（6）のア～キに該当するものを、民生委員の意見を参考にして選考する。

4　建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

5　建設業者の把握（総務課）

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が可能な町内の建設業者は、次のとおりである。なお、町内の建設業者で対応が難しい場合は、町外の適切な業者への協力要請を検討するものとする。

町内の建設業者一覧

代表者	所在地	電話番号
上岡　裕一	津母 9	32-0860
千原建築株式会社 代表取締役　千原　久門	亀島 569-２	32-0456
藤原　正弘	本庄上 1195-１	33-0945
井上　保彦	本庄浜 926	33-0450
石井　聡一	菅野 901	33-0627
合同会社大泉建築 代表社員　大泉浩介	菅野 591-２	33-0454
上山　潤平	六万部 103-１	32-0826

第15節 医療助産計画

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

1 実施責任者

災害時における医療及び助産は、本町が応急対策として実施するが、本町にある医療資源は、常勤医師１名、看護師数名の町国保診療所、訪問看護ステーションのみで、民間開業医等も存在しない状況から、災害により多数の患者が発生し、又は避難所運営が長期化した場合などには、府及び与謝医師会等へ救護班の編成を要請する。

また、災害救助法を適用した場合は府が行う。

2 計画の方法及び内容

（1）医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院又は医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。

本町は、発災後の初期対応における被災者への医療救護は、明らかに重篤な場合を除き町国保診療所が一次的に診療を行い、町限りで十分な診療が実施困難なときは府及び与謝医師会等に対して救護班の派遣を要請する。

（2）救護班の編成（府）

ア 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成することとし、その編成に当たっては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成する。

イ 府は本町から応援要請があった場合、又は必要と認めたときは、本町へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。

ウ 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、本町へ救護班を派遣し、前記のイに準じて対処する。

エ 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記イ及びウに該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

オ 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。

カ 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。

診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタッグ及び使用簿

（3）災害派遣医療チームの派遣（府）

ア 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、本町から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、あらかじめ定めた医療機関に対して、本町へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。

イ 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要となる資機材を携行する。

（4）災害医療コーディネーター等の活動要請（府）

ア 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部、府災害対策本部や本町等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。

イ　災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。

（5）応援要請の連絡系統

本町から府に応援要請をする場合の連絡系統を「本町から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。

（6）救護所（住民生活課）

状況により第一次的には、町国保診療所又は公共的施設等を救護所とするほか、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、仮設救護所を設置する。また、災害が激甚の場合は、町内公共的施設等適当な施設を選定して救護所を開設する。

（7）助産等

ア　妊婦は、原則として医療機関に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。

イ　人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

（8）広域医療搬送拠点の情報収集（住民生活課）

本町は、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、当該災害に係る広域医療搬送拠点を府が設置した場合に、情報収集を行う。

（9）医薬品等の供給（府、住民生活課）

ア　医薬品等供給体制の確保

（ア）本町は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保する。

イ　医薬品等集積所

（ア）医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。

（イ）現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

（ウ）医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を充てるものとする。

ウ　救護班が使用する医薬品の補給

救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。

エ　医療機関が使用する医薬品等の供給

被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

(10) 輸血用血液製剤の供給

災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、本町は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。

ア　被害の軽微な地域にて献血を受ける。

イ　血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。

ウ　血液を空輸する必要が生じた場合には、自衛隊に支援を要請する。

(11) 被災者等の精神的・心理的ケア（府、住民生活課）

被災者のストレスに対して、症状の度合いによりカウンセリングや精神科医師による診察・投薬等専門家の協力を求めるなどの措置をする。

また、被災者救助に当たる行政職員や医師・看護師並びに関係機関職員についても救護活動を行うことによりストレスを抱くことがあり、これに対応するには、派遣時のブリーフィング、帰還時の雑談を交えたディブリーフィングを行うことが有効であるとされている。

(12) 災害救助法による医療基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

(13) 災害救助法による助産基準
本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

本町から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

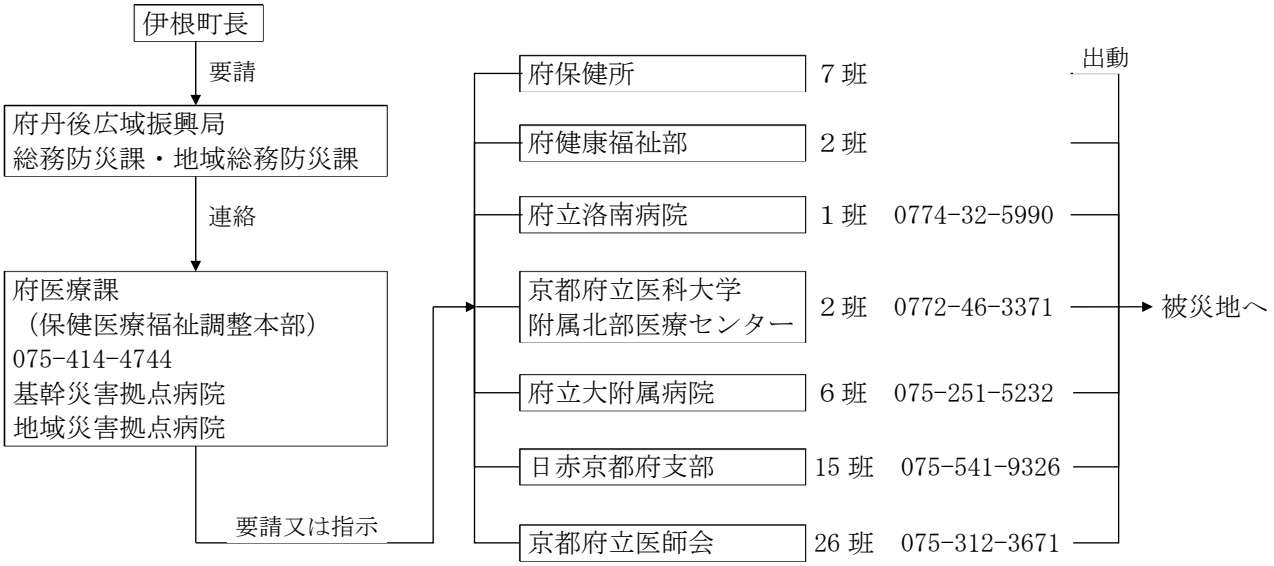

※１　府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

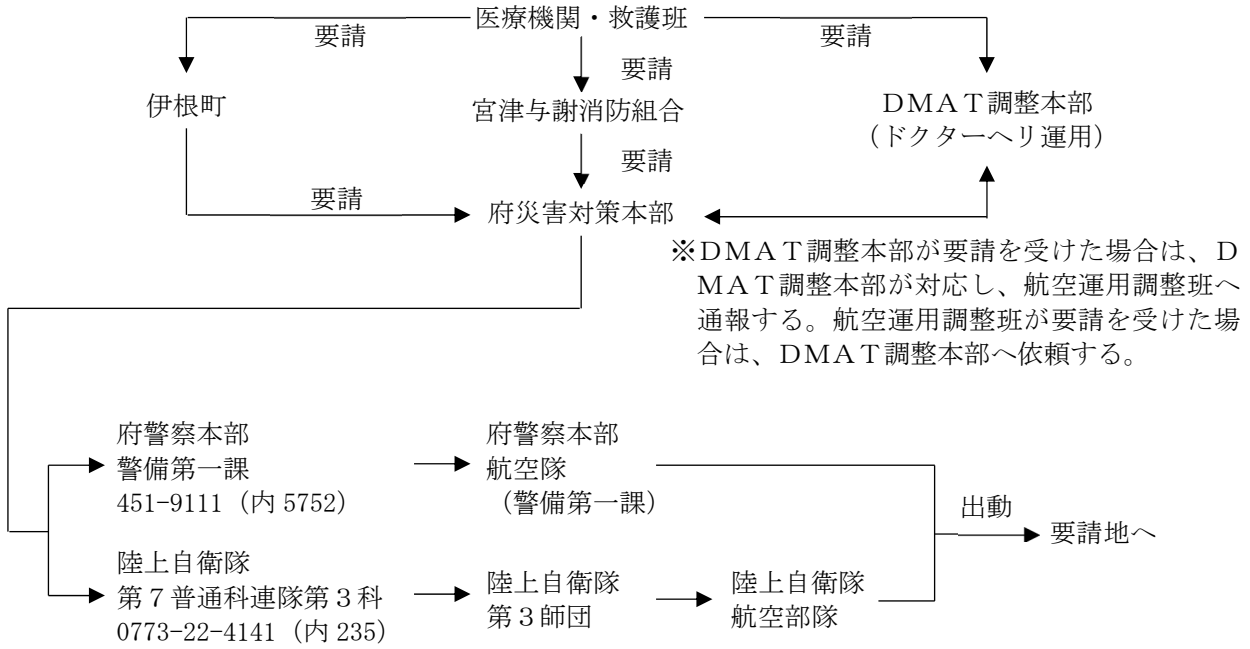

町内医療機関一覧表

医療機関名	所在地	診療科目	医師	看護師	電話番号	摘要
伊根町国民健康保険 伊　根　診　療　所	日出 646	内科	1	2	32-0007	
伊根町国民健康保険 本　庄　診　療　所	本庄上 1019-1	内科	1	2	33-0114	令和 7 年度末 閉院予定

救急指定病院

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
京都府立医科大学附属 北部医療センター	岩滝町男山 481	総合	0772-46-3371
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町字溝谷 3452-1	総合	0772-65-2003
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	総合	0772-82-1500
財団法人丹後中央病院	京丹後市峰山町字杉谷 158-1	総合	0772-62-0791

基幹災害医療センター・地域災害医療センター

拠点病院	2 次医療圏名	病院名	電話番号
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121
地域災害拠点病院	丹後医療圏	京都府立医科大学附属北部 医療センター	0772-46-3371

近隣の医療機関

医療機関名	所在地	内科・総合診療	循環器内科	消化器内科	消化器外科	胃腸内科	呼吸器内科	神経内科	心療内科	腎臓内科
味見診療所	宮津市吉原2596	○							○	
今出クリニック	宮津市柳縄手325-６	○								
岡所泌尿器科医院	宮津市惣387	○								
佐藤医院	宮津市京街道231									
中川医院	宮津市漁師1673の１	○				○				
中川内科・小児科クリニック	宮津市字鶴賀2074の21	○								
中村眼科医院	宮津市魚屋907の１									
浪江医院	宮津市字宮村1168番２号									
西原医院	宮津市京街道227-２	○				○				
府中診療所	宮津市江尻245-１	○								
宮地医院	宮津市波路2355の１	○								
宮津市休日応急診療所	宮津市須津413の26	○								
宮津市由良診療所	宮津市字由良761の１	○								
宮津武田病院	宮津市鶴賀2059の１	○	○	○						
山根医院	宮津市字鶴賀2070の12	○		○						
養老診療所	宮津市岩ケ鼻33	○								
いとうクリニック	与謝郡与謝野町字男山140-８	○								
伊藤内科医院	与謝郡与謝野町算所384番４	○	○							
岩破医院	与謝郡与謝野町算所112	○								
いわさく診療所	与謝郡与謝野町四辻759	○		○				○		
大森内科診療所	与謝郡与謝野町弓木1528-２	○								
木村内科クリニック	与謝郡与謝野町字後野643-７	○		○					○	
京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町男山481	○	○	○	○		○	○		○
須川医院	与謝郡与謝野町下山田98-１	○						○		
鳥居クリニック	与謝郡与謝野町三河内1414	○								
にし消化器内視鏡クリニック	与謝郡与謝野町字男山687-１			○						
日置医院	与謝郡与謝野町加悦435-１	○	○							
やまぞえこどもクリニック	与謝郡与謝野町岩滝2030									
与謝野町立国民健康保険診療所	与謝郡与謝野町石川685の１	○								
上田医院	京丹後市網野町網野323	○								
宇川診療所	京丹後市丹後町久僧417	○								
大宮診療所	京丹後市大宮町河辺2342	○								
五十河診療所	京丹後市大宮町延利414-１	○								
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町161	○							○	
斉藤医院	京丹後市久美浜町浦明1258	○				○				
斉藤医院湊分院	京丹後市久美浜町湊宮1809	○				○				
佐濃診療所	京丹後市久美浜町佐野３	○								
新谷医院	京丹後市峰山町杉谷979-４	○		○						
間人診療所	京丹後市丹後町間人1699	○								
たけだ眼科クリニック	京丹後市峰山町新町2462-２									
たちばな診療所	京丹後市網野町浜詰263-１	○								
京都保健会たんご協立診療所	京丹後市大宮町河辺3368-１	○								
丹後中央病院	京丹後市峰山町杉谷158の１	○	○	○			○			
丹後ふるさと病院	京丹後市網野町小浜673	○	○	○		○				
とみた眼科皮フ科クリニック	京丹後市大宮町周枳1975　ﾐｯｸﾋﾞﾙ２Ｆ									
中江医院	京丹後市峰山町白銀906	○		○			○			
のぶはらクリニック	京丹後市峰山町新町321									
野間診療所	京丹後市弥栄町野中2245の１	○								
ふくい腎・泌尿器科クリニック	京丹後市網野町網野100	○								○
ふじわらクリニック	京丹後市大宮町周枳1806-１	○								
村田内科医院	京丹後市丹後町成願寺612	○								
弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷3452の１	○	○	○			○			
安井医院	京丹後市大宮町口大野123	○		○		○				
山本医院	京丹後市網野町網野998	○								
よしおかクリニック	京丹後市峰山町新町1606-１　ﾏｲﾝ４Ｆ	○								

脳神経内科	外科	脳神経外科	泌尿器科	整形外科	形成外科	婦人科	産婦人科	小児科	小児外科・歯科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	肛門科	精神科	麻酔科	放射線科	リウマチ科	アレルギー科	リハビリ科	人工透析	病理診断科	歯科・口腔外科	調剤の院内外	電話番号 市外局番 0772	摘要 月～土診察 祝休以外
																							院内	22-5120	
			○									○											両方	22-2767	
			○																				両方	22-8511	
							○																院内	22-2212	
	○												○										両方	22-7565	
								○															院外	20-3838	
										○													院内	22-2049	月休
				○								○											両方	22-7211	
	○			○									○										院外	22-4970	火木金休, 日診
								○										○					両方	27-2577	土休
				○													○						院内	22-0580	
								○															院内	46-6230	土日祝診
	○	○																					両方	26-9300	木休
	○		○	○								○								○			院外	22-2157	
																							両方	20-1541	
								○															両方	28-0507	月土休
	○																		○				院外	46-3553	
								○															院外	42-2426	
	○						○	○							○			○					両方	42-2425	水休
				○				○		○									○				両方	42-3018	
																							院内	46-5632	
								○						○					○				院内	43-2134	土休, 日診
	○	○	○	○			○	○		○	○	○		○	○	○					○	○	院外	46-3371	土休
	○	○						○															院内	44-3070	
	○											○			○								両方	44-1730	
	○																						院外	46-2248	土休
								○															院外	42-2653	
								○															院外	46-3028	
	○																		○				院外	42-3601	土休
								○																72-0053	
	○			○																		○		76-0210	土休
								○																68-0555	
								○																64-2066	木のみ診
	○		○	○				○	○	○	○	○		○	○				○	○		○		82-1500	土休
																								83-0365	
																								83-0008	火金のみ診
																								84-0101	木のみ診
								○								○								62-0592	
																								75-0210	土休
										○														69-5211	木休
																						○		74-1301	
	○			○				○								○			○					68-5017	
○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○		○	○				62-0791	
○	○		○	○		○		○		○	○	○			○	○	○		○			○		72-5055	
										○		○												68-1220	
																								62-0266	
											○	○												60-2726	水休
																								66-0006	火のみ診
			○																	○				79-1111	土休
								○										○						64-3834	木休
																								75-0253	金土休
○	○		○	○			○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○		○		65-2003	土休
																								68-0123	
																								72-0081	
				○															○					69-5700	

医療品等調達先一覧表

調達先	品目等	電話番号
株式会社メディセオ	全品目	075-211-5151
株式会社ケーエスケー	全品目	0773-75-3938
株式会社スズケン	全品目	0773-25-1780
アルフレッサ株式会社	一部品目	0773-25-1931
株式会社石坪	医療機器販売	0773-22-4181
株式会社メディセオ	医療機器販売	0773-23-2321
フクダ電子株式会社	医療機器販売	075-681-3191
富士フイルムメディカル株式会社	医療機器販売	0570-02-7007
株式会社モリタ	医療機器販売（歯科）	0773-40-1626

第 16 節　保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

1　防疫及び保健衛生計画

（1）計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、府と連携し、（公社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、府及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

（2）防疫活動（住民生活課）

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

ア　府が実施する対策

（ア）健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

（イ）感染症が発生したとき又はそのおそれのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水（井戸水）の消毒等必要な防疫指導を行う。

（ウ）感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

（エ）本町への対応

府は、本町から要請があった場合、防疫用薬品のあっせん又は調達、提供を行う。

災害が発生し、本町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町の協力を得て実施する。

イ　本町が実施する対策

（ア）消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、本町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

（イ）備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

（3）食品衛生活動（保健福祉課）

ア　災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

（ア）良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

（イ）避難所における食品衛生確保（医療機関、宿泊施設等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

（ウ）炊出しによる食事提供時における衛生確保

本町等炊出し実施者は、「避難所における食品衛生確保ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）」に基づき炊出し時における衛生管理を行う。

イ　二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

（ア）被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

（イ）食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

（４）家庭動物の保護及び収容対策（住民生活課）

ア　実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府が作成した「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、府及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

イ　実施方法

（ア）放浪している動物を保護し、収容する。
（イ）負傷や病気の動物を治療し、収容する。
（ウ）飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
（エ）被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。
（オ）飼養されている動物に餌を配布する。
（カ）動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
（キ）特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
（ク）家庭動物に関する相談窓口を設置する。

（５）家畜伝染病の予防（地域整備課）

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（４箇所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

２　し尿処理対策計画（住民生活課）

（１）災害により発生するし尿処理の対策について定める。

（２）内容

ア　本町の措置

（ア）情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

（イ）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

与謝野町のし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

（ウ）消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

（エ）府等への応援要請

ａ　し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援要請する。

ｂ　近隣市町で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

イ　府の措置

（ア）本町からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

（イ）本町や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。

（ウ）大規模災害時に、本町から要請がある場合は、仮設トイレをあっせんする。

3　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画（総務課、住民生活課）

（1）計画の方針

災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

（2）遺体の捜索（総務課）

ア　捜索の対象

（ア）行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

（イ）死亡した原因のいかんを問わない。

イ　捜索の実施

（ア）実施主体　本町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。）

（イ）協力機関　町長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。

（ウ）機材借上　町長は、捜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

ウ　災害救助法による基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

（3）遺体の処理（住民生活課）

ア　処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

（ア）処理の内容

a　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

（a）目的　身元確認、腐敗の防止等

（b）実施者　救護班

（c）処理場所　本町が借り上げ、指定した場所

b　遺体の一時安置

（a）目的　身元確認、腐敗の防止等

（b）実施者　本町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。）

（c）安置場所　本町は、表「災害時遺体収容所」に収容予定地として指定しておく。ただし、少数である場合は、伊根町火葬場を安置場所とする。

c　検案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

（イ）災害救助法による基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

（4）遺体の埋火葬（住民生活課）

ア　埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

イ　埋火葬の実施

（ア）実施者　本町（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。）

（イ）方　法　土葬又は火葬

（ウ）留意点

a　埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

b　事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

c　身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

d　被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

ウ 埋火葬体制の整備等

府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には本町と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。

エ 災害救助法による基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

（５）災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い（住民生活課）

ア 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

（ア）漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

（イ）他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

イ 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

（６）国及び近隣府県等への協力依頼（府）

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定める。

災害時遺体収容所

地域名	名称	所在地	電話番号
伊根	日恩寺	伊根町字日出	
	大乗寺	伊根町字亀島	32-0136
	正法寺	伊根町字亀島	32-0121
	海福寺	伊根町字亀島	32-0164
	滋眼寺	伊根町字亀島	32-0012
	海蔵寺	伊根町字平田	32-0417
朝妻	洞雲寺	伊根町字大原	
	玉林寺	伊根町字新井	
	振宗寺	伊根町字井室	32-0804
	妙国寺	伊根町字六万部	32-0829
本庄	護聖寺	伊根町字本庄上	33-0731
	浄国寺	伊根町字本庄上	33-0027
	来迎寺	伊根町字本庄宇治	33-0003
	延命寺	伊根町字本庄浜	
	西明寺	伊根町字蒲入	
筒川	知足院	伊根町字野村	33-0212
	妙光寺	伊根町字菅野	33-0341

火葬場

所在地	名称	処理能力	電話番号
亀島	伊根町火葬場	１体／日	

第 17 節　救出救護計画

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、本町及び府をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

1　救出救護の対象

（1）災害のため、生命・身体が危険な状態にある者

（2）当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

2　救出救護の方法（総務課）

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する

なお、活動に当たっては、各要員の安全確保に十分配意するものとする。

（1）救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに町役場、又は警察官若しくは消防組合、消防団に通報する。

（2）救出要員は、宮津与謝消防組合職員及び消防団員をもってこれに充てる。

（3）関係機関への要請

消防組合職員及び消防団員の救出班のみでは救出困難の場合は、府丹後広域振興局長、宮津警察署、近隣市町に協力要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

3　安否不明者等の氏名公表

（1）本町

本町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（2）府

ア　府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、本町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について「災害時における氏名等公表に係るマニュアル」にとりまとめ公表している。

イ　府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、本町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

4　活動拠点の確保

（1）本町及び府は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できる宿泊施設、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（2）国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

5　資機材等の調達等

（1）救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

（2）本町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

6　活動の調整

（1）本町及び府の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。

（2）関係機関は、本町及び府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

7　惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8　災害救助法による救出の基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

第 18 節　障害物除去計画

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

1　住宅関係障害物除去

（1）除去活動の実施要領

ア　障害物の除去は、本町が行う。

イ　第一次的には、本町保有の器具、機械を使用して実施する。

ウ　労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第 67 条に基づき他の市町村からの応援を求める。

エ　労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

（2）災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

2　河川関係障害物除去

河川の障害物については、それぞれの管理者が処理する。

3　航路障害物除去

（1）海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

（2）水路が損壊し又は水深に異状を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び啓開を行う。

4　道路障害物除去（地域整備課）

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

（1）土砂等の崩壊による場合は、府道及び府が管理する一般国道（指導区間外）については、府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）が行うものとし、町道については、町長が速やかに除去の方法について指示する。除去の方法は、崩壊の程度により請負による除去等により実施する。

（2）大規模災害の場合における重機械等の動員体制は、道路除雪計画に定める要領に準じて実施する。

（3）道路状況により交通規制、う回路が必要な場合は、宮津警察署と協議し、適切な措置をとるものとする。

（4）電柱電線等の倒壊による場合は、町長が関係の管理者へ除去を指示するものとする。

（5）地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次のとおりとし、個々の指定路線については表に示す。

区分	道路種別	路線名	区間	延長（km）
２次	一般府道	伊根港線	国道 178 号交点 ～「道の駅」舟屋の里伊根	1.3

障害物除去の優先道路

優先順位	路線名	
1	一般国道 （府管理分）	一般国道 178 号
2	主要地方道	弥栄本庄線

3	一般府道 丹後縦貫林道	下世屋本庄線、久僧伊根線、伊根港線、本庄浜本庄宇治線、本庄港線、林道大鼓山線
4	１級町道等	亀島本庄浜線、大原新井線、六万部泊線、新井大浦線
5	２級町道等	畑谷峠線、峠宮ノ前線、本庄診療所線、長延野村線、滝根越山線、日出平田線、本庄宇治蒲入線、本庄上野村線

5　障害物の集積場所

（1）障害物の集積場所は、本章第20節「廃棄物処理計画」参照のこと。

（2）集積物が使用できない場合は、次により災害発生場所の近くに設けるものとする。

ア　交通に支障のない町有地、府有地、国有地を選ぶ。

イ　町有地、府有地、国有地に適当な場所がないときは、民有地を使用するが、やむを得ない場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。

6　毒物劇物保管施設措置計画（総務課）

（1）応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出る。

（2）緊急措置

保健所（又は警察）と連絡をとり、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に、直ちに連絡する。

（3）原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに防災関係機関に通報させるとともに、施設の責任者及び防災関係機関は、次の応急措置を講じる。

ア　放射線量の測定

イ　危険区域の設定と立入禁止制限

ウ　危険区域内住民の退避措置

エ　被ばく者等の救出、救護

オ　交通規制と群衆整理

カ　人心安定のための広報活動

キ　その他災害の状況に応じた必要な措置

第19節　廃棄物処理計画

本計画の下位計画に当たる「伊根町災害廃棄物処理計画」及び京都府災害廃棄物処理計画に基づき、被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

※詳細は伊根町災害廃棄物処理計画（令和３年３月）の記載を参照。

1　本町の実施体制と業務概要

発災後に、災害廃棄物の処理体制を構築するため、伊根町災害廃棄物処理計画に基づき、次の事項を実施する。

①仮置場の設置
②収集運搬体制の構築等
③生活ごみ等の処理
④災害廃棄物処理に係る受援・支援
⑤住民等への情報提供
⑥建築物等の撤去
⑦災害廃棄物の適正な処理、処分
⑧仮置場の運営、管理
⑨事務委託の実施
⑩災害廃棄物処理の進捗管理

（1）組織体制

発災時には災害廃棄物処理を担当する災害廃棄物処理チームを設置する。なお、本町においては、少数の職員で多くの役割を兼務する可能性が高いため、被害状況や災害の規模に応じて、近隣市町、府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築するものとする。

（2）各主体の業務分担

平時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対策期及び災害復旧・復興期の各段階における国、府及び本町の業務を分担する。

（3）情報収集及び連絡体制

ア　災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、町災害対策本部等から収集し、災害廃棄物処理チーム内において情報共有するとともに、関係者に周知する。
イ　処理の災害等廃棄物処理業務継続能力及び廃棄物処理施設の被害状況を調査・把握する。
ウ　府との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報及びごみ処理等の進捗状況を順次報告する。
エ　その他、庁内関係各課、近隣市町、民間業者等との連絡手段を確保し、情報の共有に努める。

2　関係機関との連携及び府・本町・民間業者との相互支援

（1）自衛隊・警察・消防との連携

初動期（発災直後）においては、まず迅速な人命救助のために、自衛隊、警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があることから、道路の啓開に当たる地域整備課、実際に啓開業務を行う廃棄物処理業者や建設業者などと連携する。

（2）府・本町・民間業者による応援体制

大規模災害が発生し、本町のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、受援の必要が生じた場合に備え、災害廃棄物処理等に関する各協定が速やかに運用できるよう平時から取扱いを確認する。

（3）災害ボランティア

大規模災害時には、災害ボランティアが大きな力となることから、ボランティアの派遣を行う社会福祉協議会等と、平時より適切な協力の在り方について調整を図る。

3 災害廃棄物処理

（1）発生量・処理可能量の推計

災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本として、発生原単位を用い、災害廃棄物の発生量を推計した上で、仮置場の設置面積を検討する。

（2）収集運搬の計画

伊根町建設業協会や産業資源循環協会等との協力体制を確保し、事前にリストアップした収集運搬車両や重機の手配を行う。

（3）広域的な処理・処分の要請

本町及び宮津与謝管内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、災害応援協定先の事業者とあわせて、府を通じて府内又は近隣府県の自治体等の支援が得られるよう要請する。

（4）広報と情報発信

災害廃棄物の仮置場や危険物、有害物、処理困難物などの取扱い、分別・排出についての普及啓発・広報を行い、適切な廃棄物処理に努める。

（5）生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を実施する。

（6）し尿処理

災害発生時であっても、基本的には平常の処理・収集作業を行う。なお、避難所が設置され、避難者数が多い場合については、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施する。

（7）有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物を災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管する。

4 その他

（1）環境対策、モニタリング、火災防止対策

生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、住民及び処理業者へ情報提供する。また、仮置場の状況によっては自然発火の可能性があるため、火災に注意する。

（2）がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

り災証明において「全壊又は大規模半壊」（所有者個人が居住する住居であれば半壊も対象）と判定された建屋を対象とし、解体申請者の申出により、解体建物を特定し実施する。

5 府の施策

府は、本町からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

第 20 節　文教応急対策計画

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

1　実施責任者

（1）町立小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、教育長

（2）学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、校長

（3）各保育所については、当該保育所長

2　情報の収集・伝達

（1）発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

（2）被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度をあげるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ＦＡＸ等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

3　施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

（1）施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

災害発生後は、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

（2）学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

ア　校舎の一部が利用できない場合

特別教室、空き教室、屋内運動場等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

イ　被災学校が一校で、大部分が使用不能の場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の空き教室を借用する。

4　学校等における安全対策（校長、教育委員会）

（1）学校における安全対策

ア　在校時の対策

校長は、児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

イ　授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は、教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、低学年、児童については、教員が集落別に付き添う。

ウ　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、町教育委員会又は校長は、町行政情報配信システム「いねばん」、広報車又は電話によりＰＴＡ地区委員等の連絡網を通じて伝達し、児童、生徒に対し徹底を図る。

エ　在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

オ　保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

（2）学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

5　教育に関する応急措置

（1）授業の中断等の措置（校長、教育委員会）

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

（2）施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるたけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

（3）学用品の調達及び配分

ア　災害救助法が適用された場合

（ア）教科書

町立学校については、町長が調査して府教育部に報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

（イ）文房具及び通学用品

a　町立学校については、町長が調査して府教育部に報告し、府教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

b　府立特別支援学校の小学部及び中学部については、府教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

（ウ）学用品の給与基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

イ　災害救助法が適用されない場合

（ア）教科書

a　教育委員会は、被害状況を調査し教科書を喪失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から１か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

b　府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

（イ）文房具及び通学用品

教育委員会は、直接、調査、調達、配分を実施する。

（4）学校給食の対策（総務課、教育委員会）

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、京都府丹後教育局及び公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

（5）児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

（6）教職員の補充確保

町教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、京都府丹後教育局と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

（7）卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

6　学校等における保健衛生及び危険物等の保安

（1）保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

（2）危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

7　被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第 21 節　輸送計画

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

1　輸送力の確保（総務課）

（1）本町

本町は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっせんを要請する。

ア　道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

町有車両の状況

管理課名	車種	台数
総務課	普通乗用車（1BOX7人乗り）	2
	マイクロバス	1
	普通乗用車（セダン）	1
	軽四輪貨物車（箱バン）	2
	普通乗用車（ステーションワゴン）	3
	軽四輪貨物車（トラック）	4
保健福祉課	普通乗用車（1BOX10人乗り）	1
	軽四輪乗用車	1
教育委員会	マイクロバス	1
	普通乗用車（1BOX10人乗り）	2
	軽四輪貨物車（トラック）	1
伊根診療所	普通乗用車	1
本庄診療所	普通乗用車	1
訪問看護ステーション	軽四輪乗用車	5
保健センター	軽四輪乗用車	1
	軽四輪貨物車（箱バン）	1
合計		28

※1　消防関係車両・作業車等除く

（令和6年4月1日現在）

イ　自動車等の借り上げ

応急対策実施機関所有のものを使用しても、なお不足する場合は、民間所有の車両等を借り上げる。

ウ　輸送協力要請の窓口

民間所有の車両借り上げについては、総務課が担当する。

エ　ヘリコプター等による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等に緊急物資を輸送する必要が生じた場合は、直ちに府丹後広域振興局（丹後災害対策支部）長にヘリコプター等の要請を行う。

オ　海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合の協力並びに漁船の借り上げによって行う。

（2）府

府が本町から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借り上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。

また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。

なお、自衛隊への要請については、本章第 30 節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また、他の連絡系統は「輸送計画の連絡系統」に示したとおりである。

2 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・(第1段階の続行) ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧	・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

3 輸送の方法等

(1) 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(2) 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

ア トラック、バス等による輸送
イ 船舶、舟艇による輸送
ウ 鉄道等による輸送
エ 航空機、ヘリコプターによる輸送
オ 人力等による輸送

(3) 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借り上げるものとする。この場合概ね次の事項を明示して要請するものとする。

ア 輸送区間及び借り上げ期間
イ 輸送人員又は輸送量
ウ 車両等の種類及び台数
エ 集合場所及び日時
オ その他必要な事項

4 緊急通行車両の取扱い(総務課)

災害対策基本法第 76 条第1項に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、別記第1号様式の緊急通行車両確認申出書を警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は宮津警察署長、府危機管理課に提出して、別記第2号様式の「標章」及び別記第3号様式の確認証明書の交付を受ける。

5 輸送施設・集積拠点等の指定(地域整備課)

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、次のとおり指定する。

ア 緊急輸送道路の指定

機能区分	路線名	指定区間	延長(km)
第2次	一般国道 178 号	一般国道 176 号交点～(主)香美久美浜線交点	85.1

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

ヘリコプター発着場所

名称	所在地	面積（㎡）	電話番号	ドクターヘリランデブーポイント
伊根中学校グラウンド	平田430	9,917	32-0049	
伊根小学校グラウンド	平田426	7,000	32-0019	
旧朝妻小学校グラウンド	大原85の1	6,357	32-0718	○
旧本庄中学校グラウンド	本庄上607	9,000	32-0718	○
本庄小学校グラウンド	本庄浜68	5,980	33-0701	○
桜が丘運動公園グラウンド	菅野423	11,375	33-0818	○
本庄漁港付近	蒲入1379の4	2,682	32-1000	○
伊根漁港大西漁具干場	日出10004番の13	2,325	32-1000	○
大原避難地	大原1684番の6	1,557	32-0501	○

漁港の現況

港名	所在地	接岸能力（ｔ）	水深（m）
伊根	伊根町字亀島	150	-7
新井	伊根町字新井	30	-3
泊	伊根町字泊	3	-2
浦島	伊根町字本庄浜	20	-3
本庄	伊根町字蒲入	100	-4

（2）集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、次のとおり指定する。ただし、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施設名	所在地	延床面積（㎡）
伊根町防災資材倉庫	伊根町字本坂584-2	128
伊根町本坂倉庫	伊根町字本坂584	1,274
伊根町本坂第二倉庫	伊根町字本坂584	84

6 災害救助法による輸送基準

本章第５節「災害救助法の適用計画」に示すとおり。

7 人員及び救助物資等の輸送

（1）人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として本町が実施する。

本町は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要がある認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

（2）救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、本町の協力を得て実施する。

（3）輸送機関等の協力

ＪＲ及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

別記第１号様式　　（Ａ４版）

<table>
<tr><td colspan="3">年　月　日
知事・公安委員会　殿
緊急通行車両確認申出書
申出者　住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊　急
連絡先</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

別記第２号様式

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記第３号様式

第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　㊞

公安委員会　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　）　局　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

第 22 節　交通対策計画

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

災害時における交通の安全を確保するための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報について、本町は関係機関と連携して対策を実施する。

1　交通規制対策（地域整備課）

平時より通行危険箇所を把握し、降雨量等により災害発生のおそれのあるときは、巡視を強化し、宮津警察署及び府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）と緊密に連携し、道路通行規制が必要と判断されるときは、通行注意（予備規制）及び通行止（交通規制）の措置を講ずる。

2　交通処理

（1）交通量の多い場合

ア　規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。

イ　運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。

ウ　道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。

エ　混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

オ　交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。

カ　運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。

キ　規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。

ク　被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。

ケ　避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

（2）交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「（1）交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

ア　警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

イ　情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。

ウ　自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

（3）標示及び航路標識の設置

ア　府警察本部の対策

（ア）災害対策基本法施行令第 32 条第１項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第５条第１項に規定する標示を設置して行う。

（イ）う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。

（ウ）「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

イ　第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3　交通情報の収集及び広報（地域整備課）

巡視の強化及び地元住民よりの情報収集により道路の被害状況を把握し、府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）等関係機関へ通報するとともに、直ちにその善後措置について関係機関と協議のうえ危険防止に必要な措置を講ずる。

〔府警察本部〕

（1）公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

（2）高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。

高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。

（3）公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。

（4）警察及び道路管理者は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。

（5）法第76条の3の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。

（6）警察は、（3）の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

（7）災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り（5）の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

（8）警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。

（9）警察及び道路管理者は、人命救助等の災害応急対策が概ね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

4　道路通行規制要領

各道路管理者は、下表の規制基準に基づき、関係機関と連携して、異常気象時（豪雨及び暴風）等における的確な道路通行規制の実施に努める。

本町における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量（台/12h）	規制基準			危険内容	う回路
		自 至	延長（km）		規制基準値（mm）		気象等観測所		
					通行注意	通行止			
					対象雨量	対象雨量			
一般国道178号	丹後	与謝郡伊根町長延 ～ 京丹後市丹後町袖志	7.0	2,081	100	150	伊根テレメータ	落石 土砂崩落	なし

加えて、道路利用者が道路通行規制を早期に把握できるよう、異常気象時の道路通行規制の事前情報等を提供する。

また、高速道路における道路通行規制について、道路管理者は警察と道路における安全の確保と一

般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行い、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

道路・交通の災害情報等の伝達系統

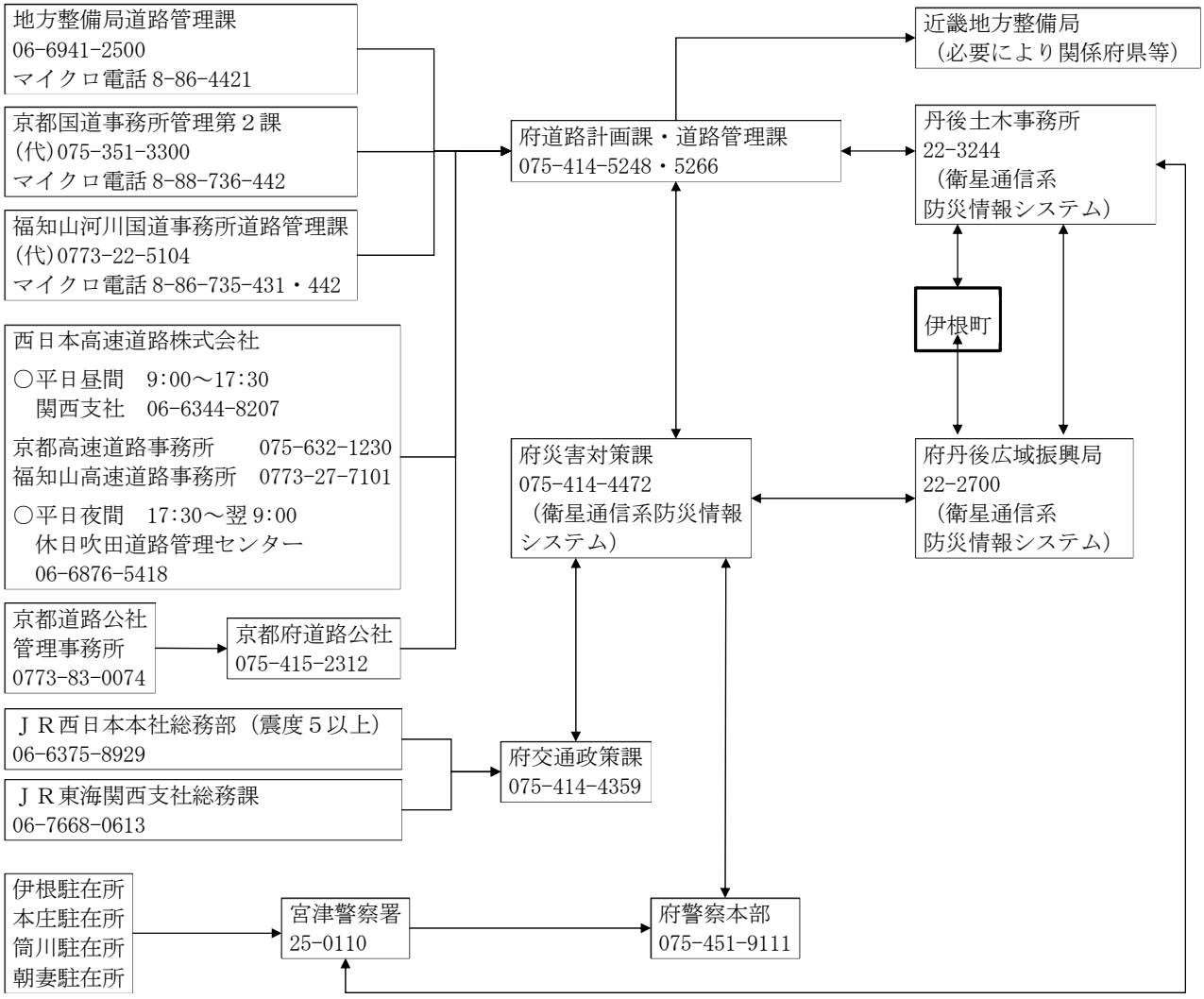

※１　災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

第 23 節　災害警備計画

災害警備活動は、国、府、警察、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、被災住民の安全確保に努める。

1　被災地の警備活動（総務課）

本町は、集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防、自主防災組織等と連携しながら、避難所や避難所等及び住民不在地域における防犯パトロールを行う。

〔警察〕

警察は、被災地において、以下の活動を行う。

（1）住民等の避難誘導
（2）被災者の救出救助
（3）被災地及び周辺地域における交通規制
（4）行方不明者の捜索
（5）遺体の検視、見分及びその身元確認
（6）遺族への対応
（7）被災地及び避難所等に対する警戒活動
（8）被災地等における犯罪の予防及び取締り
（9）住民等への広報
(10) その他必要な警察活動

第 24 節　道路除雪計画

除雪対策として、配置体制、路線の確保、除雪機械の配置など、住民の協力を得て迅速的確に除雪作業が実施できるよう除雪計画を定め、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図る。

1　除雪対策本部の設置（全部）

積雪が60cm以上となり、なお降雪が続くか、又は大雪のおそれが予想され道路交通に支障が生ずるおそれがあるときは、本町は「伊根町除雪対策本部」を設置し、道路除雪、なだれ防止及び応急措置等について必要な対策を実施する。除雪対策本部は、総務課、企画観光課、地域整備課、住民生活課、保健福祉課、教育委員会で構成するものとする。ただし、累年にない豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

なお、平時の道路除雪については、地域整備課が当たり、道路の除雪は道路上の積雪が10cm以上の場合に実施する。

2　府及び隣接市町との連絡（地域整備課）

主要道路を確保するため、地域整備課は府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）及び宮津市、京丹後市と密接に連携し、計画的に道路除雪を実施する。

3　町道除雪の実施方法（地域整備課）

除雪業者一覧

名称	住所	名称	住所
株式会社　井長組	宮津市字大島	丸谷建設　株式会社	伊根町字本庄上
有限会社　奥野興業	伊根町字本坂	有限会社　三冨建設	宮津市字日置
株式会社　上辻工業	伊根町字菅野	宮津地方森林組合	宮津市字須津
有限会社　藤原工業	宮津市字惣	宋徳建設　株式会社	宮津市字鶴賀

路線別除雪対象区間延長

路線番号	路線名	除雪延長	路線番号	路線名	除雪延長
1	亀島本庄浜線	10.82	3027	辻道線	0.17
2	亀島奥ヶ谷線	0.05	3028	本庄小学校線	0.03
3	大原新井線	0.50	3029	本庄宇治線	0.20
4	下地線	0.25	3030	本庄宇治浦島線	0.05
5	下地宮ノ前線	0.10	3031	本庄宇治本庄浜線	0.09
6	六万部泊線	0.40	3032	浦島港線	0.52
8	本庄上野村線	2.81	3034	茶円門前線	0.12
9	滝根福之内線	0.68	3037	本庄浜線	0.11
101	畑谷峠線	1.27	3040	成線	0.24
102	峠宮ノ前線	0.45	3042	湯之山線	0.31
103	峠越山線	0.39	3043	菅野家廻り線	0.38
104	本庄診療所線	0.34	3044	菅野薮田線	0.15
105	長延野村線	2.36	3045	菅野寺領線	0.24
106	滝根越山線	0.76	3046	本坂線	0.28
107	本庄宇治蒲入線	1.16	3049	野村朴丸線	0.29
108	日出大島線	0.81	3051	河来見線	0.08
109	日出平田線	2.25	3052	河来見薦池線	0.08
3002	伊根養老線	0.20	3053	朴丸薦池線	1.41
3003	今谷線	0.07	3054	寺領線	0.51
3007	井室線	0.02	3056	平田亀島線	0.97

路線番号	路線名	除雪延長	路線番号	路線名	除雪延長
3009	新井大浦線	1.83	3057	津母宮ノ前線	0.36
3012	新井臨港線	0.70	3058	野尻本坂線	0.78
3013	新井上線	0.13	3059	野村線	0.33
3014	山ノ口大谷線	0.44	3060	下地中線	0.14
3016	津母線	0.18	3061	平礁線	0.19
3019	野尻線	0.18	3063	平田団地線	0.07
3020	向井線	0.32	3064	野室線	0.35
3021	殿村今田線	0.62	3065	野室東山線	0.08
3022	殿村線	0.13	3066	野室堂ノ前線	0.11
3023	夏梨線	0.19	3067	長延上地線	0.36
3025	今田大成線	0.07	3068	平田大原線	0.19
3026	今田滝山線	0.25			

※1　その他の路線については、道路の幅員、橋梁の強度、積雪深度等を勘案の上、地域整備課長において計画実施する。

※2　緊急を要し、常備機械では除雪が困難であり大災害の発生のおそれがある場合は、大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書に基づき、伊根町建設業協会及び宮津地方森林組合に動員を求める。

伊根町建設業協会一覧

株式会社　井長組	有限会社　藤原工業
有限会社　三冨建設	丸谷建設　株式会社
宋徳建設　株式会社	株式会社　上辻工業

町保有の除雪車

所有者	規格（t）	機種	機種名	設備	備考
伊根町	8	除雪ドーザ	TCM　L13 J	ﾏﾙﾁﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 S20
伊根町	5	除雪ドーザ	LX50-7	ｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 H21
伊根町	8	除雪ドーザ	TCM　L13 J	ﾏﾙﾁﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 H23
伊根町	8	除雪ドーザ	TCM　L13 J	ｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 S19
伊根町	5	ドーザ	ZW80	バケット	伊根町機械 H31
伊根町	5	除雪ドーザ	ZW80	ｱﾝｸﾞﾙﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 H27
伊根町	8	除雪ドーザ	CAT910K	ﾏﾙﾁﾌﾟﾗｳ付き	伊根町機械 H28

4　消防団の出動と住民の除雪（地域整備課、総務課、保健福祉課）

（1）緊急に除雪を行うため必要があるときは、地域整備課は、総務課を通じ消防団長及び各区長に連絡し、消防団の出動、住民の協力を要請する。

（2）除雪ドーザの除雪不能路線における地元住民の除雪労力に対しては、予算の範囲内において手当を支給する。

（3）自力での除雪が困難な高齢者家庭における雪害事故の防止を図るために、関係区長、民生委員及び本町で協議を行い、消防団に出動要請を行う。

第 25 節　危険物等応急対策計画

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあっては、府地域防災計画石油類流出事故対策計画編など、関連する他の通信情報連絡活動計画、災害広報計画、消防計画、海難対策計画、被災者救出計画、災害警備計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

本町は、危険物施設等が被害を受けた場合、関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため、必要な措置を講ずる。（総務課）

〔府〕

1　危険物製造所等応急措置計画

（1）危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

（2）災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

ア　消防機関への通報
イ　危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
ウ　付近住民等に対する広報活動
エ　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
オ　避難誘導及び群衆整理
カ　負傷者の救助、応急手当て及び搬送
キ　危険物火災の特性に応じた消防活動
ク　危険物の除去

2　火薬類保管施設応急措置計画

（1）火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。

（2）（1）の場合において、火薬類を移動させる暇がない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。

（3）災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

ア　在置火薬類に関する情報収集
イ　消火活動
ウ　注水その他の延焼防止活動
エ　負傷者の救助、応急手当及び搬送
オ　警戒区域の設定及び交通規制
カ　飛散火薬類等の検索回収
キ　二次爆発の防止措置

（4）災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

3　高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

（1）災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

（2）爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

ア　京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
イ　高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
ウ　ガス漏えい状況及び流動範囲の確認

エ　漏えい防止作業
オ　注水及び消火活動
カ　付近住民等に対する広報活動
キ　立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
ク　避難誘導及び群衆整理
ケ　負傷者の救助、応急手当及び搬送
コ　応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
サ　引火性、発火性又は爆発性物質の移動

（3）毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
ア　施設の管理者等に対する除害措置の指示
イ　付近住民等に対する中毒防止方法の広報
ウ　防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

4　毒物劇物保管施設措置計画

（1）応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第17条）

（2）緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

5　原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

（1）放射線量の測定
（2）危険区域の設定と立入禁止制限
（3）危険区域内住民の退避措置
（4）被ばく者等の救出、救護
（5）交通規制と群衆整理
（6）人心安定のための広報活動
（7）その他災害の状況に応じた必要な措置

第 26 節　通信・放送施設応急対策計画

1　通信施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本町はＮＴＴ西日本株式会社京都支店、携帯電話通信各社の行う応急対策に協力する。

〔ＮＴＴ西日本株式会社京都支店、携帯電話通信各社〕

（1）設備及び回線の応急復旧措置

ア　電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、ＮＴＴ西日本株式会社災害対策規定、その他携帯電話通信各社の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

イ　回線の復旧順位は次のとおりとする。

第１順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの（ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。）

ウ　必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

エ　大雪時における優先復旧等については府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

（2）営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法により速やかに業務の開始を図るものとする。

（3）府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

2　放送施設応急対策計画

災害時放送施設に支障のあるときはあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。放送機が全て故障し、又放送所が使用不能に陥ったときは臨機の措置をとる等の応急対策を実施する。本町は、これら各放送局の計画に協力する。

（1）放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

ア　臨時放送所の確保

イ　臨時演奏所の借用

ウ　臨時現像所の開設

（2）中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。

ア　無線中継の実施

イ　非常用番組の送信

ウ　ＮＴＴ西日本株式会社への回復要請

エ　株式会社ＮＴＴドコモ関係への回復要請

第27節　電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

1　行政機関応急対策計画

（1）電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。

また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

（2）ガスについては、災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等の把握に努めるとともにガスの供給の確保及び復旧支援に努める。

2　電気施設応急対策計画

本町は、関西電力送配電株式会社が実施する応急復旧作業に協力し、速やかな電気の供給確保を図る。

〔関西電力送配電株式会社〕

（1）計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

また、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和３年11月29日）」及び関西電力送配電株式会社と締結した「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和４年６月 20 日）に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、府と連携を図りながら、対応していく。

（2）計画の内容

ア　非常災害前の対策

（ア）設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発変電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

（イ）工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

（ウ）人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて他電力会社等との相互協力体制を確立する。

イ　非常災害発生時の対策

（ア）危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（イ）被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

（ウ）府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを町災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は町災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

（エ）関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

（オ）被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和３年 11 月 29 日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、本町及び府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮する。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

ウ　復旧応援被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧に当たる。

エ　その他大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については府が作成した「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

3　ガス施設応急対策計画

本町は、ガス漏れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための京都府ＬＰガス協会宮津与謝支部の行う応急対策に協力する。また、ガス漏れ等の事故についての通報及び広報を行う。

〔ガス事業者、警察・消防機関等〕

（１）基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

（２）応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア　情報の収集伝達及び報告

（ア）地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ａ　地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

ｂ　気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

ｃ　通信連絡

（ａ）災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

（ｂ）事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

（ｃ）対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ｄ　被害状況の収集、報告

ガス会社の管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

イ　応急対策要員の確保

（ア）災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

（イ）震度５弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

（ウ）大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（３）災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、ガス会社の顧客及び一般住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

（4）府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部から要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

（5）危険防止対策

ア 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

（ア）地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

（イ）ＳＩ値 60 カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

ＳＩ値 30 カイン相当以上、60 カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

（ウ）ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

（6）応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

4 ガス施設事故応急対策計画

（1）計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス漏れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第３項のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

（2）事故発生の応急措置

ア 発見者の通報

ガス施設のガス漏れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者若しくは警察、消防機関又は本町に通報するものとする。

イ 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報を受けた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

ウ 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス漏れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示（緊急）及び広報等を行うものとする。

エ 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

（3）災害状況の通報連絡

府・本町・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

ア　災害の発生を覚知したとき
イ　災害の状況を把握したとき
ウ　災害の応急措置に着手したとき
エ　災害の応急措置が完了したとき

（4）事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

5　上下水道施設応急対策計画

（1）水道施設

ア　被害状況の収集及び伝達

水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

イ　応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、又浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

なお、復旧に当たっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

必要があるときは、関係機関・事業者との間で復旧順位を調整することがある。

ウ　支援要請等水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

エ　災害広報

水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

（2）下水道施設（漁業集落排水施設）

ア　被害状況の収集及び伝達

下水道管理者は、災害の発生時に、管きょ、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

イ　応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管きょ及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

なお、復旧に当たっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

必要があるときは、関係機関・事業者との間で復旧順位を調整することがある。

ウ　支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

エ　災害広報

下水道管理者は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

（3）工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「（1）水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第 28 節　農林水産関係応急対策計画

各種災害に対して、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、京都府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、京都府農林水産部、ＪＡ京都等との連携により、雪害及び寒干害対策、晩霜と低温障害対策、春季高温障害対策、春季長雨障害対策、ひょう害対策、長梅雨及び水害対策、夏季低温及び日照不足対策、風水害対策の他、次の対策を実施する。

1　農林水産施設等応急対策計画（地域整備課）

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林水産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農水産物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

（1）計画の方針

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

（2）農地、農業用施設

ア　農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、農業水利団体は施設及び農地の被害状況を本町及び広域振興局を経由して速やかに報告することとする。なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。

イ　出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

ウ　管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ　近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。

（ア）機械の種類

排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等

（イ）貸付対象

災害時における応急排水や用水確保を行うもの

（ウ）機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

〔京都農業協同組合、京都府漁業協同組合〕

ア　本町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農水産業者に対する講習会等の実施により、農水産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

イ　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

〔住民〕

ア　本町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協・漁協等の指導に基づき、農水産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

（3）林業用施設

ア　林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。

イ　被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。

ウ　施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

〔近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所〕

ア　国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに二次災害等の防止に努める。

イ　本町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに本町、府に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

〔住民〕

本町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

（4）畜産施設

ア　風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。

イ　家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。

ウ　被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

（5）漁業用施設

ア　漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。

イ　被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶおそれがあるときは、立入禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。

ウ　施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

（6）治山施設

ア　風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

イ　被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。

ウ　被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第29節　労務供給計画

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

1　実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

2　労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

（1）被災者の避難
（2）医療及び助産
（3）被災者の救出
（4）飲料水の供給
（5）行方不明者の捜索
（6）死体の処理
（7）救援物資の整理、輸送及び配分
（8）その他災害応急対策に必要な業務

3　労働者確保の方法

（1）本町は、災害の状況を把握し、各課長からの要請に基づいて、労働者の雇用を必要とする場合は、府を通じて職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。
（2）労働者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等の労働条件を明確にした書類により要請する。
（3）本町は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ、待機場所において労働者を受入れる。
（4）本町は、本町の状況を熟知し、行政運営を理解している行政職経験者に対して、可能な範囲で協力を要請する。

4　費用の負担

（1）労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。
（2）労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第 30 節　自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、天災地変その他の災害に際し、住民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその要請手続等を定める。

自然災害その他の災害に際し住民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

1　災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣は災害の様相等から次の４つの派遣方法がある。

（１）知事が天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合

（２）天災地変その他の災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合

（３）天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長。以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ　その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待つ暇がないと認められること。

（４）庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

2　災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

（１）災害発生前の活動

ア　偵察班及び連絡班の派遣

（ア）偵察班

第７普通科連隊長及び第４施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

（イ）連絡班

ａ　災害の発生のおそれのある状況の悪化にともない、知事の要請又は第７普通科連隊長及び第４施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

ｂ　府庁における通信連絡の責任は、第７普通科連隊長とする。

（２）出動準備態勢への移行

ア　駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

イ　部隊の態勢情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

（3）海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし、適切な共同行動ができるよう準備する。

（4）災害発生後の活動

ア　被害状況の把握

（ア）気象庁、他部隊等から震度５弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

（イ）知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

イ　避難の援助

避難指示等避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ　遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

エ　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

オ　消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ　道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

ケ　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

（5）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

町長又は町長の職権を行う本町の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を町長又は警察署長に通知しなければならない。

ア　災害対策基本法第 63 条第３項の規定による「警戒区域の設定等」

イ　災害対策基本法第 64 条第８項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」

ウ　災害対策基本法第 65 条第３項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」

エ　災害対策基本法第 76 条の３第３項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」

オ　警察官職務執行法第４条の規定による「避難等」

カ　警察官職務執行法第６条第１項の規定による「立入り」

キ　道路法第 24 条の規定による「損壊道路の応急的に補修」

3 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

（1）知事の派遣要請

ア 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

（ア）町長から府丹後広域振興局長を通じて派遣要請の要求があった場合

（イ）指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合

（ウ）知事が自らの判断で派遣を要請する場合

イ 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

（2）町長の知事への派遣要請の要求

ア 災害派遣の対象となる事態が発生し、町長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の（3）に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって府丹後広域振興局長を通じて知事に派遣要請を要求する。

町長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

イ 町長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び本町に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

（3）派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

ア 災害の情況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

（4）町長は、災害派遣を受けようとするときは、次の事項を確立する。

ア 宿泊所等の準備

イ 連絡職員の指名

ウ 作業計画の樹立

エ 部隊集結地の確保

オ ヘリポート、駐車場等の確保

カ ＮＴＴ回線の利用（使用可能時）

（5）災害派遣要請等のあて先

ア 知事が要請する場合（（1）の場合）

（ア）陸上自衛隊第７普通科連隊長第７普通科連隊 第３科

所在地 福知山市字天田無番地

電話番号

	番号
ＮＴＴ回線	0773-22-4141（内線235、299） FAX0773-22-4141（内線299）
衛星通信系 防災情報システム	衛星7-835-8102 衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8102 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100

（イ）海上自衛隊舞鶴地方総監部

所在地 舞鶴市字余部下1190

電話番号

	番号
ＮＴＴ回線	0773-62-2250（内線2222） FAX0773-64-3609

イ　町長が直接自衛隊に通知する場合（（２）の場合）

町長は、(ア)、(イ）のうちいずれかの部隊長に通知する。

（ア）陸上自衛隊第７普通科連隊長

所在地　福知山市字天田無番地

電話番号

	番号
ＮＴＴ回線	0773-22-4141（内線235、299） FAX0773-22-4141（内線299）
衛星通信系防災情報システム	衛星7-835-8102 衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8102 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100

（イ）海上自衛隊舞鶴地方総監部

所在地　舞鶴市字余部下1190

電話番号

	番号
ＮＴＴ回線	0773-62-2250（内線2222） FAX0773-64-3609

（６）自衛隊との連絡

ア　情報の交換

府は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

イ　連絡所の設置

府は自衛隊災害派遣業務を調整し、又迅速化を図るため、通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

ウ　指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため、自衛隊と府の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

（７）派遣部隊の誘導

ア　府は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は、要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

イ　被災現地の派遣部隊及び本町その他関係機関との連絡調整は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

（８）災害派遣部隊の受入れ体制

ア　災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

イ　被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

ウ　他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

エ　作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては本町等

において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

オ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として本町が負担するものとして、本町において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

（ア）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料

（イ）（ア）に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

（9）災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

4 ヘリポートの位置等

（1）発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

（2）発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

ア ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

イ ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積

	a	b	c
機種 / 同時発着機数	中型機（UH－1J）	中型機（UH－60JA等）	大型機（CH－47）
4機	50m×150m	70m×200m	300m×300m

※ 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、又それぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

（3）ヘリポートでの留意事項

ア 関係者以外の立入を制限する。

イ 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）

ウ 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）

エ 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）

（吹流しの基準:長さ2m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）

オ ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさで石灰等で標示）

カ ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。

キ 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。

※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

（4）患者空輸調整に当たっての留意事項

ア 患者の状況

（ア）氏名・生年月日（年齢）・住所・血液型

（イ）患者の病状（経過）

（ウ）空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）

（エ）空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況

イ ヘリポート位置及びヘリポートから病院・診療所までの輸送の調整

ウ 現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）

エ 医師、看護師及び付き添い等の状況

氏名・生年月日（年齢）・住所・血液型

（５）空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

ア　事前の準備

（ア）府の要請により消火薬剤を使用する場合、薬剤の準備は、府側が実施する。

（イ）空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。

イ　空中消火基地選定上の条件

（ア）付近に水源又は代替水源を確保できる場所

（イ）病院・診療所、授業中の学校の近傍を避ける。

（ウ）道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。

（エ）ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。

（オ）要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び標示要領

<table>
<tr><th colspan="2">区分＼条件</th><th>標　準</th><th>応急（標準の着陸帯が確保できない昼間の場合）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">発着場基準</td><td>中型機
（UH－1J）</td><td> 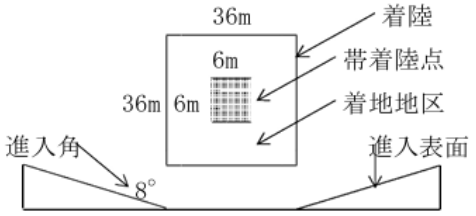
</td><td> 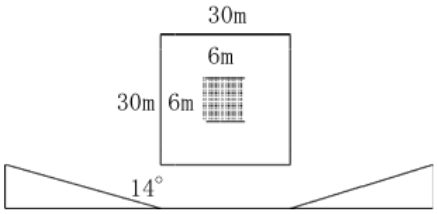
</td></tr>
<tr><td>中型機
（UH-60JA等）</td><td> 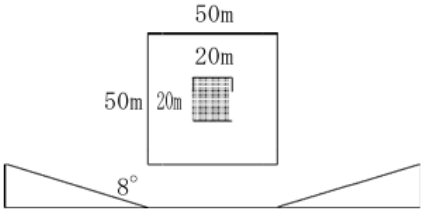
</td><td> 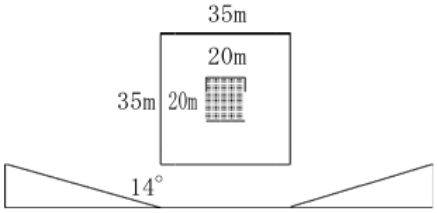
</td></tr>
<tr><td>大型機
（CH-47）</td><td> 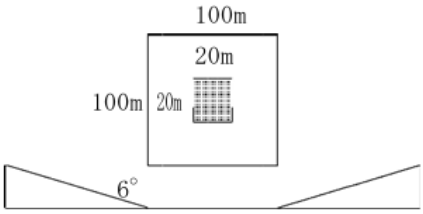
</td><td> 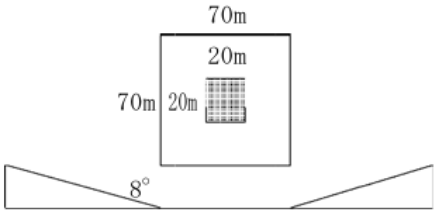
</td></tr>
<tr><td colspan="2">標示要領</td><td colspan="2"> 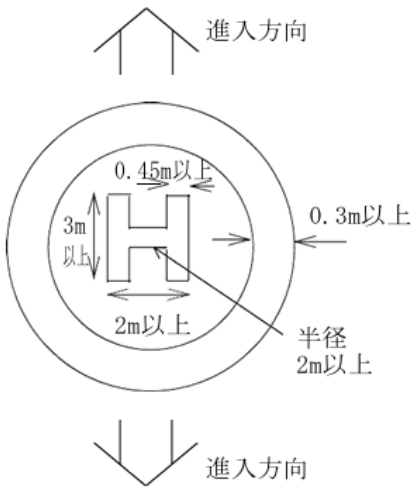

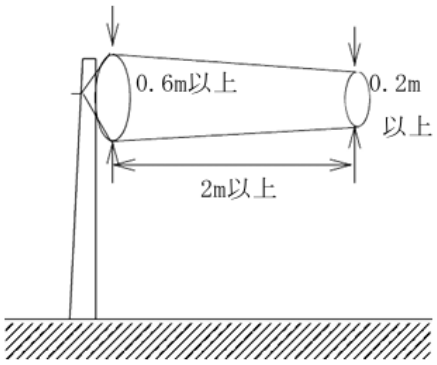

注：緊急時は石灰、布等の表示
又は左右に限ってパイロットに
知らせる処置をする。</td></tr>
</table>

第 31 節　職員派遣要請計画

大災害が発生した場合、被害が拡大し、本町単独では対処することが困難な事態が予想されるため、必要に応じて災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣の要請又はあっせんをし、円滑な応急対策活動を実施する。

1　要請手続等（町長）

（1）職員の派遣要請をするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

（2）職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、町長は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、職員の派遣のあっせんは町長が知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

2　派遣職員の身分取扱（総務課）

（1）派遣職員の身分取扱は、原則として本町及び派遣側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則の適用があるものとする。ただし、この場合双方の規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、本町はその派遣職員を定数外職員とする。

（2）派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第 32 条第２項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

（3）派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。

（4）派遣職員の服務は町の規定を適用する。

3　被災市町村への職員の派遣（総務課）

本町は、被災市町村への職員の派遣要請を受けた場合、正当な理由がない限り、職員の派遣を行わなければならない。

（1）他の被災市町村から応援を求められた場合（災害対策基本法第 67 条）

（2）府知事から、府内の被災市町村への応援を求められた場合（災害対策基本法第 72 条）

（3）府知事から他の都道府県の被災市町村への応援を求められた場合（災害対策基本法第 74 条の２）

第32節 義援金品受付配分計画

災害時には、多くの義援金品の送付が予想される。このため、寄せられた義援金品を公正・適正に被災者に配分するために、本町は、日本赤十字社京都府支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、募集、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金品の受付（出納室）

（1）受付機関

ア 伊根町内に災害が発生した場合

本町（出納室）が、一括して受け付ける。

イ 伊根町以外の府内あるいは、他府県に災害が発生した場合

（ア）伊根町役場保健福祉課

（イ）伊根町社会福祉協議会

（ウ）京都府健康福祉部

（エ）府内広域振興局企画総務部又は健康福祉部

（オ）日本赤十字社京都府支部

（カ）京都府社会福祉協議会

ただし、災害等の状況によっては、臨時に他の機関でも受け付ける。

（2）受付要領

ア 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。

イ 義援金品は、特に被災地あるいは、被災者を指定しないものとする。

ウ 義援品で、腐敗変質するおそれのあるものは受け付けない。

エ 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

2 義援金品の配分（出納室）

（1）配分基準

義援金については、日本赤十字社京都府支部を中心に支援団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会が設置され、同委員会が義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。

義援物資については、府が被災地の状況を把握し、配分を調整し、定められた配分基準に基づいて、町長等受入機関あてに送金する。

配分に当たっては、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

また、その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速かつ公平な配分に努めるものとする。

3 義援金品の保管（出納室）

寄附を受けた義援金品については、その配分が決定し被災地区あるいは、被災者に分配されるまでの間、出納係がその保管を行うものとする。

（1）義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付けるものとする。

（2）義援金品は、適正に保管するものとする。

義援金品配分決定の流れ

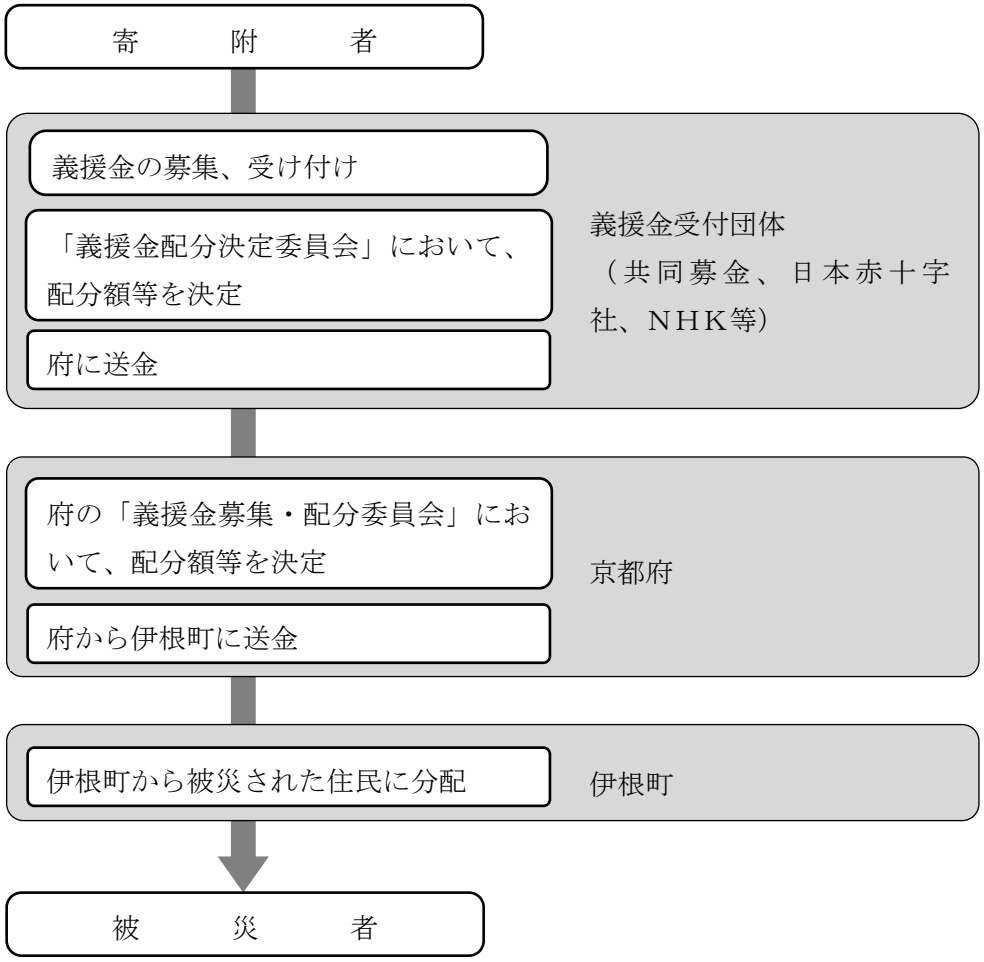

第 33 節　社会福祉施設応急対策計画

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

1　災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

2　防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

3　避難措置等

（1）災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努める。

（2）通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難所等としての活用に努める。

4　防災関係機関との連携

施設長は、本町への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努める。

5　非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

6　施設の復旧

（1）町営の施設

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画に当たる。

（2）私営の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行う。

（3）応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者、利用者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をする。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図る。

（4）保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

7　補助金及び融資

施設整備の促進に向けて、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、財団法人ＪＫＡ臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金、独立行政法人福祉医療機構が行う融資、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資の各種制度の紹介、利用促進に努める。

（1）補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

公益財団法人ＪＫＡ臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

（2）融資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第 34 節　航空機事故対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、本町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

1　遭難機の捜索活動及び情報通信連絡（総務課）

航空機の遭難事故が発生した場合は本町や消防機関、警察等を通じて府に対し通報する。災害発生時の連絡系統は、次のとおりである。

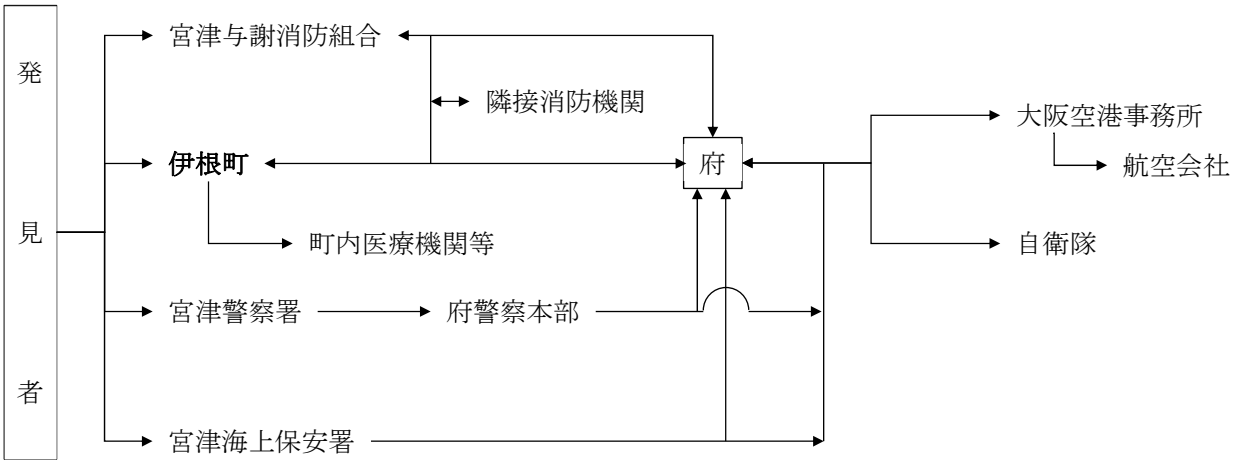

2　救急医療、救助（住民生活課）

本町は、町内医療機関、消防機関、警察、自衛隊等と協力して、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うために次の措置を講ずる。

（1）医師及び看護師の派遣
（2）医療器材及び医薬品の輸送
（3）負傷者の救助
（4）現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

3　消防活動（総務課）

（1）航空機災害により火災が発生した場合、宮津与謝消防組合は、消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全を図り、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
（2）災害の規模等が大きく、本町では対処できないと思われる場合は、隣接消防機関に応援を求める。

4　広報活動（企画観光課）

災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車等により住民、旅客及び送迎者等に対し、次の事項について広報を行う。

（1）本町及び関係機関の実施する応急対策の概要
（2）避難指示等避難情報及び避難先の指示
（3）旅客及び乗務員の住所、氏名
（4）住民等への協力依頼
（5）その他必要な事項

5　交通規制（地域整備課）

（1）災害が発生した場合、災害地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行い輸送力の確保に努める。

（2）道路の通行の禁止又は制限を実施したときは、その旨を交通関係者並びに住民に広報し理解を求める。

6　その他（総務課）

（1）救助物資の輸送

本町は、府及び航空関係機関と相互に連絡調整を行い、被災者に必要な物資を速やかに確保し輸送する。

（2）応急復旧用資機材の確保

本町は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

第 35 節　高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

1　実施責任者

災害時における要配慮者に係る対策は、本町及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。本町は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。また、必要に応じて府、隣接市町等へ応援を要請する。

2　災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等（保健福祉課）

（1）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本町は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、町地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やＮＰＯ・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

（2）在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

（3）災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、本町から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、本町へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

3　高齢者に係る対策（保健福祉課）

（1）高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、本町は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

（2）本町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

（3）本町は、府との連携のもとに、町内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

（4）高齢者の健康管理には特に留意することとし、本町は府と連携し、本章第９節「避難等に関する計画」の避難者健康対策により対策を講ずる。

（5）本町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

4　障がい者に係る対策（保健福祉課）

（1）本町は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ＦＡＸ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

（2）本町は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

（3）本町は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
（4）本町は、府との連携のもとに、町内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
　また、重度障がい者については、府内及び近隣府県の障がい者福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
（5）障がい者の健康管理には特に留意することとし、本町は府と連携し、本章第9節「避難等に関する計画」の避難者健康対策により対策を講ずる。
（6）本町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

5　乳幼児等に係る対策（保健福祉課）
（1）本町は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
（2）本町は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
　要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
　児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
（3）府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

6　妊産婦に係る対策
（1）本町は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
（2）本町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
（3）妊産婦の健康管理には特に留意することとし、本町は府と連携し、本章第9節「避難等に関する計画」の避難者健康対策により対策を講ずる。
（4）助産を実施する場合は、本章「第15節　医療助産計画」により対策を講じる。

7　外国人に係る対策
（1）日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、本町は、ホームページや電子メール、ＳＮＳ等様々な媒体を活用し、多言語ややさしい日本語による情報提供に努める。
（2）本町は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
（3）本町は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
（4）本町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第36節　環境保全に関する計画

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

1　環境影響の応急及び拡大防止措置（総務課）

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、本町は次の措置をとる。

（1）関係防災機関等へ通報する。

（2）住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

（3）その他、府の行う施策に協力する。

環境影響の応急及び拡大防止措置

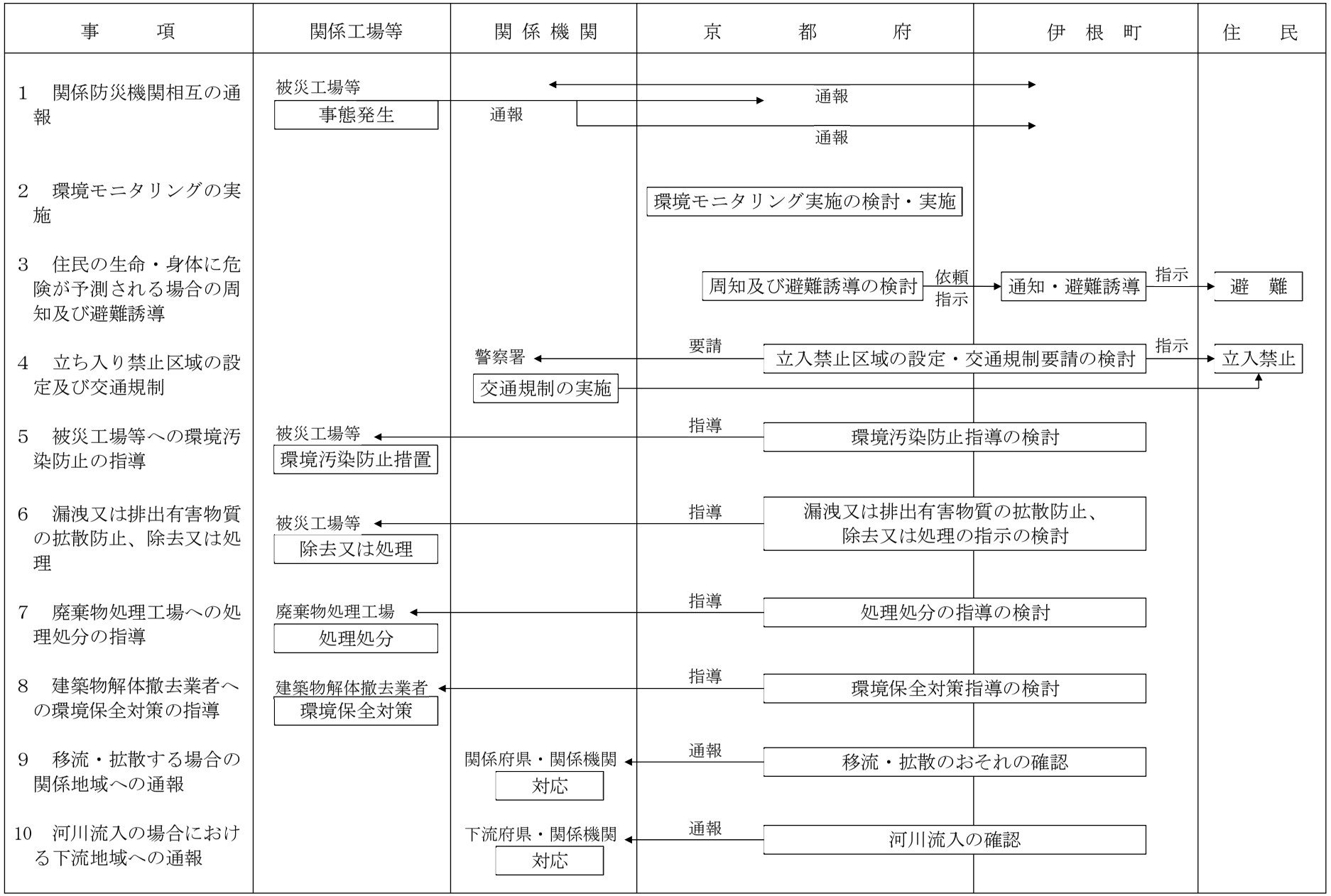

第37節　ボランティア受入計画

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、本町及び府は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

また、伊根町受援マニュアルの「第５章　受援対象業務」に基づき、対策を実施する。

1　専門ボランティアの受入れ（保健福祉課）

（1）町災害対策本部の要請等

ア　災害発生時に、町災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動を必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。

イ　応援の要請に当たっては、各協定に基づき、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

ウ　本町及び府災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、応援活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。

エ　本町及び府災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

（2）登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を町災害対策本部に報告する。

（3）京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

ア　町災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

イ　本町は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できる宿泊施設、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防団員ＯＢ
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生委員・児童委員
広報	外国語通訳者、点字通訳者、手話通訳者、 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救急救命士
二次災害の防止	地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士 斜面判定士、防災士、危険物取扱者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士

	保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

2 一般ボランティアの受付及びコーディネート

（1）組織

ア 伊根町災害ボランティアセンター

伊根町社会福祉協議会と町が伊根町災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）の設置についての協定を締結している。町センターは、伊根町社会福祉協議会が主体となり、町と協議して設置する。

イ 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など町センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、町センターの活動を支援する。

ウ 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

（2）機能

ア ボランティアコーディネーター等の派遣

京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム（先遣隊）を派遣するとともに、町センター、現地対策本部及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

イ 受付及びコーディネート

（ア）ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、町センター等が行う。

（イ）町センターに配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握したうえで、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

（3）情報収集・情報提供

ア 町センターは、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。

イ 京都府災害ボランティアセンターは、町センターからボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。

ウ 町センターは、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。

エ 本町は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。

（4）活動資材等の調整・提供

ア 京都府災害ボランティアセンターは、町センターでの活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

3 一般ボランティアに対する支援

（1）本町及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できる宿泊施設、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（2）災害ボランティア等、災害応急対策活動への協力者の事故に備え、本町はその登録された活動員を、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」に加入させ、その周知を図る。

第 38 節　文化財等の応急対策計画

災害によって文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

1　応急措置（教育委員会）

（1）被害が小さいときは、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

（2）被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

（3）被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

（4）美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

（5）被害の大小にかかわらず応急措置を施した場合は、京都府教育委員会文化財保護課へ連絡、報告する。

第 39 節　社会秩序の維持に関する計画

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

1　関係機関の緊密な情報交換

本町、府をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2　本町及び府の活動

（1）本町及び府は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かり易い情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

（2）本町及び府は、生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、業界団体や販売業者に対して必要な要請、指導に努める。

3　警察の活動

（1）警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

（2）警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、本町、府、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

4　海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

（2）警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第 40 節　広域一時滞在計画

大規模災害発生時における広域での被災者の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災者の受入れに係る手続を定める。

1　府内における広域一時滞在

（1）広域一時滞在を行う必要がある場合

本町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

本町は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）、その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（2）広域一時滞在の協議を受けた場合

本町は、府内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

2　府外における広域一時滞在

（1）広域一時滞在を行う必要がある場合

本町は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

（2）広域一時滞在の協議を受けた場合

本町は、府から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

3　被災住民に対する情報提供と支援

被災市町村は、広域一時滞在を受入れた本町の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

本町は、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第３章　災害復旧計画

第１節　生活確保対策計画

災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起更生するよう、被災者に対し租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保する。

１　租税の徴収猶予及び減免等に関する計画（住民生活課）

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

（１）期限の延長

納税者が、災害により申告、申請、請求その他書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、町長は、当該期限の延長を認める。（地方税法第 20 条の５の２、町税条例第 18 条の２第１項、第２項、第３項、第４項及び第５項）

（２）徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者が、その財産について災害を受けた場合において、その地方公共団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、町長は１年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。（地方税法第 15 条）

（３）減免

町長は、災害の場合、その被害の実情に応じて住民税等の減免措置を速やかに講ずる。（地方税法各条）

２　融資計画（総務課）

町長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対する生業資金等を貸付けるため、次の資金等の導入に努める。

（１）災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸与

ア　貸付対象者

府のいずれかの区域に災害救助法第２条第１項が適用された災害（自然災害に限る。）により、次の被害を受けた世帯の世帯主

（ア）世帯主が１か月以上の負傷を負った世帯

（イ）住居又は家財の価額の１／３以上の損害を受けた世帯

イ　貸付限度額

世帯主の負傷	1,500,000 円
世帯主の負傷と家財の損害	2,500,000 円
世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000 円
世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000 円
家財の損害	1,500,000 円
住居の半壊	1,700,000 円
住居の全壊	2,500,000 円
住居の全体の滅失	3,500,000 円

ウ　貸付条件

償還期間　　10 年（うち据置期間３年）
償還方法　　年賦、半年賦又は月賦
利　　息　　年３％（据置期間中は無利子）
連帯保証人　　１人以上
所得制限　　世帯の前年の住民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯
１人世帯 2,200,000 円　　２人世帯 4,300,000 円
３人世帯 6,200,000 円　　４人世帯 7,300,000 円
５人以上の世帯　１人増すごとに 7,300,000 円に 300,000 円を加算した額
ただし、住居が滅失した場合については、12,700,000 円

エ　実施主体

本町

オ　費用の負担区分

府は、本町が被災者に貸与した額の 10／10 の額を本町に無利子で貸与し、国はその２／３の額を府に無利子で貸与

（２）生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、伊根町社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

なお、この貸付事業についての指導と財源補助については府知事が行う。

ア　対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯

イ　貸付金額

生活福祉資金（災害援護資金）　1,500,000 円以内

生活福祉資金（住宅資金）　2,500,000 円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

ウ　貸付条件

（ア）償還期間　７年以内

（イ）据置期間　３か月以内（状況に応じて２年以内）

（ウ）利子

a　据置期間　無利子

b　据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合　無利子

立てない場合　年 1.5％

エ　申請期間

被災日の属する月の翌月１日から起算して６か月以内

（３）母子父子寡婦福祉資金貸付金の緊急貸付

被災母子父子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として２年を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

（４）「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

ア　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

（ア）１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）府内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（エ）災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

イ　支給額

（ア）主たる生計維持者の死亡

１人当たり　5,000,000 円

（イ）その他の者の死亡

１人当たり　2,500,000 円

ウ　実施主体

本町

エ　費用の負担区分

国２／４　府１／４　本町１／４

（５）「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

ア　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により「災害弔慰金の支給等に関する法律　別表」に掲げる程度の障害がある者

（ア）１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害

（イ）府内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

（ウ）府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（エ）災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害

イ　支給額

（ア）生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合　2,500,000 円

（イ）その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合　1,250,000 円

ウ　実施主体

本町

エ　費用の負担区分

国２／４　　府１／４　　本町１／４

（６）被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

ア　対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

（ア）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害

（イ）10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における災害

（ウ）100 以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における災害

（エ）（ア）又は（イ）の市区町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）における災害

（オ）（ア）～（ウ）の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）における災害

（カ）（ア）若しくは（イ）の市区町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）における災害、若しくは２世帯以上の住宅被害が発生した市区町村（人口５万人未満に限る）における災害。

イ　対象世帯

（ア）アの対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯

（イ）アの対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（ウ）アの対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続した世帯

ウ　支援金の支給額

次の（ア）＋（イ）の合計を支給

（ア）基礎支援金

ａ　全壊世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

ｂ　大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

（イ）加算支援金

ａ　全壊世帯、大規模半壊世帯

（ａ）住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）

（ｂ）住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

（ｃ）住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

ｂ　中規模半壊世帯

（ａ）住宅を建設又は購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

（ｂ）住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

（ｃ）住宅を賃借する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）

エ　支援金の支給申請

申請窓口　本町

申請時の添付書面　①基礎支援金：り災証明書、住民票　等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 か月以内

②加算支援金：災害発生日から 37 か月以内

オ　基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

（７）大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

ア　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、本町は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

イ　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

３　金融措置計画

災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

（１）近畿財務局京都財務事務所の措置

ア　現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

（ア）対象金融機関等

a　預貯金取扱金融機関

主要行等（※）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

b　生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者

c　証券会社等

d　電子債権記録機関

（イ）金融上の措置の要請事項

a　預貯金取扱金融機関

（ａ）災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

（ｂ）預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

①金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

②金融機関において、やむを得ない事情と認められる災害被災者に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

（ｃ）手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

（ｄ）営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

b　生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険業者

（ａ）保険金等の支払いに係る便宜措置
　保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。
（ｂ）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置
　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
（ｃ）営業停止等における対応に関する措置
　保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

ｃ　証券会社等
（ａ）届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
（ｂ）有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力
（ｃ）被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
（ｄ）証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること
（ｅ）その他、顧客への対応について十分配慮すること

ｄ　電子債権記録機関
（ａ）災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること
（ｂ）休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること
（ｃ）上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと
（ｄ）営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

イ　日本銀行京都支店の措置
（ア）通貨の円滑な供給の確保
　被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
　なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。
（イ）現金供給のための輸送、通信手段の確保
　被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、各種輸送、通信手段の確保を図る。
（ウ）金融機関の業務運営の確保に係る措置
　関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。
（エ）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
　必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次のような措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。
ａ　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
ｂ　被災者に対し定期預金、定期積金等の中途解約または預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
ｃ　電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
ｄ　損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

e　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（オ）各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して、すみやかにその周知徹底を図る。

4　郵便業務計画

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

（１）災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

（２）被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第 19 条及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第５号）第４条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

（３）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第 18 条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

（４）被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第４条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

5　職業のあっせん（保健福祉課、企画観光課）

本町は、災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、被災状況等を勘案のうえ、峰山公共職業安定所宮津出張所と緊密な連携をとり、速やかにそのあっせんを図り、あわせて関係機関との連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

6　り災証明の発行（総務課）

（１）本町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の「被害の程度」の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

（２）府は、災害による住家等の「被害の程度」の調査やり災証明書の交付について、本町の状況を把握し、応援が必要と見込まれる場合に、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、本町へのノウハウの提供等を行うことにより、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、本町に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、本町主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

7　被災者台帳の作成

（１）本町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（２）府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する本町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２節　公共土木施設復旧計画

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

1　災害復旧事業の推進（全部）

公共土木施設に災害が発生した場合、国土交通省の災害復旧事業に該当するものについては、府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）を通じて府並びに国土交通省に被害報告をし、現地査定を申請し、災害復旧に万全を期する。

なお、応急復旧工事については、府丹後広域振興局建設部（丹後土木事務所）と協議のうえ、仮工事及び応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、交通の確保等を図る。また、国土交通省の災害復旧事業に該当しないものについては、町単独災害復旧事業により早期復旧を図る。

2　事業計画の種別（全部）

本町が管理する施設に被害が発生すれば、以下の災害復旧制度に基づき、事業計画を検討作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画
イ　海岸公共土木施設災害復旧事業計画
ウ　砂防設備災害復旧事業計画
エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
カ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
キ　道路公共土木施設災害復旧事業計画
ク　港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ケ　漁港公共土木施設災害復旧事業計画
コ　上水道公共土木施設災害復旧事業計画

以下（２）～（８）は公共土木施設災害ではないため参考として記述。

（２）農林水産施設災害復旧事業計画
（３）住宅災害復旧事業計画
（４）住宅福祉施設災害復旧事業計画
（５）公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
（６）学校教育施設災害復旧事業計画
（７）社会教育施設災害復旧事業計画
（８）その他の災害復旧事業計画

〔国土交通省〕

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

（１）災害復旧の実施

ア　災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

イ　災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、海岸等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

ウ　災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全にも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

エ　再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

（２）復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

（３）重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援

迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。

第３節　農林水産業施設復旧計画

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

1　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（1）補助の対象となる施設

１箇所の事業費が 40 万円以上の次の施設

ア　農地

イ　農業用施設

公共的かんがい排水施設、農業用道路等

ウ　林業用施設

公共的な次の施設

（ア）林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

（イ）林道

エ　漁業用施設

（ア）沿岸漁場整備開発施設

護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設

（イ）漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設

オ　共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、水産業協同組合（漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合を含む。）、地方公共団体等の所有する共同利用施設

（2）高率補助率

ア　一般災害

高率補助率は次の要領により適用される。

区分			普通補助率	高率補助率	
				１次	２次
農地農業用施設	農地		50%	80%	90%
	農業用施設		65%	90%	100%
	関連事業		50%	－	－
林業用施設	荒廃林防止施設		65%	－	－
	林道	奥地幹線林道	65%	90%	100%
		その他林道	50%	75%	85%
漁業用施設			65%	90%	100%
共同利用施設			20%	－	－

（ア）農地農業用施設

１戸当たりの事業費が８万円を超え、15 万円以下の部分には１次高率、15 万円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

（イ）林道

被災林道の既設延長１ｍ当たりの事業費が 1,000 円を超え、1,200 円以下の部分には１次高率、1,200 円を超える部分には２次高率がそれぞれ適用される。

（ウ）漁業用施設

事業費の総額が、当該市町村の１世帯標準税収入に区域内に在住する水産業協同組合員の属する世帯数を乗じた額の３倍を超える部分については１次高率、６倍を超える部分については２次高率を適用する。

イ　連年災害

（ア）農地農業用施設

その年を含む過去３か年の合計事業費が１戸当たり 100,000 円以上で、かつその年の事業費が１戸当たり 40,000 円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

（イ）林道

その年を含む過去３か年の合計事業費が１ｍ当たり 1,100 円を超え、かつその年の事業費が１ｍ当たり 500 円以上となる場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。

２　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

（１）農地農業用施設

１の補助率の適用後の１戸当たりの事業費負担額が 20,000 円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

１戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000 円を超え 20,000 円以下の部分	70％
20,000 円を超え 60,000 円以下の部分	80％
60,000 円を超える部分	90％

（２）林道

１の補助率適用後の事業費負担額が１ｍ当たり 180 円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

１ｍ当たりの負担額	嵩上補助率
110 円を超え 200 円以下の部分	70％
200 円を超え 500 円以下の部分	80％
500 円を超える部分	90％

（３）共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

区分	１箇所当たりの工事費	補助率	
		40 万円までの部分	40 万円を超えた部分
告示地域	13 万円以上	40％	90％
その他の地域	40 万円以上	30％	50％

３　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

（１）補助の対象となる施設

１箇所の事業費が 60 万円以上の次の施設（ただし、都道府県及び指定都市の場合は 120 万円以上）

ア　海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

イ　林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く）

ウ　地すべり防止施設

地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設

エ　漁港

漁港漁場整備法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

（２）国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第４条の規定による

第４節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

災害復旧上、必要な財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

１　災害復旧事業債等の財政措置（総務課）

災害にかかった施設を原形に復旧するに当たり、府に対し次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請する。

（１）災害復旧事業債

ア　補助災害復旧事業債

イ　単独災害復旧事業債

ウ　公営企業等災害復旧事業債

エ　火災復旧事業債

オ　災害による特別措置債

（ア）歳入欠かん等債

（イ）公共土木等小災害債

（ウ）農地等小災害債

（２）一時借入金

災害により一時に多額の資金を必要とする場合、府は本町の行う一時借入金の借入れについて近畿財務局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、本町に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。

２　農林漁業関係融資（地域整備課）

経営安定対策としての災害時における融資等は、災害の規模、災害の程度等によって異なるが、その制度は概ね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

（１）天災融資法に基づく融資

ア　経営資金

（ア）貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農林漁業を主な業務とするもの又は農林漁業者及び農林漁業を営む法人で、町長の被害認定を受けたもの

（イ）貸付限度額（次の額又は損失額に一定率を乗じた額のいずれか低い額）

個人	200 万円
（激甚の場合）	250 万円
法人（政令で指定されたもの）	2,000 万円
果樹栽培者、家畜等飼養者（政令で指定された場合に限る）	500 万円
（激甚の場合）	600 万円
漁具の購入資金	5,000 万円

（ウ）償還期限

６年以内（激甚災害の場合７年以内）

（エ）貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者	年３％以内
３割被害農林漁業者	年 5.5％以内
その他一般被害農林漁業者	年 6.5％以内

イ　事業資金

（ア）貸付対象者

天災によりその所有する施設、在庫品等に著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

（イ）貸付限度額

	一般の場合	激甚災害の場合
組　合	2,500 万円	5,000 万円
連合会	5,000 万円	7,500 万円

（ウ）償還期限
　　３年以内
（エ）貸付利率
　　年6.5%以内

ウ　事務手続

（ア）町長は、天災発生後、速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ知事に申請するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときは、その資料を提出する。

（イ）町長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。

　なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については、府丹後広域振興局長が行う。

（２）株式会社日本政策金融公庫の融資

ア　融資基準

貸付対象者	貸付金の種類	貸付けの条件			
		貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率（年利）
認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織等	農林漁業セーフティネット資金	１．簿記記帳を行っている場合：年間経営費の12分の６又は粗収益の12分の６に相当する額のいずれか低い額 ２．１以外の場合：600万円	15 年以内据置期間を含む。	３年以内	0.60～1.05%（令和６年10月21日現在）

イ　事務手続

　希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（町発行のり災証明書等）を、日本政策金融公庫京都支店又は農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

（３）農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

ア　融資基準

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800万円～共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人７～18年、共同利用施設７～20年（農業近代化資金と同じ）
対象事業	農業近代化資金の内、農業近代化資金助成法施行令第２条の表第１号から第４号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）
貸付利率	借入当初５年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	本町（本町が金融機関に利子補給）
利子補給期間	５年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負担割合	府50%、本町50%

イ　事務手続

（ア）天災によって損失を受けた農業者等は、知事から指定を受けた後、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を本町に提出する。

（イ）本町は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

（４）農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補給

ア　災害に伴う農業関係の被害が甚大であり、農家の経済的心理的打撃を解消するために、被害農家に対して、農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に、京都府農業共済組合連合会及び農業共済組合等に対し、保険金又は共済金の仮渡しと、これに要する資金の借入れに対する利子補助を府に要請する。

イ　災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第５節　住宅復興計画

被災した一般民間住宅の復興に当たり独立行政法人住宅支援機構法に基づく融資、貸付けの要請を行うとともに、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため必要と判断される災害公営住宅の建設を図る。（地域整備課）

１　一般民間住宅について

災害時において一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

２　災害公営住宅の整備について、

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することとなっている。

（１）対象

公営住宅法第８条の規定により

ア　地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上、又は１市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の１割以上であるとき。

イ　火災により住宅が滅失した場合、被災全地域 200 戸以上、又は１市町村の区域内の住宅戸数の１割以上であるときの災害の場合に対象となる。

（２）建設戸数の限度

滅失住宅戸数の３割以内

（３）補助率

建設・買取費の２／３（建設又は買取の場合）

住宅共用部分工事費の２／５（借り上げの場合）

（４）整備の手順

ア　住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内）

イ　住宅災害現況の現地調査

ウ　災害公営住宅整備計画書の提出

エ　住宅滅失戸数の査定

（５）激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

ア　対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

イ　整備等戸数の限度

滅失住宅戸数の５割以内

ウ　補助率

建設・買取費の３／４（建設又は買取の場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の２／５（借り上げの場合）

エ　建設等の手順

公営住宅法の場合と同じ

〔独立行政法人都市再生機構〕

台風等の異常な自然災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合、災害によって滅失、又はき損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有蓋となるおそれがあると認められる場合においては、予算の範囲内でかつ必要最小限度において原形復旧

を超える改良措置、又は新たな危険防止措置を講ずる。

なお、分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

公営住宅関係住宅災害対策

<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">一般災害</th><th colspan="4">激甚災害</th><th rowspan="3">手続の流れ</th></tr>
<tr><th colspan="2">公営住宅</th><th colspan="2">本激</th><th colspan="2">局激</th></tr>
<tr><th>要件</th><th>措置</th><th>要件</th><th>措置</th><th>要件</th><th>措置</th></tr>
<tr><td>建設</td><td>＜公営住宅建設事業＞
１．滅失戸数→被災地全域で500戸以上又は１市町村で200戸以上若しくはその区域内の全住宅の１割以上
２．火災による滅失戸数→被災地全域で200戸以上又は、１市町村全住宅の１割以上
（公営住宅法第８条第１項第１、２号）</td><td>（公営住宅法第８条第１項）滅失戸数の３割を限度として＜災害公営住宅＞の建設等に対する２／３補助
↓
標準工事費は一般に準ずる（第８条第２項）
＜災害公営住宅＞の借り上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する２／５補助</td><td>＜り災者公営住宅整備事業＞
（激甚法第22条）
１．滅失戸数→
①被災全域で、（災害指定）4,000戸以上
②被災全域で、（災害指定）2,000戸以上かつ１市町村で200戸以上若しくは、全住宅の１割以上
③被災全域で、1,200戸以上かつ、１市町村で400戸以上若しくは、全住宅の２割以上
（激甚指定基準８）
２．滅失戸数（地域指定）
→１．の①～③のいずれかであり、かつ、１市町村で100戸以上又は全住宅の１割以上（激甚法施行令第41条）</td><td>滅失戸数の５割を限度として＜り災者公営住宅＞の建設等に対する３／４補助
＜り災者公営住宅＞の借り上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する２／５補助</td><td>なし</td><td>なし</td><td>住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長）
災害公営住宅整備計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長）
住宅滅失戸数の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う。）
補助金交付申請（事業主体→知事→国土交通大臣）補助金交付決定（国土交通大臣→知事→事業主体）</td></tr>
<tr><td>復旧</td><td>＜既設公営住宅復旧事業＞
滅失又は著しく損傷（公営住宅法第８条第３項）
↓
１．住宅の被害→１戸当たりの復旧費が11万円以上かつ１事業主体の合計額が290万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円）（財務省協議による運用基準）</td><td><table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td rowspan="2">被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td colspan="3">補助率１／２</td></tr></table>（公営住宅法第８条第３項）</td><td>＜本激甚指定既設公営住宅復旧事業＞
公共土木施設災害復旧事業の
Ａ．見込額→全国都道府県市区町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上
Ｂ．Ａの見込額が0.2%以上、かつ都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が１以上
市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の５%をこえる都道府県が１以上
（激甚災害指定基準１）</td><td>補助率のかさ上げ（激甚法第３条）</td><td>＜局激指定既設公営住宅復旧事業＞
１．当該市町村負担見込額
→当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が１つ以上あること。（ただし、当該市町村ごとの合計が１億円以上）
２．１の見込額からみて明らかに１の基準に該当することが見込まれること
（局地激甚災害指定基準）</td><td>補助率のかさ上げ（激甚法第３条）</td><td>既設公営住宅復旧計画書の提出（事業主体→知事→地方整備局長）
補修費及び宅地復旧費の査定（災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。）
補助金交付申請（事業主体→知事→地方整備局長）補助金交付決定（地方整備局長→知事→事業主体）</td></tr>
</table>

第６節　中小企業復興計画

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

災害を受けた中小企業に対し、伊根町商工会及び企画観光課を窓口に金融相談等に応じ、復旧資金の円滑な融通を図る。（企画観光課）

〔近畿通商産業局〕

（１）被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握
（２）被害状況に応じた必要資金の円滑な融通
（３）激甚災害法に基づく金融特例措置等

〔府〕

災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じてその都度判断し次のような対策を講じていく。

（１）独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府関係金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう依頼する。
（２）特に必要なものについては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
（３）府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業 21)、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け金融相談等に応じる体制をつくり復旧資金の金融円滑化に対処する。

第７節　風評被害対策

本町は、府や町商工会、町観光協会、京都府漁業協同組合、京都農業協同組合、宮津地方森林組合等と連携し、発生した災害による風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策をとるものとする。

第８節　文教復旧計画

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

1　学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

（１）町立学校等及び附属機関

府は、本町が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、本町の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

2　教育活動の再開

（１）被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、本町の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

（２）学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

（３）教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号)」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号)」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号)」による補助金に関すること。

イ　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費に関すること。

ウ　災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号)」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号)」による学資貸与金に関すること。

エ　府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。

オ　被災教職員に対する救済措置に関すること。

（４）児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第９節　文化財等復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

町内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第 10 節　激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1　激甚災害指定の手続

町長は災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に、知事は内閣総理大臣に報告することとなっている（災害対策基本法第 53 条）。内閣総理大臣は、これを受けてその災害が、激甚法第２条第１項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

2　激甚災害指定に関する被害状況等の報告（関係各課）

（１）知事への報告

町長は、町域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第 53 条第１項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を知事に報告する。

（２）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

ア　災害の発生

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）

オ　災害に対し、実施した措置

カ　その他必要な事項

町長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書を作成し、府の関係各部へ提出する。

第11節 災害復興対策計画

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、本町及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

1 基本方向の決定等

（1）地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定める。

（2）復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

（3）災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、府、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

2 復興方針の策定等

（1）復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であって国により緊急災害対策本部が設置された場合、府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号)」第9条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする本町の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

（2）復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定める。

ア 大規模災害からの復興の目標に関する事項

イ 大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針

ウ 府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

（3）復興計画の作成等

本町が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号)」第10条に基づく復興計画を定める場合には、府と共同して定める。

また、本町から府への要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、府が本町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

（4）復興に向けた体制整備等

本町は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。